

【平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)】

介護保険サービスと保険外サービスの
組合せ等に関する調査研究事業

報 告 書

平成 3 0 年 3 月

株式会社 日本総合研究所

<目次>

第1章 本調査研究事業の概要	1
1. 本調査研究事業の背景	1
2. 規制改革実施計画について	3
3. 本調査研究事業における検討方法	5
第2章 本調査研究事業における検討結果について	7
1. 訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供することについて	7
2. 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供することについて	13
3. 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することについて	19
4. 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することについて	23
5. 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することについて	27
6. 保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫について	30
7. 訪問介護サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することについて	33
8. 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて	36
参考資料	39
参考資料1 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する保険者等の運用実態調査について	41
1. 調査概要	41
2. アンケート調査結果	43
参考資料2 保険者（自治体）アンケート調査票	105
1. 都道府県向けアンケート調査票	105
2. 保険者向けアンケート調査票	121

第1章 本調査研究事業の概要

1. 本調査研究事業の背景

- いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、各地域では、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組みが、地域の実情に応じながら進められている。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常的な生活支援等、高齢者の抱える多様なニーズに対応したサービスが充実していくことが求められており、そのためには、介護保険制度に基づくサービスはもちろんのこと、保険給付の対象とはならないニーズに対応する民間サービス（以下「保険外サービス」という。）が充実することも重要である。
- 保険外サービスの充実を図るためには、事業者が保険外サービスを効率的に提供でき、事業活動を行いやすくなることの意義は大きい。そのため、介護保険サービスと保険外サービスの柔軟な組み合わせを実現することは、保険外サービスの充実を図る上でも重要な取組みである。
- もっとも、公的な制度として運営されている介護保険サービスと、保険外サービスを組み合わせて提供する場合には、利用者保護の観点や、保険外サービスの利用を目的とした介護保険サービスの利用等により保険給付が過剰に給付されることを防ぐ観点、介護保険の目的である自立支援・重度化防止が阻害されることを防ぐ観点が踏まえられていることが大前提である。
- このため、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供するためには、両サービスが明確に区分されていることや、事業者が利用者等に対してあらかじめサービスの内容等を説明し、同意を得ていること等のルールが必要となる。
- 仮にこうしたルールが無く、両サービスの区分が不明瞭のまま提供されると、利用者が不明瞭な形で料金を徴収されるおそれや、保険外サービスに保険料や税を財源とする保険給付が充てられるおそれがあり、また、利用者の理解・同意の無いままに保険外サービスが提供されると、利用者にとって不要なサービスが提供され、利用者の負担が不当に拡大するおそれや、介護保険の目的である自立支援・重度化防止を阻害するようなサービスが提供されるおそれがある。

- したがって、保険サービスと保険外サービスを明確に区分することや、利用者に対して説明を行い、同意を得ることは、利用者保護や適正な保険給付の担保等の観点から極めて重要なルールである。
- その一方で、こうしたルールの具体的な運用については、明確で一覧できるものが無く、市町村や都道府県がそれぞれ助言・指導をしている。そのため、地方自治体による助言・指導がまちまちになり、そのことが、事業者が両サービスを柔軟に組み合わせ提供する際の障壁になっているとの指摘がある。
- そのような背景の下、平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画においては、以下2.に掲げる指摘がなされた。これを踏まえ、厚生労働省では同計画上、「平成29年度検討・結論」とされた事項について、平成30年度上期中に速やかに「一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）」を発出することを予定しており、本調査研究事業では、当該事項の検討に資するよう調査研究を行った。
- 本調査研究事業の取りまとめを踏まえ、今後、厚生労働省から関連通知が発出される予定であるが、当該通知が発出された後においても実態把握や検証を行う等、高齢者の日常生活を支えるための保険外サービスの健全な育成に向けた取組みが引き続き行われることが期待される。

2. 規制改革実施計画について

- 前述のとおり、介護保険制度では、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分する等のルールを遵守すれば、両サービスを組み合わせて提供することが可能である。
- その一方で、その具体的な運用については、明確で一覧できるルールが明示されておらず、市町村や都道府県による助言・指導がまちまちになっていることから、事業者が両サービスを柔軟に組み合わせて提供する際の障壁になっているとの指摘がある。
- そうしたことを背景に、規制改革推進会議では、保険サービスと保険外サービスの柔軟な組合せの実現に向けて議論が行われたところであり、当該議論を踏まえ、平成 29 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」には、以下の事項が盛り込まれた。

4. 医療・介護・保育分野（2）個別実施事項

②介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせの実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	<p>介護保険サービスと保険外サービス（以下「両サービス」という。）の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記 a～c についての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）を発出し、周知を図る。</p> <p>a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No. 11 の a 参照）</p> <p>b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備（No. 12 参照）</p> <p>c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化（No. 14 参照）</p>	平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期中に速やかに措置	厚生労働省
11	訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等	<p>訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、</p> <p>a 両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。）について検討し、結論を得る。</p> <p>また、</p> <p>b 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化防止の阻害のおそれ 	<p>a：平成 29 年度 検討・結論</p> <p>b：平成 29 年度 検討開始</p>	厚生労働省

		<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付増加の呼び水となるおそれ ・適正な保険給付を担保するサービスの区分 ・ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント 		
12	通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現	<p>通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記の a～c について検討し、結論を得る。</p> <p>a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化</p> <p>b 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルール の在り方</p> <p>c 保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルール の整理</p>	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省 国土交通省
13	保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方	<p>特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。</p>	平成 29 年度整理開始	厚生労働省
14	利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化	<p>法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。</p>	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省

3. 本調査研究事業における検討方法

- 本調査研究事業では、規制改革実施計画を踏まえ、学識経験者、地方自治体職員、ケアマネジャー、介護事業者等から構成する有識者委員会を立ち上げ、
 - ・ 市町村や都道府県による助言・指導がまちまちであると指摘されていることを踏まえて、まずは市町村等における運用実態を把握するとともに、
 - ・ その結果を踏まえて、現行のルールについて、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう整理する等の観点から検討を行った。

- 具体的には、まずは市町村等における運用実態を把握するため、全保険者と全都道府県に対し、主に以下①～⑦に関する平成 29 年 1 月～12 月の状況についての調査を行った。
 - ① 訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
 - ② 訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
 - ③ 通所介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
 - ④ 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
 - ⑤ 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
 - ⑥ 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況
 - ⑦ 上記①～⑥について、保険者等において実施されている運用上の工夫

- そして、当該調査結果を踏まえ、規制改革実施計画において「平成 29 年度中に結論」とされた下記（1）～（5）について、現行のルールの整理等を行うための検討を行うとともに、保険者等において実施されている運用上の工夫についての検討（下記（6））を行った。

併せて、現行ルールでは提供不可とされている、訪問介護と保険外サービスの同時一体的な提供や、指名料・時間指定料の徴収についても、規制改革実施計画において、それぞれ、「課題を踏まえて検討する（平成 29 年度検討開始）」、「利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う（平成 29 年度整理開始）」とされていることを踏まえ、議論を行った。（下記（7）と（8））

- (1) 訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供することについて
- (2) 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供することについて
- (3) 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して保険外サービスを提供することについて
- (4) 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することについて
- (5) 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することについて
- (6) 保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、保険者において実施されている運用上の工夫について
- (7) 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについて
- (8) 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担により上乗せ料金を徴収することについて

○ 上記(1)～(8)に関する本調査研究事業での検討状況等の詳細については、第2章のとおりである。

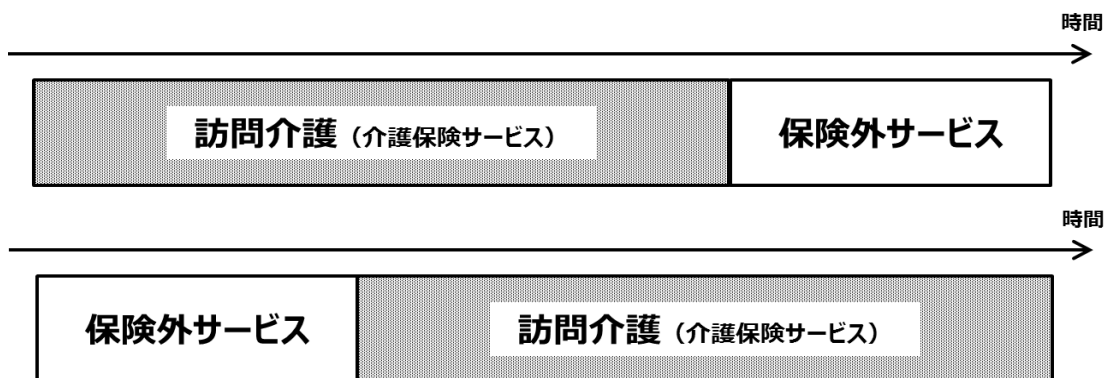
図表1. 検討委員会委員

	委員名簿	(五十音順、敬称略)	○印 座長
	赤沼 康弘	赤沼法律事務所	所長
○	駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部	教授
	齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	常務理事
	笹井 肇	武蔵野市 健康福祉部	部長
	中井 孝之	一般社団法人 シルバーサービス振興会	常務理事
	濱田 和則	一般社団法人 日本介護支援専門員協会	副会長
	藤井 賢一郎	上智大学 総合人間学部	准教授
	松本 均	横浜市 高齢健康福祉部	部長

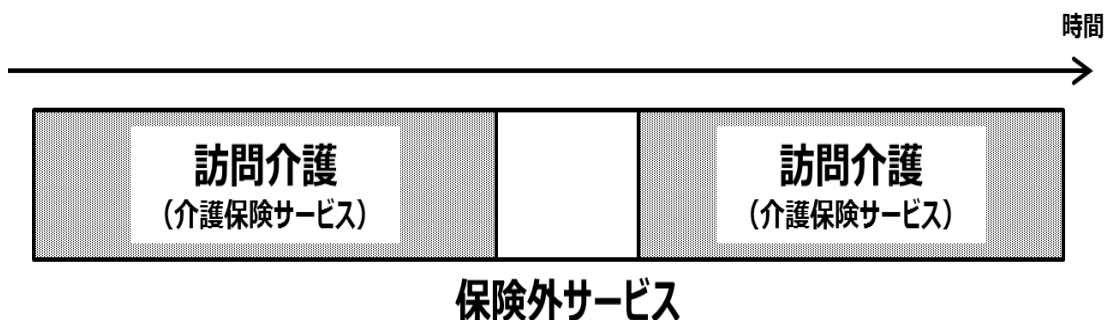
第2章 本調査研究事業における検討結果について

1. 訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供することについて

図表2. 訪問介護と保険外サービスを連続して提供する場合のイメージ



図表3. 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供する場合のイメージ



(1) 現行のルール

- 訪問介護と保険外サービスについては、以下のルールの下、両サービスを組み合わせて提供すること（※）を認めている。
 - ・ 保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていること。
 - ・ 利用者に対し、保険外サービスの提供に当たって、あらかじめサービス内容等を説明し、同意を得ていること。

※①訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することや、②訪問介護の提供中に、一旦、訪問介護の提供を中断した上で保険外サービスを提供し、その後に訪問介護を提供（「提供時間の合間」に保険外サービスを提供）すること。

- このルールは、第1章の1. で述べたとおり、
 - ・ 両サービスが明確に区分されていない場合、利用者が不明瞭な形で料金を徴収されるおそれがあることや、保険外サービスに保険給付が充てられるおそれがあること。
 - ・ 利用者への説明・同意がない場合、利用者にとって不要なサービスが提供され、利用者の負担が不当に拡大するおそれや、自立支援・重度化防止を阻害するサービスが提供されるおそれがあること。から、利用者保護の観点から設けられたものである。

- また、ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないとされている。この方針の下、ケアマネジャーは、介護保険サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてケアプラン上に位置づけるよう努めなければならないとされている。

(2) 保険者及び都道府県の運用実態

- 保険者等に対し、「訪問介護の前後に連続して自宅で保険外サービスを提供すること」や「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、平成29年1月～12月の間における助言・指導の状況を調査したところ
 - ・ 「訪問介護の前後に連続して自宅で保険外サービスを提供すること」については、保険者では12.1%、都道府県では45.0%が助言・指導をしたことがあると回答し、
 - ・ 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」については、保険者では7.5%、都道府県では15.0%が助言・指導をしたことがあると回答した。

- 助言・指導の具体的な内容としては、以下のような回答があった。
(訪問介護の前後又は提供時間の合間に保険外サービスを組み合わせて提供すること自体を不可とすること)
 - ・ 訪問介護と連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること。
 - ・ 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること。

- ・ 原則、訪問介護の提供時間の合間の保険外サービスの提供は不可とし、仮に提供する場合は、訪問介護の前後に提供すること。ただし、どうしてもその提供時間の合間に保険外サービスを提供する必要がある場合は、その理由等を詳細に文書として残し、利用者、その家族及び介護支援専門員等に説明、同意を得ること。

(訪問介護と保険外サービスは別サービスであることを、利用者にとって判別しやすいものとするための取組み)

- ・ それぞれを提供するスタッフを別とすること。
- ・ エプロンや名札を付け替える等、見た目で見分けられるようにすること。
- ・ 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること。
- ・ 利用者に対し、サービス内容、時間、料金等の説明を実施し、それぞれが別のサービスであることを十分に理解させること。
- ・ 両サービスの間には一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること。

(訪問介護と保険外サービスの区分等を記録すること)

- ・ 文書として時間の記録を残し区分を確認できるような手順をとること。
- ・ ケアプランの中に保険外サービスを位置付け、サービス内容と提供時間を明確に記載すること。
- ・ 勤務形態一覧で、明確に訪問介護とそれ以外の時間を区分し、相互に人員を算入しないこと。

(その他)

- ・ サービス提供責任者が1名の場合(利用者が40名未満の場合)は、専ら訪問介護に従事しなければならないため、保険外サービスに従事してはならないこと。
- ・ 保険給付の対象となるサービスの範囲に関すること。
- ・ 具体的な区分の方法については助言・指導をしていない。

(3)「訪問介護と保険外サービスを組み合わせる場合」として想定される事例

- 保険者等が行った助言・指導の内容や、事業者等が本調査研究事業とは別途に提案

している内容を踏まえると、訪問介護と保険外サービスを組み合わせとして、例えば以下のようなものが想定される。

- ・ 訪問介護の前後や提供時間の合間に、利用者本人に対し、訪問介護の対象とはならないサービスを提供すること。(利用者の部屋の窓のガラス拭き、庭の草むしり等)
- ・ 訪問介護の前後や提供時間の合間に、同居家族に対してサービスを提供すること。(同居家族の部屋の掃除、同居家族のための買い物)
- ・ 訪問介護として外出支援をした後、引き続き、利用者が趣味や娯楽のために立ち寄る場所に同行すること。
- ・ 利用者宅において訪問介護を提供した後に、引き続き、利用者宅の外で保険外サービスを提供すること。
- ・ 訪問介護の通院等乗降介助として受診等の手続を提供した後に、引き続き、介護報酬上の算定の対象とならない院内介助を提供すること。

(4) 調査研究事業における検討

(基本的な考え方)

- 日常的な生活支援等を必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれる中、高齢者の在宅生活を支えるためには、高齢者が抱える多様な生活支援等のニーズに対応するためのサービスが充実していくことが重要であり、そのためには、利用者の自立支援・重度化防止を目的として提供される訪問介護に加え、訪問介護の対象とはならないニーズをカバーする保険外サービスが充実していくことも必要である。
- 保険外サービスの充実を図るためには、事業者が保険外サービスを効率的に提供でき、事業活動を行いやすくなることの意義は大きく、特に訪問介護を提供する事業者が保険外サービスも提供する場合には、効率的な事業運営のためには、介護保険の前後や提供時間の合間に保険外サービスを柔軟に組み合わせ提供できることが重要である。
- もっとも、訪問介護と保険外サービスを組み合わせ提供する場合には、利用者保護の観点や、保険給付が過剰に給付されることを防ぐ観点、介護保険の目的である自立支援・重度化防止が阻害されることを防ぐ観点が踏まえられていることが大前提であり、それら前提を踏まえて設けられている現行ルールの下で、訪問介護と保険外サービスの柔軟な組み合わせを実現していくことが求められる。
- そして、訪問介護と保険外サービスを組み合わせ提供するに当たっては、高齢者の多くは認知機能が低下しているという特性を十分に踏まえたものであるべきであ

る。実際、両サービスを区分することに関する保険者等による助言・指導として「利用者に丁寧に実施し、別のサービスであることを十分に理解させること」が多いのは、そうした高齢者の特性が踏まえられたものと考えられる。

- そうした工夫については、特に現役世代等からは、一見、不合理な手法と捉えられることもある。しかしながら、認知機能が低下している利用者にとっては、両サービスが別サービスであることを認識しやすくなるような配慮が行われることの意義は大きい。したがって、事業者は、利用者の個々の状況を踏まえた上で、両サービスの区分をしやすくなるような配慮を行うことが重要である。
- こうした考え方の下、訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供することに関する現行のルールについて、以下「（現行ルールの整理について）」において整理する。
- なお、このほか、今後訪問介護事業者が保険外サービスを提供することが増加すると見込まれることを踏まえ、訪問介護事業所のサービス提供責任者が保険外サービスに従事する場合における専従要件等といった人員基準等の取扱いについても、整理する必要がある。

（現行ルールの整理について）

- 以下の事項を遵守した上で、訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供することが可能であることを明示する。
- 利用者保護の観点から、事業者は、契約の締結に当たり、
 - （ア） 訪問介護と保険外サービスの区分を明確にすること（※保険外サービスの提供時間は、訪問介護の時間には含めない）
 - （イ） 保険外サービスの内容、提供時間、料金等を文書として記録すること
 - （ウ） 利用者に対し、上記（イ）の文書をもって丁寧に説明を行い、利用者の納得・同意を得ること
- また、事業者は、契約の締結前後に、ケアマネジャーに対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。
- 事業者は、保険外サービスを提供する際においても、利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを十分に踏まえ、利用者の状況に応じ、訪問介護と保険外サービスの区分を理解しやすくなるような配慮を行うこと。

※例えば、訪問介護と保険外サービスを切り替えるタイミングを丁寧に説明する等、利用者が別サービスであることを認識できるような工夫を行うこと。

- 提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、事業者は、苦情を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講じること。

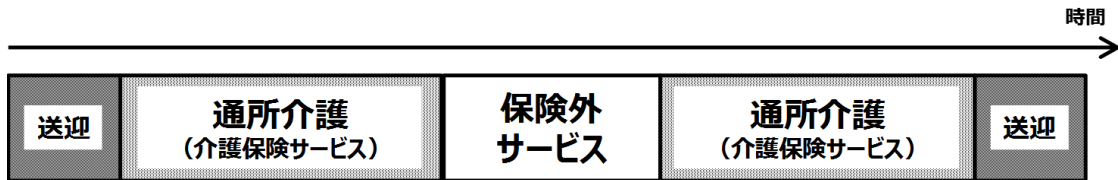
※なお、当該訪問介護事業者は、訪問介護を提供する事業者の責務として、訪問介護に係る苦情に対応するための措置を既に講じていることから、当該措置を保険外サービスに活用することが考えられる。

- ケアマネジャーは、事業者から提供される保険外サービスに関する情報（サービスの内容や提供時間等）をケアプラン（週間計画表等）等に記載すること。

- 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、両サービスを区分することが困難であるため、提供不可である旨を明示すること。なお、厚生労働省は、規制改革実施計画に基づき、来年度においても引き続き、同時一体的な提供の在り方について検討を行うこととしている。（詳細は「7 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについて」参照）

2. 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供することについて

図表4. 通所介護の利用者に対し通所介護の提供時間中に保険外サービスを提供する場合のイメージ



(1) 現行のルール

(通所介護の提供時間帯に通所介護以外のサービス提供することについて)

- 通所介護は、利用者の生活機能の維持・向上を目指し、事業者の創意工夫に基づき、様々なサービスやプログラムを保険内サービスとして提供することが可能となっており、サービスの実施に当たっては、基本的には、追加的に費用を徴収することはできない。
- また、通所介護は、一連のサービス行為が保険給付の対象として評価されるものであり、仮に通所介護の提供時間の合間に通所介護以外のサービスの提供を受ける場合、その時点以降は、通所介護のサービスとはならない。
- ただし、その例外として、①通所介護事業所内において理美容サービスを受けること、②緊急やむを得ない場合において併設医療機関を受診すること（以下「理美容サービス等」という。）については、以下（ア）～（エ）を条件に、通所介護の提供を一旦中断した上で、保険外サービスを提供し、その後に引き続いて通所介護を提供することが認められている。
 - （ア） 両サービスの区分が明確にされていること
 - （イ） 本人に対する説明と了解を得ていること
 - （ウ） 通所介護の利用料とは別に費用請求が行われていること
 - （エ） 通所介護の提供時間には理美容サービス等に要した時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、一つの通所介護として取り扱うこと

(通所介護事業所からの外出について)

- 通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則とされており、ただし、以下に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外で、保険サービスの一環として、通所介護を提供することができる。
 - ・ あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。
 - ・ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

(介護報酬に基づく料金とは別に費用を徴収することについて)

- 通所介護事業者は、通所介護に係る介護報酬に基づく料金とは別に、必要な実費等として、
 - ・ 食事の提供に要する費用
 - ・ おむつ代
 - ・ その他の日常生活費（※習字、お花等の活動に伴う材料費等を含む）
 - ・ 利用者個人の希望に応じて購入する嗜好品
 - ・ 利用者個人の趣味的活動に関する材料費
 - ・ 希望を募って実施する旅行等の費用等について、利用者から費用徴収が可能である。

(2) 保険者及び都道府県の運用実態

- 保険者等に対し、通所介護の利用者に対して通所介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供することについて、平成 29 年 1 月～12 月の間における助言・指導の状況を調査したところ、保険者では 5.1%、都道府県では 30.0%が助言・指導をしたことがあると回答した。
- 助言・指導の具体的な内容としては、大半が「通所介護の提供中に、理美容等以外の保険外サービスを提供すること自体を不可とすること」であった。

(3) 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供することとして想定される事例

- 保険者等が行った助言・指導の内容や、事業者等が本調査研究事業とは別途に提案している内容を踏まえると、通所介護を提供中の利用者に対して提供する保険外のサービスとしては、例えば以下のようなものが想定される。

- ・ 利用者に対する通所介護を一旦中断した上で、通所介護事業所内で、理美容サービスに加え、巡回健診や予防接種を行うこと。
- ・ 利用者に対する通所介護を一旦中断した上で、利用者個人の希望により事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと。
- ・ 通所介護事業所内で、物販、移動販売やレンタルサービスを提供すること。
- ・ 通所介護事業所の職員等が、利用者に対し、買い物等代行サービスを提供すること。

(4) 調査研究事業における検討

(基本的な考え方)

- 通所介護では様々なサービスが保険内サービスとして提供可能であり、また、近年では個人ごとのプログラムを提供する取組みが増えていることも踏まえれば、通所介護事業所内において利用者に対して提供されるサービスについては、通所介護としての内容と保険外サービスとしての内容を区分することは、基本的には困難である。
 - このため、保険外サービスとして利用者から保険給付とは別に費用を徴収することは、基本的には適当ではなく、仮に特別な器具や外部事業者等を活用する場合であっても、あくまで通所介護サービスとして実施し、必要に応じて実費等を追加徴収することが適当である。
 - ただし、以下①～④の保険外サービスについては、通所介護とは明確に区分することが可能なサービスである。そのため、通所介護とこれら保険外サービスとの区分を明確にする等の一定のルールの下で、通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することを可能とすることは、高齢者の生活の質の向上を図る観点から意義が大きい。
 - ① 事業所内において、理美容に加え、巡回健診や、予防接種を行うこと
 - ② 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
 - ③ 物販・移動販売やレンタルサービス
 - ④ 買い物等代行サービス
- ※上記②は、機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援するもの。

- こうした考え方の下、通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することに関するルールの在り方について、以下「（通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することに関するルールの在り方について）」において整理する。
- なお、このほか、利用者の認知機能が低下しているおそれがあることに鑑み、利用者にとって不要なサービスが提供されることを防ぐ観点から、例えば、事業者が利用者に対し高額な商品を物販しようとする場合には、あらかじめ、その旨を利用者の家族に対して連絡するといった取扱いについて、整理する必要がある。

（通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することに関するルールの在り方について）

- 通所介護では様々なサービスが保険内サービスとして提供できることから、保険外サービスとして利用者から保険給付とは別に費用を徴収することは、基本的には認めない。

- ただし、以下①～④の保険外サービスについては、通所介護とは明確に区分されたサービスであり、下記（ア）～（ケ）が遵守されている場合には、提供可能とする。

- ① 事業所内において、理美容に加え、巡回健診、予防接種を行うこと
- ② 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
- ③ 物販・移動販売やレンタルサービス
- ④ 買い物等代行サービス

- 事業者は、
 - （ア） 契約の締結に当たり、両サービスの区分を明確にすること。
 - （イ） 保険外サービスの内容、提供時間、料金等を文書として記録し、利用者に対して文書をもって丁寧に説明を行い、利用者の納得・同意を得ること。
 - （ウ） 通所介護の利用料とは別に費用請求すること。
 - （エ） 通所介護の提供時間には保険外サービスに要した時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、一つの通所介護として取り扱うこと。
 - （オ） 通所介護事業所の職員以外が保険外サービスを提供する場合には、利用者の安全性を確保する観点から、当該他の主体との間で、事故発生時における対

応方法を明確にすること。

- (カ) 通所介護事業所の職員が同行支援等の保険外サービスを提供する場合には、通所介護の基準上の職員の算定において、当該保険外サービスの提供に要した時間を除外すること。
- また、事業者は、
 - (キ) 契約の締結前後に、ケアマネジャーに対し、保険外サービスの内容や提供時間等を報告すること。
 - (ク) 提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講じること。
※なお、当該通所介護事業者は、通所介護を提供する事業者の責務として、訪問介護に係る苦情に対応するための措置を既に講じていることから、当該措置を保険外サービスに活用することが考えられる。
 - (ケ) 利用者保護の観点から、通所介護事業者は、利用者に対して特定の保険外サービスの事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該保険外サービスの事業者から金品その他の財産上の収益を収受してはならないこと。
- なお、以上のことは、あくまでも、通所介護の提供を受けている利用者について、通所介護の提供を一旦中断した上で、保険外サービスを提供し、その後に引き続き通所介護サービスを提供することについて介護保険制度の観点から整理したものであり、保険外サービスの提供に当たっては、当然のことながら、道路運送法や医療法等の各関係法規を遵守する必要がある。
- 例えば、
 - ① 通所介護事業所内における訪問診療や、鍼灸や柔道整復等の施術を行うことはできない（診療所や施術所としての設備構造を有した上で、届出等が必要）。また、無資格者によるマッサージの提供は禁止されている。
 - ② 医療機関への受診同行についても、あくまでも利用者個人の希望により、個別に行うものである。また、保険医療機関及び保険医療養担当規則第2条の4の2の規定（過剰診療の禁止や患者による保険医療機関の自由な選択の確保を趣旨とした経済上の利益の提供による誘引の禁止）の趣旨を踏まえると、利用者個人のニーズにかかわらず、複数の利用者を一律にまとめて同行支援をするようなサービスを提供することは、適当ではない。
 - ③ 施設の保有する車両で買い物等のための送迎を行うことは、保険内の通所介護

の一環として行う「機能訓練等として提供するもの」ではない場合、道路運送法の許可・登録が必要である。

- ④ 物販・移動販売やレンタルサービスについては、食品衛生法等関係法規を遵守する必要がある。
- ⑤ 施設の保有する車両を利用して買い物等代行サービスを行うことについては、貨物自動車運送の許可・登録が必要である。

3. 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することについて

図表5. 介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に保険外サービスを提供する場合のイメージ



(1) 現行のルール

- 通所介護事業所については、通所介護事業所として必要な人員及び設備の基準が定められているが、これら人員及び設備については、通所介護の提供に支障がない場合には、通所介護以外にも利用して差し支えないとされている。
- また、通所介護の提供以外の目的で、通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、
 - ・ 通所介護事業所は、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出ること。
 - ・ 通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係るサービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表すること。
 - ・ 従業者の配置基準や一人当たり床面積等について基準を遵守すること。等とされている。

(2) 保険者及び都道府県の運用実態

- 保険者等に対し、通所介護の利用者に対して通所介護の提供時間帯に保険外サービス

スを提供することについて、平成29年1月～12月の間における助言・指導の状況を調査したところ、保険者では12.1%、都道府県では47.5%が助言・指導をしたことがあると回答した。

○ 助言・指導の具体的な内容としては、以下のような回答があった。

(通所介護の提供時間外に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること)

- ・ 通所介護の提供時間外に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること。
- ・ 静養室での保険外サービスの提供は、目的外の利用に該当するため、提供を禁じること。

(通所介護の提供時間外に保険外サービスを提供することについて、一定の制約を求めること)

- ・ 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること。
- ・ 自費サービス提供日を介護保険提供日より優先させないこと。
- ・ 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 非営利目的のものに限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 両サービスの提供に要する費用や人員を区分すれば提供可とすること。
- ・ 別の人員が担当するのであれば保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 一定の時間をあければ保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 通所介護の厨房等を利用した飲食店の営業については、不特定多数の者が利用することから、衛生面のリスク等があるため不可とすること。
- ・ 飲酒を伴う夜の宴会は不可とすること。

(通所介護の提供時間外に保険外サービスを提供することを認めること)

- ・ 地域交流スペースとしての利用は可能であること。

(通所介護の提供時間外に保険外サービスを提供する際に遵守すること)

- ・ 保険外サービスの運用規程を定め、適正な料金を設定し、明記すること。
- ・ 保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区分すること。
- ・ 保険外サービスに関する運営規程を定めること。
- ・ 保険外サービスの提供に要したコストを判別できるよう、出納管理や勤怠管理

等を行い、記録を残すこと。

- ・ 「宿泊サービス」に関するルール等を説明すること。
- ・ 個別の業法に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること。
- ・ 消防法等を遵守すること。
- ・ 用地地域指定等で商用提供が制限される地域では、商用提供に該当する保険外サービスの提供を不可とすること。

(3) 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することとして想定される事例

- 通所介護事業所の設備を、通所介護サービスを提供していない時間帯に、地域交流会や住民向け説明会等として活用すること。
- 通所介護事業所の人員・設備を、通所介護サービスを提供していない夜間及び深夜に、宿泊サービスとして活用すること。

(4) 調査研究事業における検討

(基本的な考え方)

- 通所介護事業所の人員・設備については、通所介護の事業の用に供されるものとして確保されたものであるが、通所介護を提供していない休日や夜間等において、それら人員や設備を通所介護以外の目的で活用することについては、一定のルールを遵守すれば通所介護の提供に支障は生じないと考えられ、また、地域資源の有効活用や通所介護事業所と地域住民との交流を深める観点から意義が大きい。
- こうした考え方の下、通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに関する現行ルールについて、以下のとおり整理する。

(現行ルールの整理について)

- 通所介護を提供していない休日や夜間等において、通所介護以外の目的で通所介護事業所の人員・設備を活用することは、基本的には通所介護の運営に支障がないと想定されるため、以下のルールを遵守すれば提供可能であることを明示する。
- 事業者は、通所介護を提供していない休日や夜間等において、通所介護以外の目的

で通所介護事業所の人員・設備を活用する場合、両サービスの区分の明確性を担保する観点から、保険外サービスに関する情報（当該保険外サービスを提供する事業者名、サービス提供時間等）を記録すること。

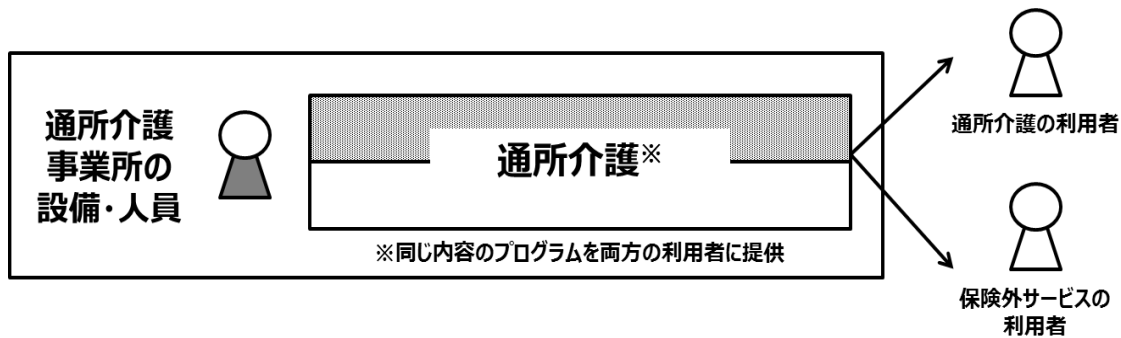
- 特に夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する場合には、利用者保護や、サービスの質を担保する観点から、現行ルール（※）を遵守すること。

※宿泊サービスに関する現行のルール

- ・ 通所介護事業所は、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出ること。
- ・ 通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係るサービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表すること。
- ・ 宿泊サービスの提供時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保すること。
- ・ 宿泊室の床面積は、1室当たり7.43㎡とすること。 等

4. 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することについて

図表6. 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面のイメージ



(1) 現行のルール

- 通所介護事業所については、通所介護事業所として必要な人員及び設備の基準が定められているが、これら人員及び設備については、通所介護の提供に支障がない場合には、通所介護以外にも利用して差し支えないとされている。
- また、通所介護事業者は、災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行ってはならないとされている。

(2) 保険者及び都道府県の運用実態

- 保険者等に対し、通所介護の利用者に対して通所介護の提供時間帯に保険外サービスを提供することについて、平成29年1月～12月の間における助言・指導の状況を調査したところ、保険者では6.3%、都道府県では32.5%が助言・指導をしたことがあると回答した。

- 助言・指導の具体的な内容としては、以下のような回答があった。

(利用者が混在する場合に保険外サービスを提供することを一切不可とすること)

- ・ 保険外のサービスは、保険サービス提供時間外に行うこと。
- ・ 静養室での保険外サービスの提供は、目的外の利用に当たるため提供を禁ずること。

(保険外サービスの利用者を含め、通所介護の定員を超えないようにすること)

- ・ 保険外サービスの利用者を含めて通所介護の定員を超えないようにすること。
- ・ 保険外サービスの利用者数が通所介護の利用者数と比べ限定的である場合は保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 地域住民を対象とした体操教室について、通所介護の利用定員内かつ無償を前提に提供可とすること。

(利用する設備を区分すれば保険外サービスを提供してもよいこと)

- ・ 利用する設備を区分すれば保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 通所介護事業の基準を遵守した上で、設備等を明確に区別すること。
- ・ サービスの提供場所を明確に区分し、通所介護提供時間帯においては、一般の利用者が通所介護の場所を利用することを制限すること。
- ・ サービスを提供する人員を区分すれば、保険外サービスを提供してもよいこと。
- ・ 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が一目で違いが分かるように区分すること。

(上記のほか保険外サービスを提供する際に遵守すること)

- ・ 保険外サービスを提供するに当たっては、通所介護とは別途、契約書や運営規程、重要事項説明書を整備し、利用者へ説明すること。
- ・ 記録や会計を分けること。
- ・ 事故発生時の対応を整備すること。
- ・ 損害保険について対応すること。

(3) 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することとして想定される事例

- 通所介護事業所において、通所介護の利用者とそれ以外の住民が混在している状況下で、体操教室等を実施すること。
- 通所介護事業所において、通所介護とは設備・人員を区分した上で、通所介護とは別室で、通所介護とは別の人員が、地域住民向けのサービスを提供すること。

(4) 調査研究事業における検討

(基本的な考え方)

- 通所介護の適切な提供が行われるためには、通所介護としての人員・設備の基準が遵守されていることは大前提であるが、その上で、通所介護の提供に支障のない範囲で、通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在した状況下でサービス提供を受けることは、地域資源の有効活用の観点や、例えば、通所介護事業所において行われる行事等といった地域住民との交流を深める観点、以前に通所介護を利用していた者が、状態の改善により要介護認定を受けなくなった後でも馴染みの事業所に通うことができる等の観点から、意義が大きい。
- そのため、通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在した状況下でサービス提供を受けることは、通所介護の提供に支障のない限り、認められることが適当である。
- その際、通所介護の人員・設備の基準については、利用者一人当たりの機能訓練室・食堂の面積や、利用者数に応じて配置すべき介護職員の数等が定められていることから、通所介護サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在する状況下における、通所介護サービスの人員・設備の基準の考え方を整理することが重要である。
- また、通所介護事業所の積極的な活用という観点からは、通所介護と保険外サービスの利用者が混在する場合だけではなく、両サービスの利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により保険外サービスが提供する場合のルールを整理することも重要である。
- こうした考え方の下、通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在する場合や、両サービスの人員・設備や時間帯を分ける場合における現行のルールについて、以下のとおり整理する。

(現行ルールの整理について)

【両サービスの利用者が混在する場合】

- 通所介護事業所において、通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在して両サービスを提供することについては、通所介護の人員・設備の基準（※利用者数に応じて配置すべき介護職員の数や、通所介護の利用定員一人当たりの機能訓練室・食堂の面積等）を担保する観点から、
 - ① 両サービスの利用者の合計数に対し、通所介護事業所の人員基準（※ 介護職員であれば5：1等）を満たすように職員が配置されており、かつ、

② 両サービスの利用者の合計数が、通所介護サービスの定員を超えない場合には可能であることを明示する。

- 事業者は、両サービスの区分の明確性を担保する観点から、保険外サービスに関する情報（利用者数、提供時間等）を記録する。

【両サービスの利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により、保険外サービスを提供する場合】

- 通所介護事業所において利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により保険外サービスを提供することについては、
 - ・ 通所介護と保険外サービスの人員・設備が明確に区分され、かつ、
 - ・ 当該区分されて提供される通所介護が、通所介護事業所の人員・設備基準を遵守している場合には、
- 両サービスの利用者の合計数が通所介護の定員を超えることや、保険外サービスの職員配置が通所介護事業所の人員基準に適合しないことも可能であることを明確化する。

※例えば、事業所内において、通所介護とは別の時間帯や、通所介護とは別の人員・場所で地域住民向けのサービスを提供すること。

5. 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することについて

(1) 現行のルール

- 指定訪問介護事業者は、区分支給限度額を超えて指定サービスを提供した際等に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護等に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないとされている。
- この趣旨は、利用者間の公平及び利用者保護の観点から、指定訪問介護を提供した際に、その利用料の額と、例えば、区分支給限度額を超えた指定訪問介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費が他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。
- なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護等のサービスと明確に区分される保険外サービスについては、以下のような方法により別の料金設定をしても差し支えないとされている。
 - ・ 利用者に対して保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
 - ・ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、介護保険サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。
 - ・ 介護保険サービスと保険外サービスの会計が区分されていること。

(2) 保険者及び都道府県の運用実態

- 保険者等に対し、区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することについて、平成29年1月～12月の間における助言・指導の状況を調査したところ、保険者では4.1%、都道府県では12.5%が助言・指導をしたことがあると回答した。
- 助言・指導の具体的な内容としては、以下のような回答があった。
(介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること)
 - ・ 保険外サービスの料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること。

- ・ 基本的には介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすることが適当だと思われるが、事業者が、他の事業者との差額等を考慮して決定してよいこと。

(介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること)

- ・ 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること。

(介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額等によりも安価で提供することに関すること)

- ・ 保険外サービスの利用料金が、介護保険サービスの不当な割引とならないような適正な額であること。
- ・ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないため、介護保険事業外の利用者が無料でサービス提供を受けることがないよう、管理経費相当程度の料金は徴収すること。
- ・ 介護保険サービスの自己負担分より安価で提供することは避けること。

(地域内の他の同等のサービスを提供する事業者が設定する料金と同程度とすること)

- ・ 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者が設定する料金と同程度とすること。

(サービス提供する場面に応じて必要な追加費用を設定すること)

- ・ サービス提供する場面に応じて必要な追加費用を設定すること。

(利用者に説明し、同意を得ること等)

- ・ 金額について保険者として意見は述べないが、自己負担額が高額になる場合には、予め利用者へ説明を行うこと。
- ・ 自己負担分のサービス内容について、利用者等に説明し、同意を得た上で、費用を請求すること。
- ・ 利用者の経済状況を踏まえて、無理のない範囲での利用を説明すること。
- ・ 公費ではないので、事業者と利用者の契約に基づいて金額等を決めるようになること。

(その他)

- ・ 自己負担で利用する利用者へのサービス提供を優先させることによって、他の当該介護保険サービスを必要とする利用者が当該介護保険サービスを受けられなくなるようなことは避けること。

(3) 調査研究事業における検討

(基本的な考え方)

- 区分支給限度額を超過する指定サービス等の価格については、サービス内容が介護保険サービスと同等であることを踏まえれば、基本的には、介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同水準になると考えられる。
- その上で、保険外サービスについては、あくまで民間市場で購入されるサービスであることから、保険外サービス当事者間の合意があれば、当該保険外サービスの価格について、介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用とは別の価格を設定することも可能とすることが適当である。
- こうした考え方の下、区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに関する現行のルールについて、以下のとおり整理する。

(現行ルールの整理について)

- 区分支給限度額を超過する指定サービス等の価格については、介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同水準とすることを原則とする。ただし、利用者等に対し、両サービスの違いを文書によって丁寧に説明し、納得・同意を得ることにより、介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額とは別の価格設定が可能であることを明示する。
- なお、ケアマネジャーは、区分支給限度額を超過するケアプランを作成しようとする場合には、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じた適切なサービスであるかどうか、アセスメント等を通じ検討しなければならないことは当然である。

6. 保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫について

(1) 保険者及び都道府県の運用実態

- 保険者等は、保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、適正な事業運営を担保する観点から様々な運用上の工夫を行っている。
- 保険者と都道府県における運用実態の調査を行ったところ、以下のような回答があった。

(第三者の視点を取り入れること)

- ・ 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることを求める。
- ・ 地域ケア会議を開催する。
- ・ アセスメントに多職種が参画することを指導する。
- ・ 地域密着型通所介護については、運営推進会議の議題とするよう指導する。

(保険者等による説明の機会等を設けること)

- ・ 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方を公表する。
- ・ 事業者向けの説明会や連絡会等を開催し、保険者等の考え方を説明する。
- ・ 個別サービス事業所に対し、指導・監査等の場において保険者等の考え方を説明する。
- ・ ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等において保険者等の考え方を説明する。
- ・ ケアプラン点検や適正化事業等を通じて保険者等の考え方を説明する。
- ・ 事業者やケアマネジャー等からの問合せ（照会）に対して、個別に回答する。

(事業者等からの照会・問い合わせについて、一貫性・統一性のある対応を行うこと)

- ・ 照会・問い合わせに対する、Q&Aやマニュアル、手引き等を作成し、公表している。
- ・ 照会に対する回答を整理し、行政内部で共有・利用している。
- ・ 電話や口頭での照会・問い合わせを行政内部で共有・検討した上で対応・回答している。

(事業者に対し、利用者等からの相談・苦情対応を行うことを求めること)

- ・ 事業者に対し、利用者やその家族等からの相談・苦情受け付け窓口の設置を求

めている。

(その他)

- ・ 地域包括支援センターを活用し、資源の情報提供を行うこと。

(2) 調査研究事業における検討

(基本的な考え方)

- 高齢者の抱える多様なニーズに対応し、日常生活を支えていくためには、保険者等が、介護保険サービスのみならず、保険外サービスの充実に向けて積極的な役割を果たしていくことの意義は大きい。
- 今般、保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関するルールの明確化が行われることを踏まえ、市町村や都道府県は、事業者やケアマネジャーに対し、その内容を周知する等、保険外サービスの充実に向けて積極的な役割を果たしていくことが求められる。
- こうした考え方の下、市町村や都道府県において求められる対応について、以下のとおり整理する。

(市町村や都道府県において求められる対応)

- 保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、事業者やケアマネジャーは以下のような取組みを行う必要があることを、市町村や都道府県は関係者に周知する。

<事業者>

※両サービスを明確に区分すること、保険外サービスの内容の文書として記録すること、利用者への丁寧な説明を行い、納得・同意を得ること、保険外サービスの契約前後にケアマネジャーに対して保険外サービスの内容を報告すること、苦情に対応するための措置を講じること。 等

<ケアマネジャー>

※訪問介護の前後に連続して、又は訪問介護の提供中に、一旦、訪問介護の提供が中断された上で保険外サービスが提供され、その後に訪問介護が提供される場合には、事業者から保険外サービスに関する情報の報告を受け、その内容をケアプラン

等に記載すること。 等

7. 訪問介護サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することについて

(1) 現行のルール

- 訪問介護と保険外サービスについては、利用者保護や適正な保険給付の担保等の観点から、両サービスを明確に区分する等のルールを遵守すれば、両サービスを組み合わせ提供することが可能である。

- 他方で、訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、両サービスが明確に区分されておらず、その違いが不明瞭であるため、利用者負担が不当に増大するおそれや、保険給付が過剰に給付されるおそれ、介護保険の目的である自立支援・重度化防止が阻害されるおそれ等があることから、現在、認められていない。

(2) 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することとして想定される事例

- 訪問介護サービスと同時一体的に提供する保険外のサービスをとって、例えば以下のようなものが想定される。
 - ・ 訪問介護において、利用者本人分の料理と同居家族分の料理を同時に調理すること。

(3) 規制改革実施計画

- 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、上記（1）のような課題があり、規制改革実施計画では、以下のとおりとされた。

- 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。【平成 29 年度検討開始】
 - ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ。
 - ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ。
 - ・ 適正な保険給付を担保するサービスの区分。
 - ・ ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント。

(4) 調査研究事業における主な意見

- 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、本調査研究事業における議論では、以下のような意見があった。

(明確な区分について)

- ・ 利用者保護の観点から、訪問介護と保険外サービスが明確に区分され、利用者がその違いを理解する必要があるが、両サービスを同時一体的に提供した場合、両サービスを区分することはできない。

(特に自立支援・重度化防止に関して)

- ・ ①自立支援・重度化防止を目的とする訪問介護サービスと、②そうした目的を必ずしも有しない保険外サービスを同時一体的に提供することを認めた場合、利用者は、訪問介護の目的に対する意識が薄れ、単に生活支援の利便性の観点から、自立支援・重度化防止にそぐわないサービスを利用したいとの意向が高まるおそれがある。
- ・ 自立支援・重度化防止という訪問介護の目的に対する利用者の意識が薄れ、利用者がいわゆる「お世話型」のサービスを利用したいとの意向が高まると、ケアマネジャーや事業者に対し、いわゆる「お世話型」のサービスを訪問介護として提供することを求めるおそれがある。

(給付費への影響について)

- ・ 一つのサービス提供行為が、訪問介護と保険外サービスの両方の側面を有しているのであれば、家族等への生活支援のため、保険外サービスを受けるために介護保険を利用しようという意向が増え、保険給付費が増えるおそれがある。
- ・ 同時一体的に提供した場合であっても、事業者は、訪問介護の費用を追加的に徴収することはできない。こうした中で、同時一体的な提供に関する事業者のメリットとしては、家族にも受益があることをサービスの特色とすることになると考えられるため、家族の意向によってサービス提供が左右されるおそれがある。

(5) 対応の方向性

- 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、今後更に検討すべき課題が多い。
- 規制改革実施計画においては、「平成 29 年度検討開始」とされており、厚生労働省

において引き続き検討する。

8. 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて

(1) 現行のルール

- 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについては、現在認められていない。
- これは、指名料等の徴収を認めた場合、公的保険制度であるにもかかわらず、事実上、指名料等の追加的な費用を負担しないと介護保険サービスを受けられなくおそれがあることから、公平性の確保や利用者保護の観点から、追加的な料金徴収を認めないこととしているものである。

(2) 規制改革実施計画

- 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについては、上記（1）のような課題があり、規制改革実施計画では、以下のとおりとされた。
- 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。
【平成 29 年度整理開始】

(3) 調査研究事業における主な意見

- 介護人材が不足している中、「指名」や「時間指定」に対応できる職員を確保することは困難である。
- また、仮に「指名」や「時間指定」に対応できる職員を確保できたとしても、事業所は指名料等を支払える利用者へのサービス提供を優先すると予想されることから、指名料等を支払えない者へのサービス提供が困難になると想定され、社会保険制度として求められる公平性を確保することができない。

- 所得の多寡によってサービスが受けられるかどうか左右されることは、社会保険制度の理念にそぐわない。
- 介護人材が不足している中で「指名」や「時間指定」に対応できる職員を確保しようとすると、介護職員に対して過重な勤務を強いる圧力が高まるおそれがある。
- 利用者は、指名料や時間指定料として追加的な費用を支払うことにより、自立支援・重度化防止を目的とするサービスではなく、いわゆる「お世話型」のサービスを利用したいとの意向が高まるおそれがある。

(4) 対応の方向性

- 以上のとおり、指名料や時間指定料等を徴収することについては、今後更に検討すべき課題が多い。
- 規制改革実施計画においては、「平成 29 年度整理開始」とされており、厚生労働省は引き続き課題や論点の整理を行う。

参考資料

参考資料1 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する保険者等の運用実態調査について

1. 調査概要

(1) 調査対象

- 1579 保険者
- 47 都道府県

(2) 調査期間

- 【当初予定】平成 29 年 12 月 5 日～平成 29 年 12 月 22 日
- 【実査期間】平成 29 年 12 月 5 日～平成 30 年 1 月 11 日
 - ・ 当初発信分に対し、県のメールシステムの問題上、調査票を受領できていない都道府県があったため、12 月 13 日に厚生労働省から再送した。
 - ・ 12 月 14 日までの回収分で管下保険者から一通も返信が無かった都道府県（16 か所）に対し、12 月 17 日に電話で受信状況の確認と再々送の対応を実施した。
 - ・ 調査期間を平成 30 年 1 月 11 日（木）まで延長して実施した。

(3) 調査方法

- メールにて発送、専用アドレス宛のメール添付ファイルにて回答を受け取った。

(4) 回収状況(平成 30 年 1 月 31 日までに受領分)

- 保険者・・・854 件(回収率 54.1%)
- 都道府県・・・40 件(回収率 85.1%)

(5) 追加調査

- 回答者が少数である回答をした一部の保険者・都道府県に対して、回答内容の実態に関する問い合わせを実施した。
- また、一部の保険者・都道府県に対して、自由記述に記載の内容について追加での問い合わせを実施した。

(6) データクリーニング方針

- 回答の必要性がない設問への回答は、無効回答としてクリーニングを実施した。
- 保険者・都道府県から回答の修正依頼があった設問は、集計の際に回答を修正した。
- 自由回答における、「ありません」「とくになし」は回答していないものとしてク

リーニングを実施した。

(7) 調査項目一覧

調査項目(場面)	
<p>① 訪問介護における 同一事業所による サービス組合せ (11.a) (調査票 問3)</p>	訪問介護の前後に連続して、自宅内で保険外サービスを提供すること
	訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること
	訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること
	外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること
	自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること
	通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること
<p>② 通所介護の提供中における 保険外サービス提供への 対応等について (12.b) (調査票 問4)</p>	通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること
	通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること
	通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること
<p>③ 通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供への対応について (12.c) (調査票 問5)</p>	
<p>④ 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面における保険外サービス提供について (12.c) (調査票 問6)</p>	
<p>⑤ 介護保険と同等のサービスを 自費サービスとして提供する場合の 価格規制について (14) (調査票 問7)</p>	限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること
	限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること
	限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること

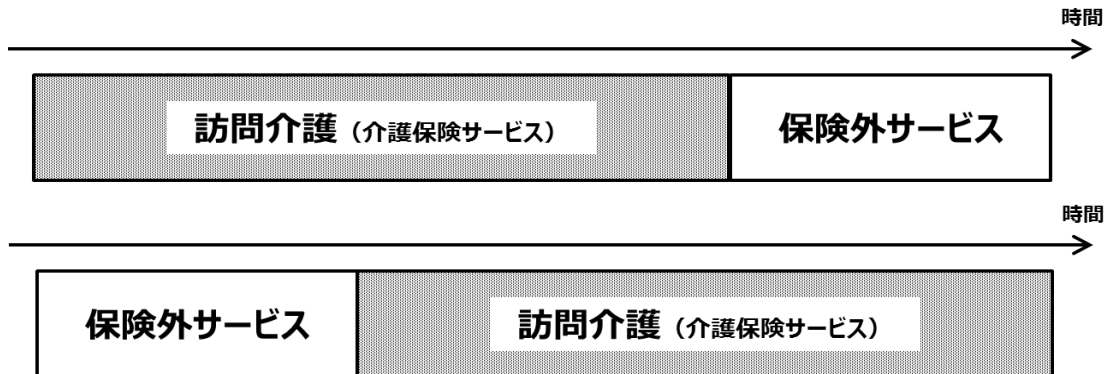
2. アンケート調査結果

(1) 訪問介護における同一事業所によるサービス組合せ

■ 訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供する場合

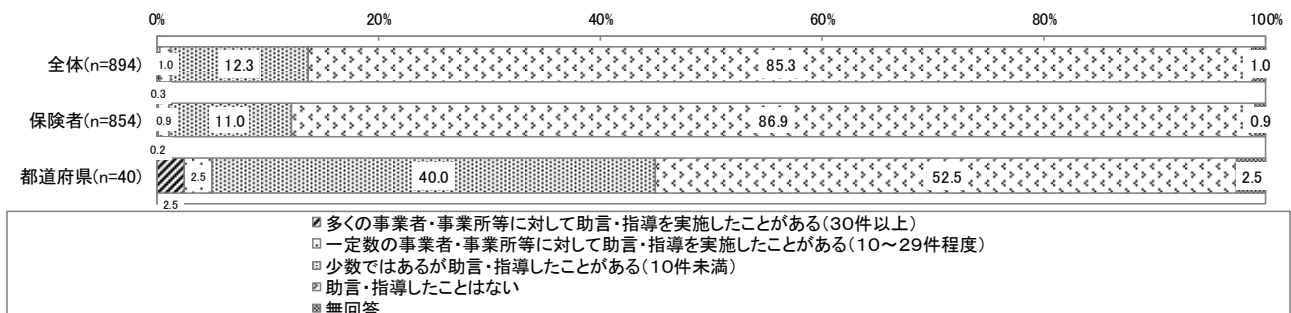
- 介護保険サービスの提供後に、介護保険サービスでは提供できない生活援助を、保険外サービス（自費サービス）として連続して提供する場合である。

図表7. 訪問介護と保険外サービスを連続して提供する場合のイメージ



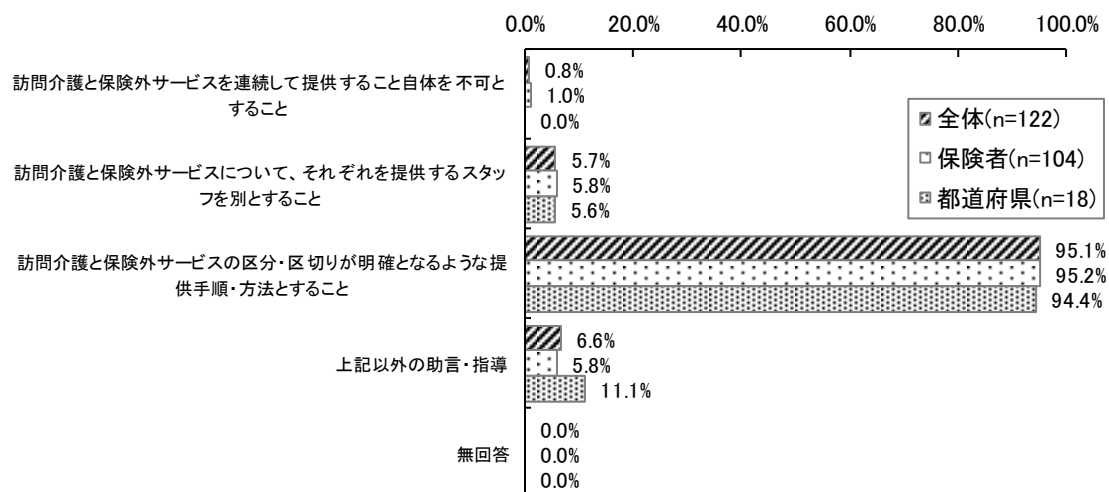
- ① 「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問3-1)

図表8. 「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言の経験



② 「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導した内容(問 3-1-1)

図表9. 「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導した内容

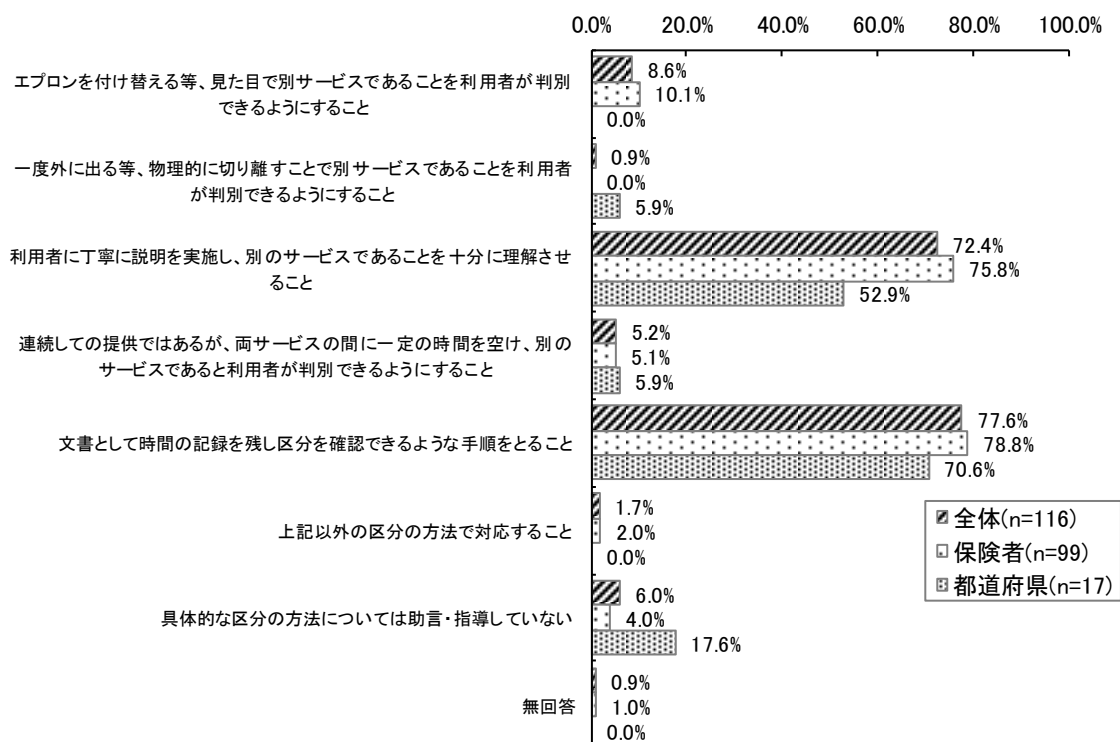


【上記以外の助言・指導】

- ・ ケアプランの中に介護保険サービスと保険外サービスを位置づけ、サービス内容と提供時間を明確に記載すること。
- ・ 公的なサービスの内容と時間について説明し、その時間を超過する場合は公的外のサービスとすることを助言。
- ・ ケアプランでの棲み分けをきちんとすること。
- ・ 提供する内容及び料金について、訪問介護適用分及び保険外サービスに係る部分を明確に対象者に対し説明を行ったうえで、同意を取ることを事業所に徹底してもらうよう助言。
- ・ サービス提供責任者のうち1名は常勤訪問介護員で、専ら訪問介護に従事しなければならないが、保険外サービスを行っていたので、是正すること。
- ・ 「1時間以上の身体介護を行う場合、延長料金として保険外の追加料金を請求して良いか。」との問合せに対し、「介護報酬体系にそって30分増すごとに80単位請求していただきたい。」と回答。
- ・ 具体的な方法、その方法の可否については、保険者に相談すること。

③ 「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導(問 3-1-3)

図表10. 「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導



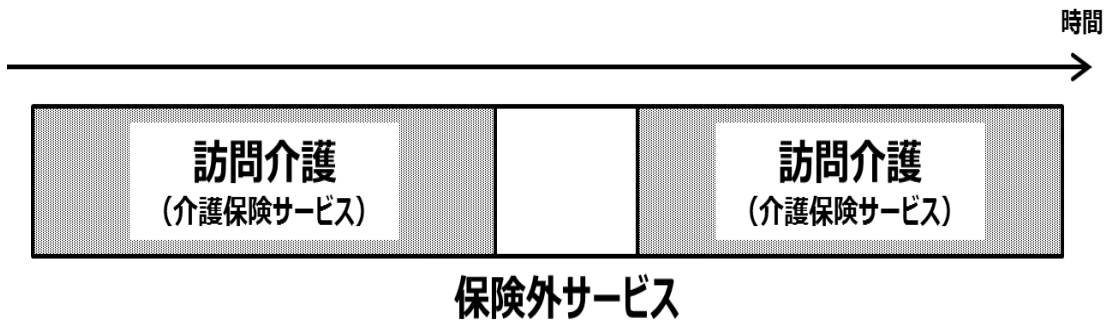
【上記以外の助言・指導】

- ・ ケアプランでの棲み分けをきちんとすること。
- ・ 勤務形態一覧で、明確に訪問介護とそれ以外の時間を区分し、相互に算入しないよう指導した。

■ 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供する場合

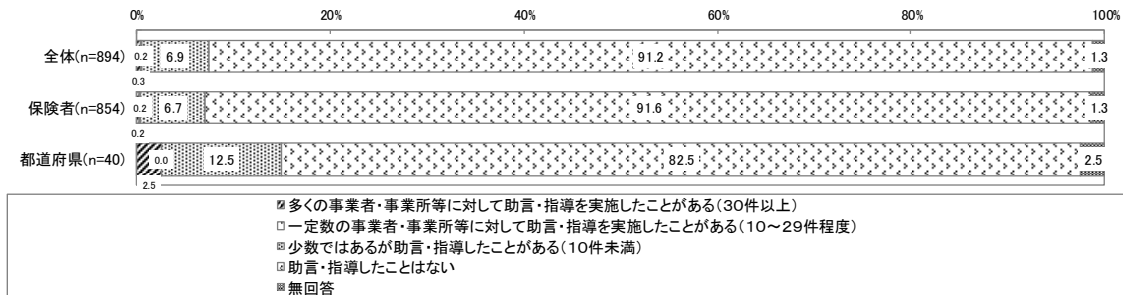
- 介護保険サービスとして自宅で掃除介助等を提供している間に、保険外サービスとして介護保険サービスを受給していない同居家族分の部屋掃除や洗濯のサービス等を提供する場合である。

図表11. 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供する場合のイメージ



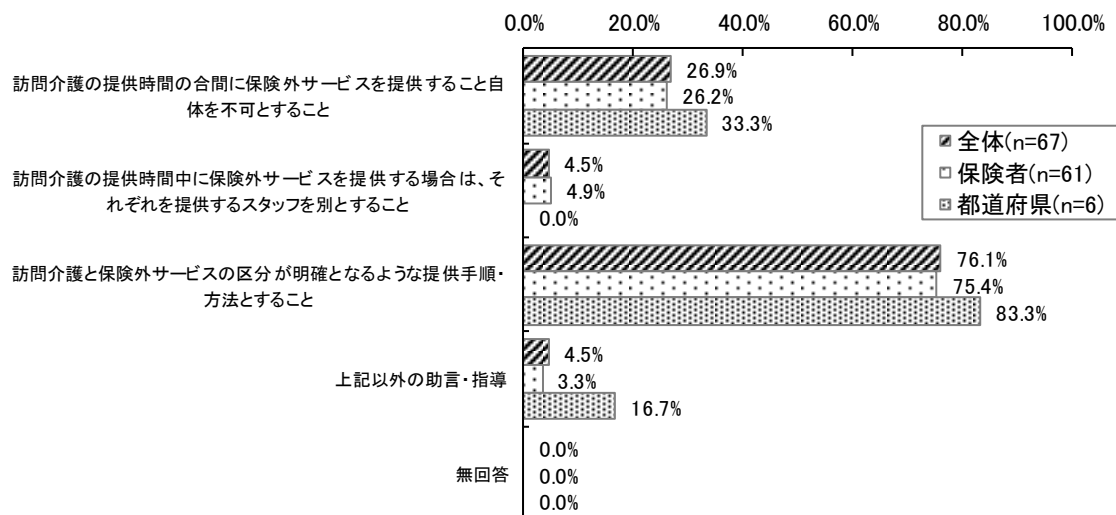
- ① 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 3-2)

図表12. 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 3-2-1)

図表13. 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容

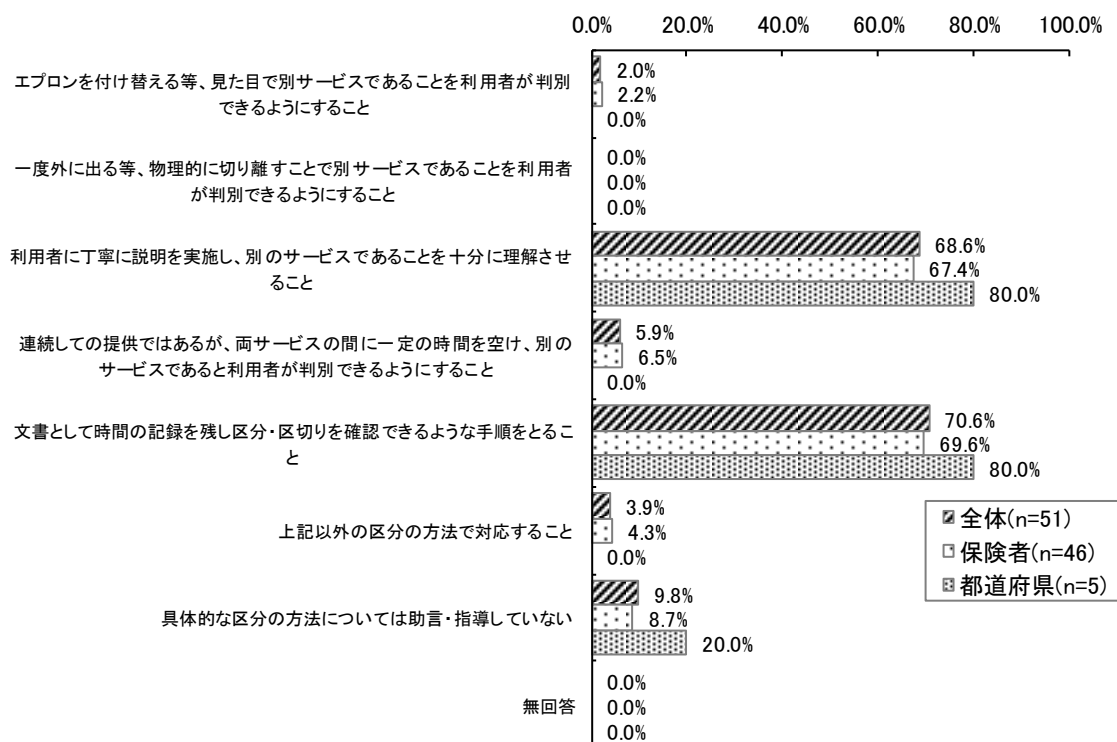


【上記以外の助言・指導】

- ・ 同居家族へのサービス提供は介護保険の対象外のため、同居家族に対しては介護保険ではないサービスを利用すること。
- ・ 原則、介護サービス提供時間中における介護保険外のサービスの提供は不可とする。その必要がある場合は、提供時間外とすること。しかし、どうしてもその提供時間の合間に保険外サービスの提供の必要がある場合は、その理由等を詳細に文書として残し、利用者及びその家族、介護支援専門員等に説明、同意を得ること。
- ・ 具体的な方法、その方法の可否については、保険者に相談すること。

③ 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導(問 3-2-3)

図表14. 「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、
両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導



【上記以外の助言・指導】

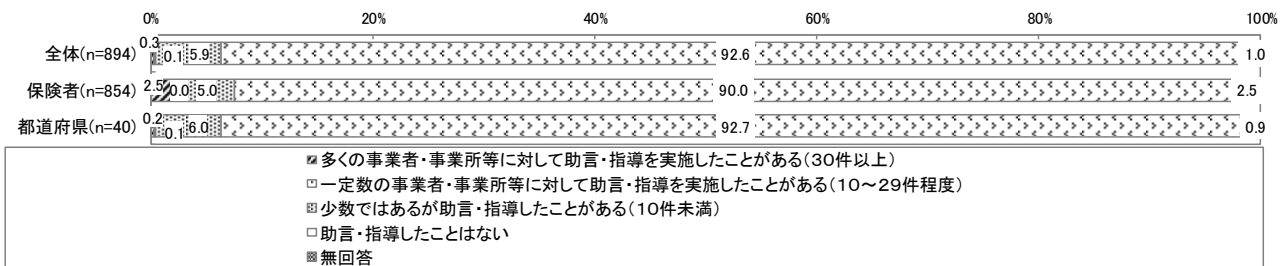
- ・ 名札の付け替え等。
- ・ 勤務形態一覧で明確に訪問介護とそれ以外の時間を区分し、相互に算入しないよう指導した。

■ 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供する場合

- 介護保険サービスとして調理介助のサービスを提供する際、同時に介護保険サービスを受給していない同居家族分の食事を作ること（同じメニューのものを、介護保険サービス利用者の方の分だけではなく、同居家族分も同時に作ること）等の場合である。

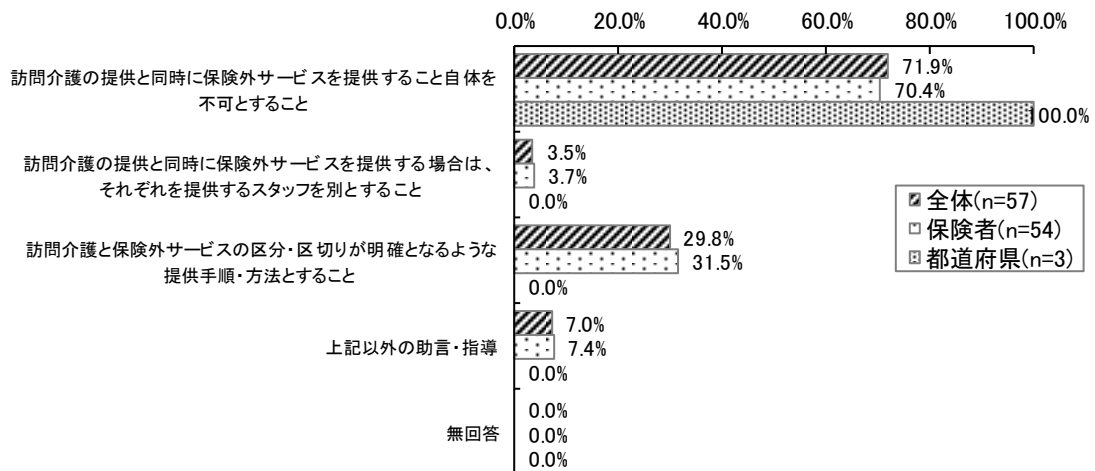
① 「訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 3-3)

図表15. 「訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 3-3-1)

図表16. 「訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



【上記以外の助言・指導】

- ・ 同居家族へのサービス提供は介護保険の対象外のため、同居家族に対しては介護保険ではないサービスを利用すること。
- ・ 原則、介護サービス提供時間中における介護保険外のサービスの提供は不可とする。その必要がある場合は、提供時間外とすること。しかし、どうしてもその提供時間の合間に保険外サービスの提供の必要がある場合は、その理由等を詳細に文書として残し、利用者及びその家族、介護支援専門員等に説明、同意を得ること。
- ・ 同居家族分を同時に作ることは不可。
- ・ 保険内サービスの前後に行う等、保険内と保険外のサービス提供時間を明確に分けること。また、第三者からも明確にわかるようにすること。

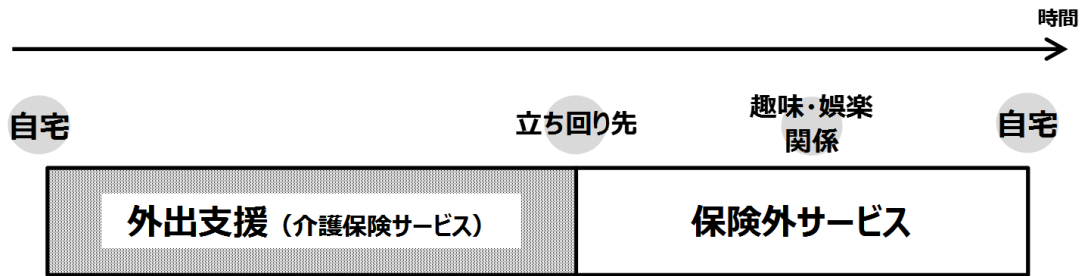
③ 「訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導した区分の方法に関する内容（自由記述）（問 3-3-3）

- ・ 国から発出された基準を提示し、それに従い実施するよう指導。
- ・ 介護保険給付で行うサービス内容と自費サービスの内容を項目として区分し、それぞれにおいて必要時間を区分すること。
- ・ 買い物代行（生活援助）において、日用品以外を購入することは認められないが、日用品を購入すると同時に日用品以外を購入することについては、保険内外サービスをはっきりと位置づけたうえで介護保険サービスの提供時間に支障のない範囲であれば可と回答した。ただし、日用品以外を購入する際の別途料金については、事業者の裁量に委ねるという考えで特に指導は行っていない。
- ・ 保険内サービスの前後に行う等、保険内と保険外のサービス提供時間を明確に分けること。また、第三者からも明確にわかるようにすること。
- ・ ケアプランで必要理由を明らかにし、サービス内容や提供時間を分けること。
- ・ 介護保険サービスの調理介助は、あくまで利用者分だけであると説明している。

■ 外出支援のサービス提供の後に連続して自宅外で保険外サービスを提供する場合

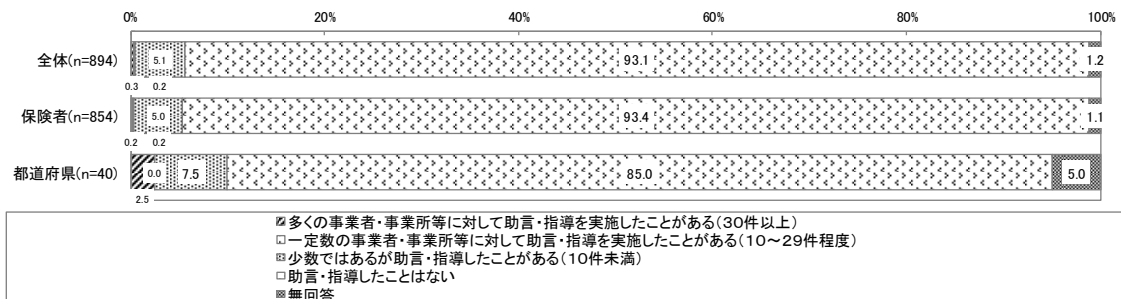
- 訪問介護として外出支援をした後、引き続き、保険外サービスとして、利用者本人が趣味や娯楽のために立ち寄る場所に同行し、支援する場合である。

図表17. 外出支援のサービス提供の後に連続して自宅外で保険外サービスを提供する場合のイメージ



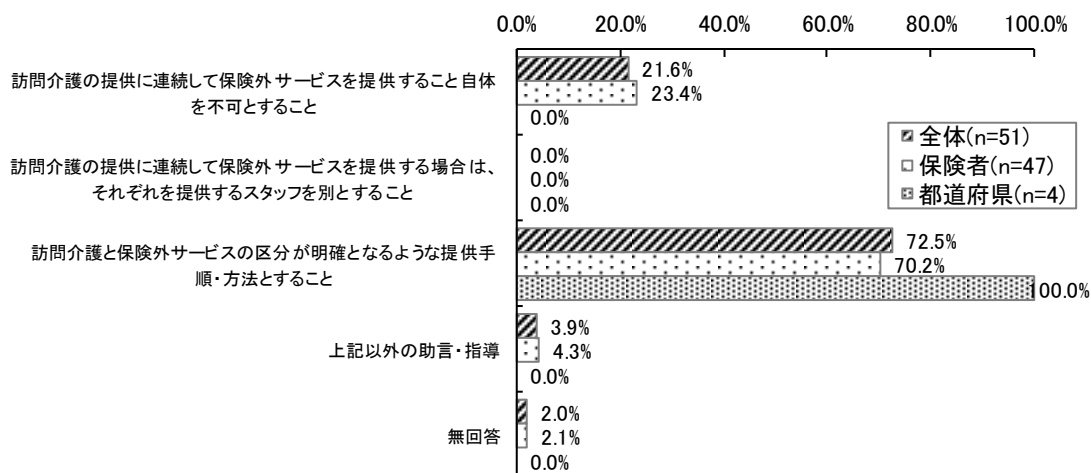
- ① 「外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問3-4)

図表18. 「外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 3-4-1)

図表19. 外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



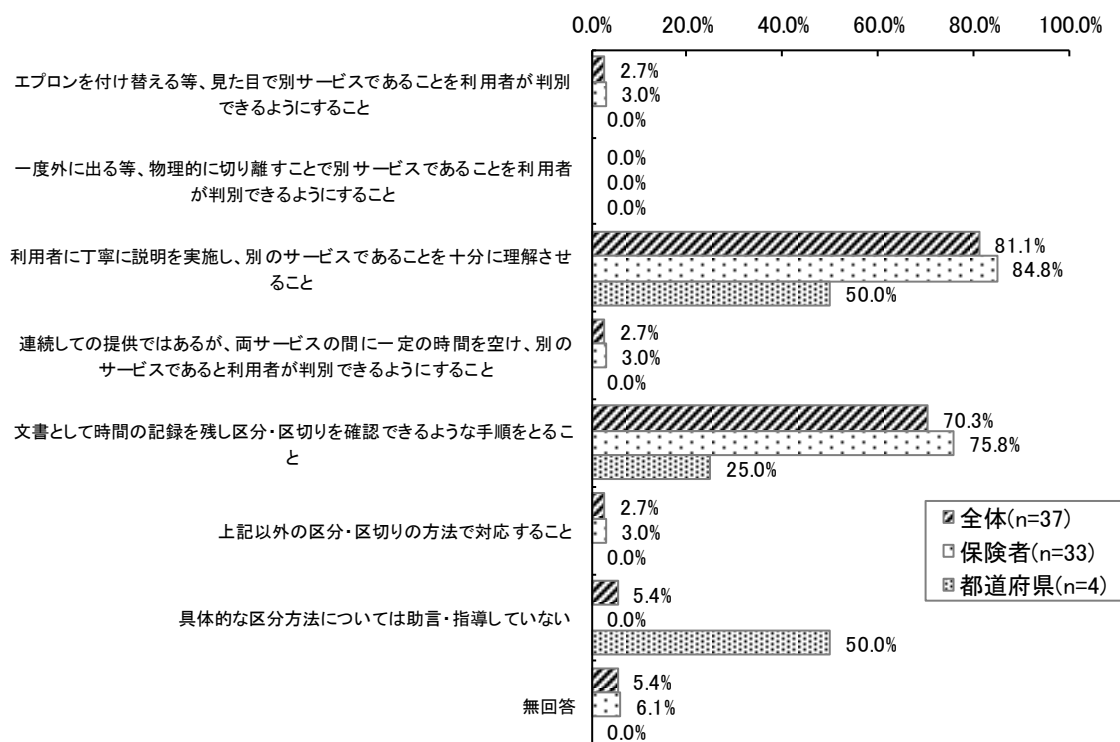
【上記以外の助言・指導】

- ・ 保険給付の対象となるサービスの範囲に関すること。

※ 調査票記載例：通常立ち回る行き先からの帰り道に、保険外サービスとして通常立ち回る場所以外の場所(スーパー、商店等での買い物)に立ち寄る支援をおこなうこと。

③ 「外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導(問 3-4-3)

図表20. 「外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導



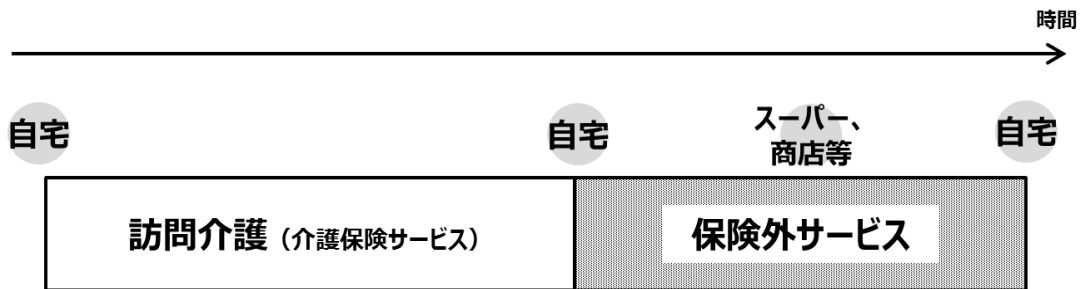
【上記以外の助言・指導】

- ・ 介護保険サービスに係る提供時間には、保険外のサービス時間を含めないよう説明している。

■ 自宅における訪問介護の提供の後に自宅外で保険外サービスを提供する場合

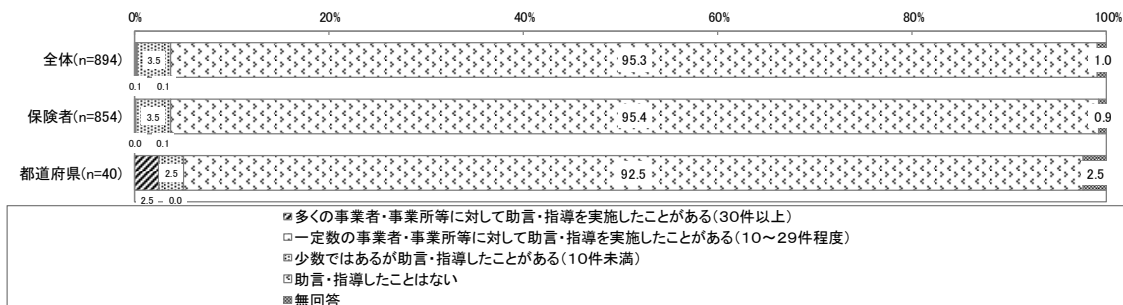
○ 自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービス提供する場合である。

図表21. 自宅における訪問介護の提供の後に自宅外で保険外サービスを提供する場合のイメージ



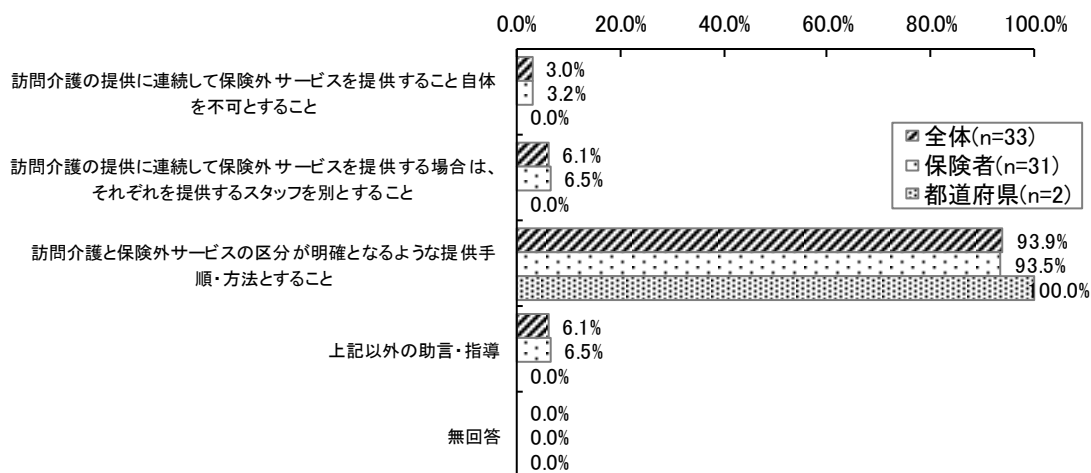
① 「自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 3-5)

図表22. 「自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



②「自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問3-5-1)

図表23. 「自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容

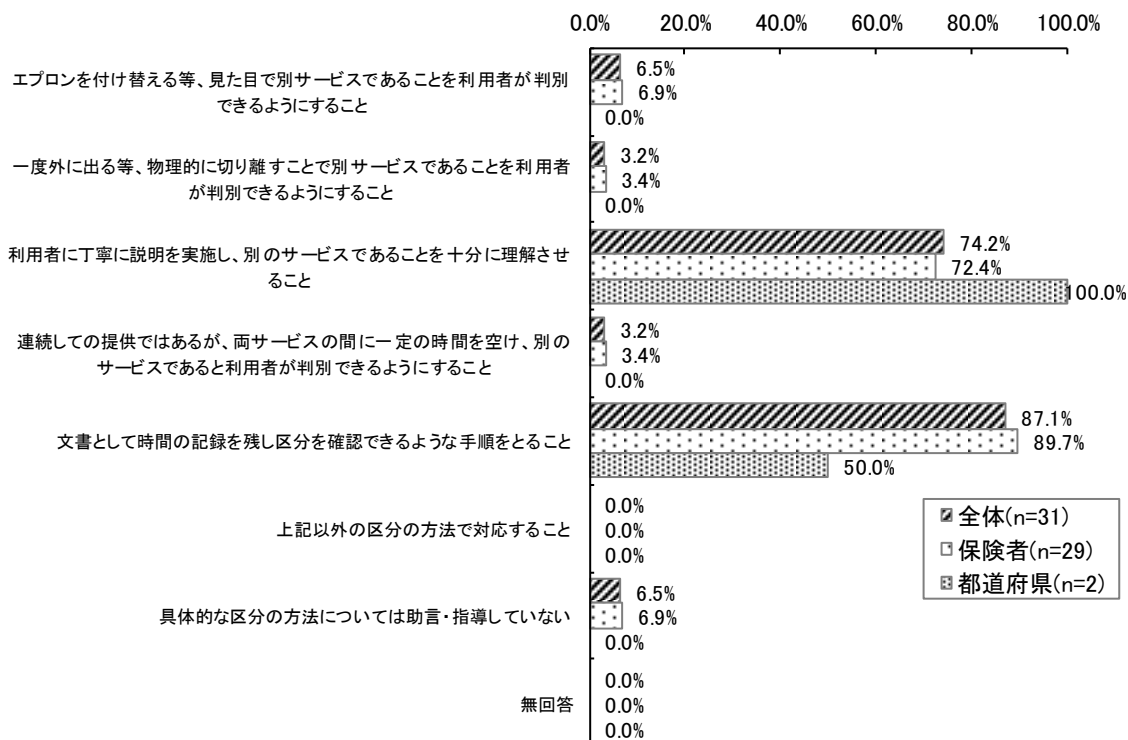


【上記以外の助言・指導】

- ・ 医療機関における院内介助については、原則認められない。しかし、利用者の体調（身体状況、認知症等の状況）や医療機関の対応等の状況により、適切に判断すること。
- ・ 自治体が事業所に配付している「ノート」を活用して、サービス内容や担当者の記入等を別枠で記入するように指示。

③ 「自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導(問 3-5-3)

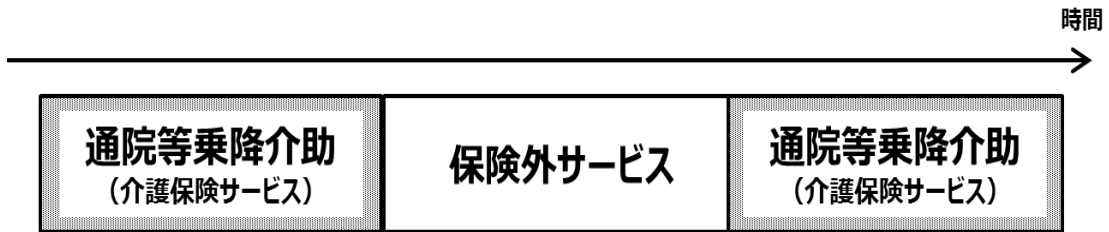
図表24. 「自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導



■ 通院等乗降介助の提供時間の合間に保険外サービスを提供する場合

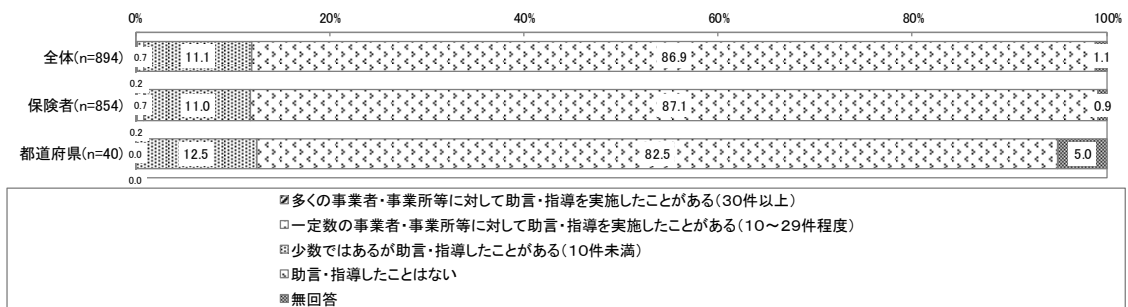
- 介護保険サービスとして通院等乗降介助を提供する合間に、院内で保険外サービスとして付き添い介助サービスを提供する場合である。

図表25. 院等乗降介助の提供時間の合間に保険外サービスを提供する場合のイメージ



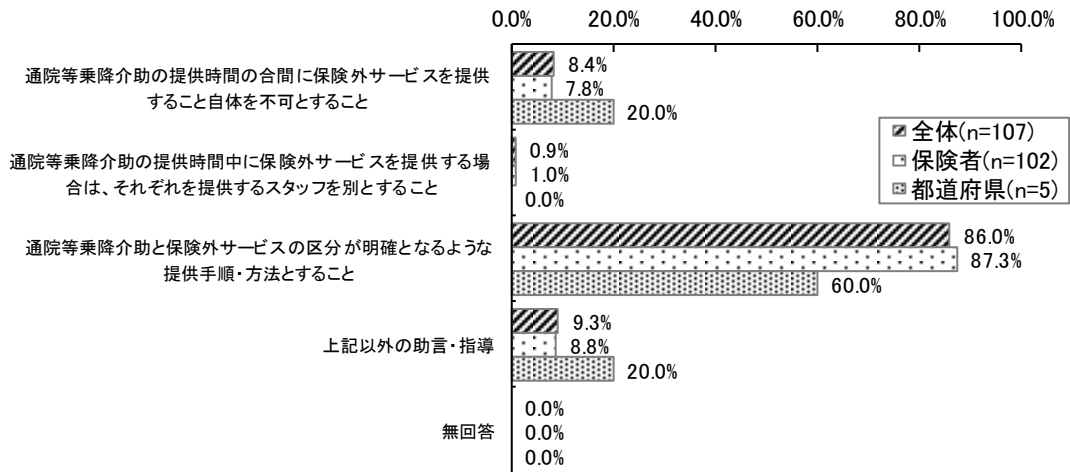
- ① 「通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 3-6)

図表26. 「通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 3-6-1)

図表27. 「通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



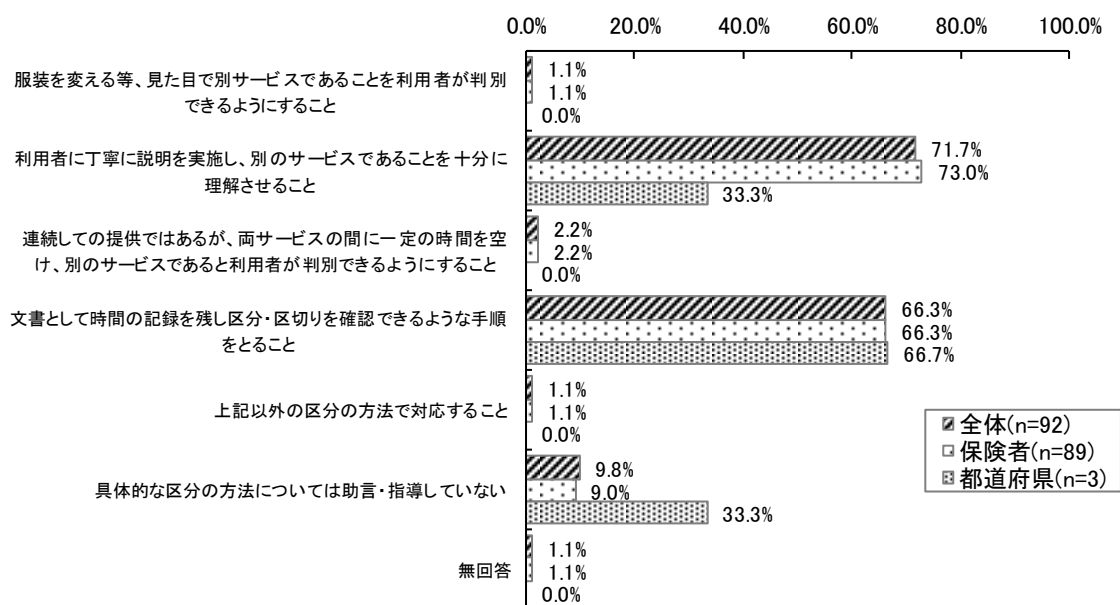
【上記以外の助言・指導】

- ・ 院内介助のチェックリストにより必要性等を確認し、適当と判断される場合、院内介助部分の保険給付を認めている。
- ・ 必要性を相談の中でケアマネジャーと検討。必要性が確認できた際にはケアプランへ盛り込んでもらい明確に記録してもらおうようお願いをしている。
- ・ 国の通達に沿ったサービス提供に限り介護報酬を認めている。
- ・ 院内介助が必要なケースで、かつ診察室への同行、介助が必要な場合、診察室における対応は保険外サービスとするよう助言。
- ・ 院内での付き添い介護サービスについて、保険給付の対象となるケースを例示し、それ以外の保険外サービスの区分を明確にすること。
- ・ 受診同行においては、診療時間や単なる付添の時間は自費等保険外サービスとする。
- ・ 介護タクシーの運賃を極端に低く設定している訪問介護事業所から通院等乗降介助しか利用されず、提供すればするほど赤字になって困っている、との相談を受けた際に、偏ったサービス提供は不適切であり、極端に低い運賃が身体介護等を提供できていないことの原因であれば値上げが必要ではないかと助言した。(その後、市内の通院等乗降介助を算定する事業所が運賃のばらつきを軽減するための会議を行い、運賃が極端に低い事業所は無くなった。)
- ・ 状況を確認し、身体介護の提案等、他の方法の可能性を検討する。

- ・ 訪問介護の通院等乗降介助の一連の行為の中に、院内での付添いサービスだけ保険外サービスとしてケアプランに位置づけることは適当ではないと説明している。
- ・ 保険者によっては、院内介助は介護報酬算定外である旨を確認したため、病院スタッフが対応できない場合、利用者の自費対応とすること。

③ 「通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導(問 3-6-3)

図表28. 「通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導



【上記以外の助言・指導】

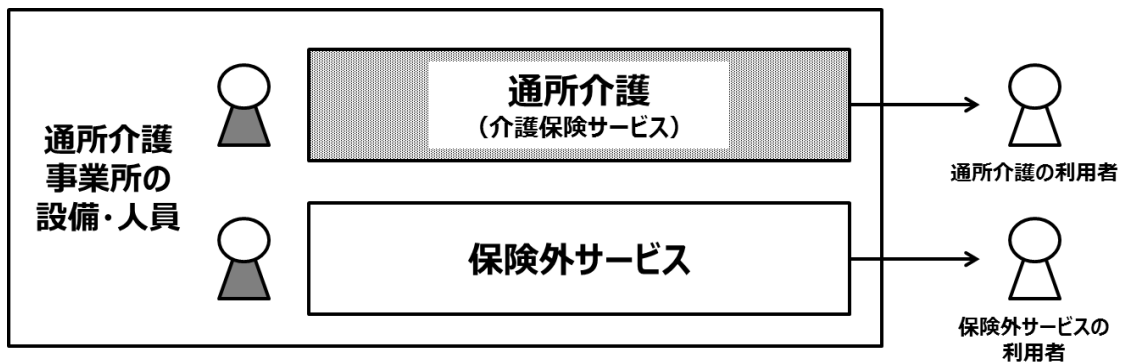
- ・ 介護保険適用分とそれ以外を明確に区分し、予めケアプランに位置づけるように指導している。

(2) 通所介護における介護給付サービスと保険外サービスの組合せ

■ 通所介護事業所の人員が自事業所の設備を利用して、通所介護の利用者以外の者に対し、保険外サービスを提供する場合

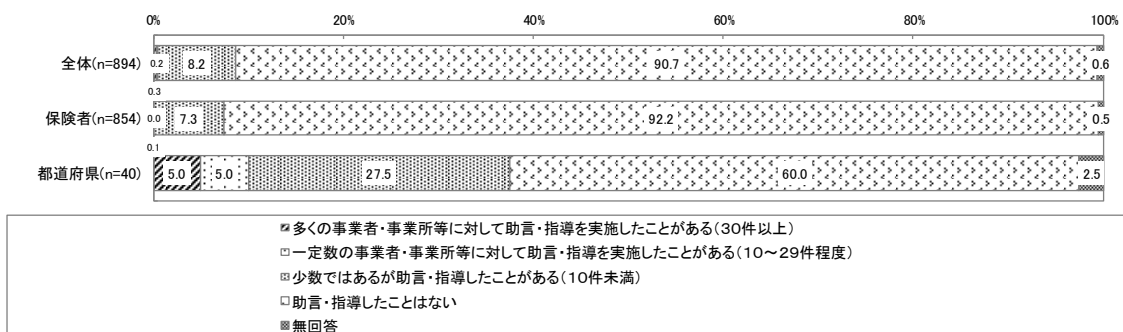
- 通所介護事業所の人員が、通所介護の利用者以外の者に対し、マッサージ、カルチャースクール等の保険外サービスを提供する場合である。

図表29. 通所介護事業所の人員が自事業所の設備を利用して保険外サービスを提供する場合のイメージ



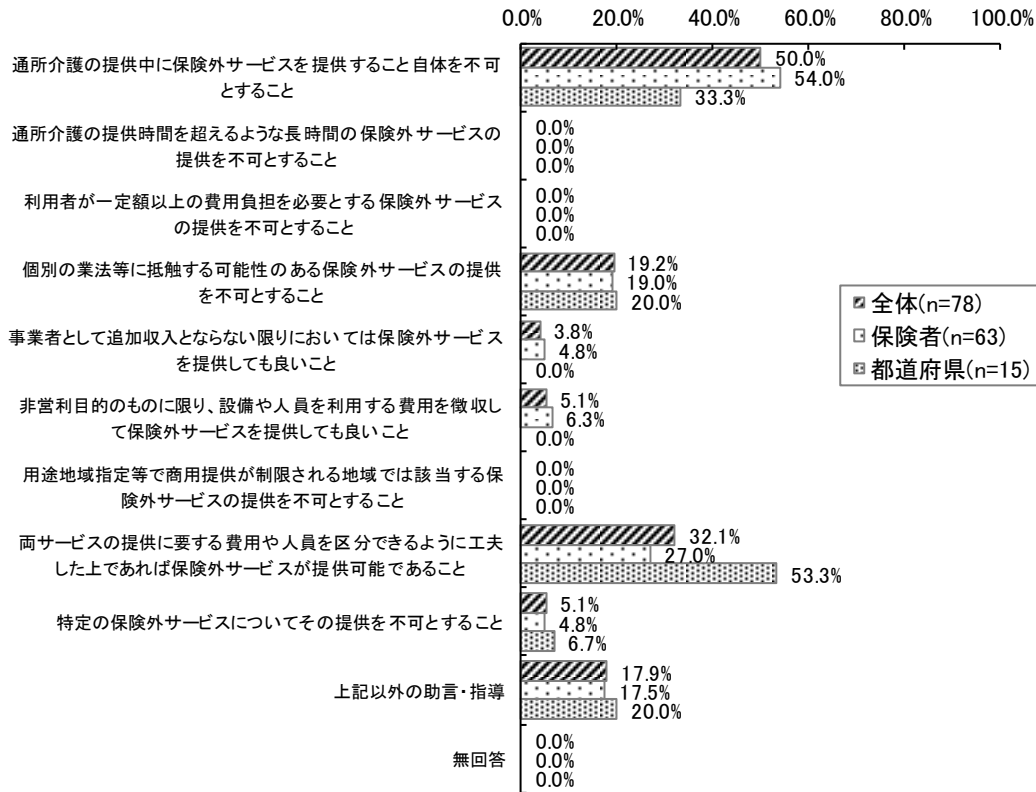
① 「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 4-1)

図表30. 「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 4-1-1)

図表31. 「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



【上記以外の助言・指導】

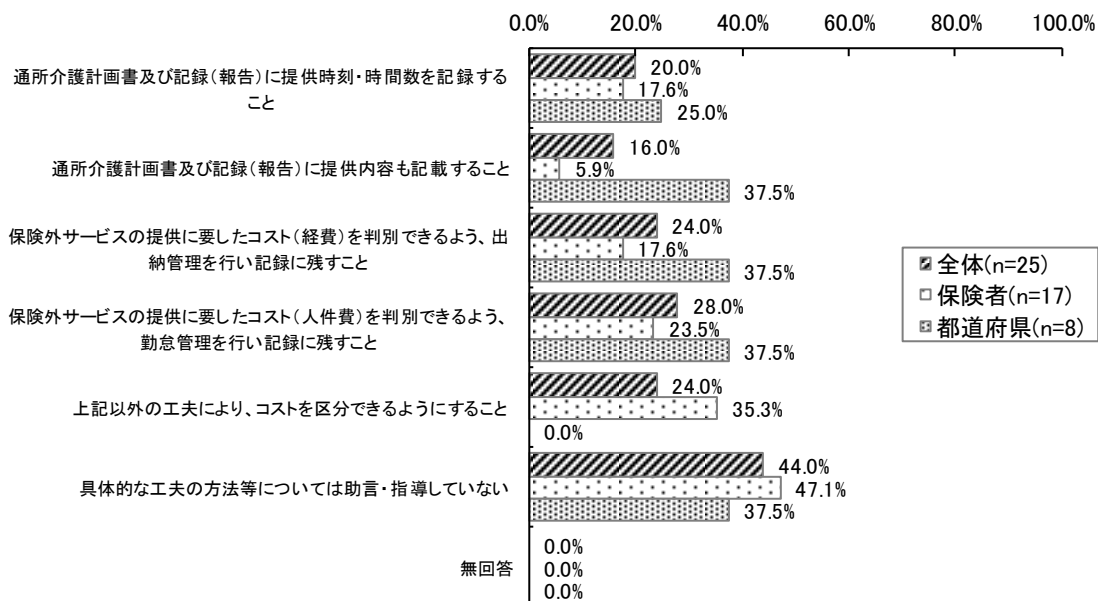
- ・ 静養室で保険外サービスを行っていたため、目的外の利用をしないように指導した。
- ・ 要介護認定等を持たない高齢者に対し、サービス（フィットネス型）を提供したいとした事業所に対し、給付の事業について介護保険法上の面積基準、人員基準を遵守したうえで、明確に区別されたスペース（部屋等）で給付事業と別に自費サービスを提供する場合であれば良いとした。
- ・ 緊急時の医療機関受診だったにも関わらず、その後事業所に戻ってサービス提供を受けた時間をサービス提供時間から除外していた。緊急時の医療機関受診は、受診に要した時間のみをサービス提供時間から除外すれば良い旨、助言した。
- ・ 反復的な洗濯サービスについては、クリーニング業法に該当する可能性がある

ため、保健所へ確認して頂いた。

- 通所中のサービス担当者会議の開催。
- 原則、サービスの提供中に保険外サービスを提供することは不可とするが、事業所が実施する全員参加の行事や催事については、利用者の同意のうえで、その負担により実施するものについては可としている。
- 地域住民を対象とした体操教室について、デイの利用定員内かつ無償を前提に可としている。
- 都道府県にも確認しながら保険外サービスの利用に関して助言・指導している。
- 保険外サービスを行う場合は、通所介護計画への位置づけをし、利用者から追加で費用の徴収をしないこと。
- ①通所介護事業の指定基準が遵守され、特に人員や機能訓練室面積の確保がされること。②保険内と保険外のサービスが明確に区分されること。③利用者に、当該事業が通所介護事業とは別事業であり介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。④事業の目的、運営方針、利用料等が通所介護事業の運営規程とは別に定められていること。
- フィットネスクラブにおいて通所介護を提供する場合、実施場所を明確に区分すること。
- 通所介護提供時間帯は通所介護エリアには一般利用者の利用を制限すること。
- 併設の有料老人ホームの入居者が入り込んでいる場合に、区分をするように指導。
- マニュアルをHPに掲載している。(介護報酬に係る個別具体的な解釈及び判断は、保険者市町村に委ねているが。)
- 通所介護の事業に影響が出ないこと。明確に区分すること。利用者に保険外であることを説明すること。

③「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導(問 4-1-5)

図表32.「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導

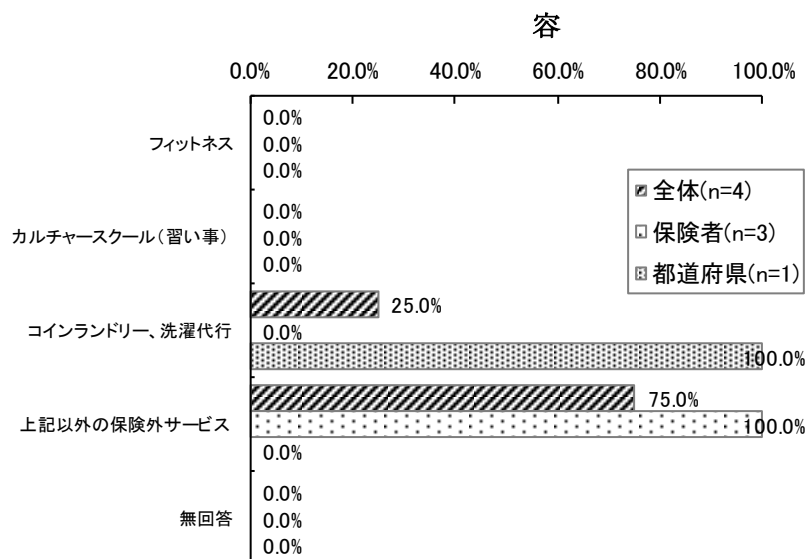


【上記以外の助言・指導】

- ・ 指定通所介護事業所等における体験利用について。
- ・ 保険外サービスの契約書等を作成し、利用者やその家族に説明し、同意を得るように指導している。
- ・ 必要に応じて、助言等を実施した。当自治体における相談があったものは、すべて無償のボランティア（利用者負担無）ということであり、内容についても地域交流の促進及び善意で行なわれるものであった為、介護保険サービスの実施を行ううえでの人員等が守れる限りにおいては実施において特段の意見はない旨を口頭で伝えた。
- ・ 運営規程を作成し保険外サービスの内容を明確にすること。
- ・ 通所介護事業の会計と別会計にすること。
- ・ それぞれに関わる職員や設備が重複しないよう指導。設備が重複する場合は、設備に関する変更届が必要な場合がある旨を指導。基準省令を遵守し会計の区分を明確にすること。

④ 「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」について事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容（問 4-1-3）

図表33. 「通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること」について事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容



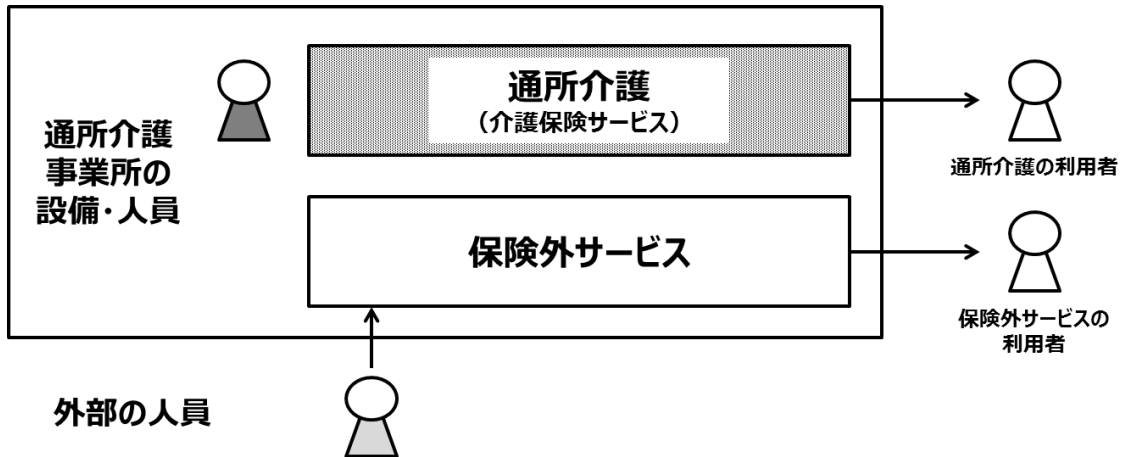
【上記以外の助言・指導】

- ・ 高齢者向けサロン。(体操教室・レクリエーション)
- ・ レストランを実施したい事業者に対し、「専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない」が原則であり、利用者の個人情報保護や衛生面の観点から認められない等を助言した。
- ・ 鍼灸、(機能訓練の一環でない) マッサージ。

■ 通所介護事業所に所属しない外部の人員が通所介護事業所で保険外サービスを提供する場合

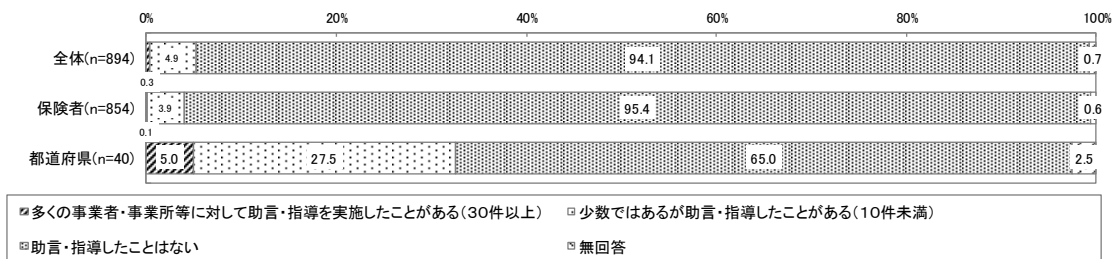
- 通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所で保険外サービスを提供する場合である。

図表34. 通所介護事業所に所属しない外部の人員が通所介護事業所で保険外サービスを提供する場合のイメージ



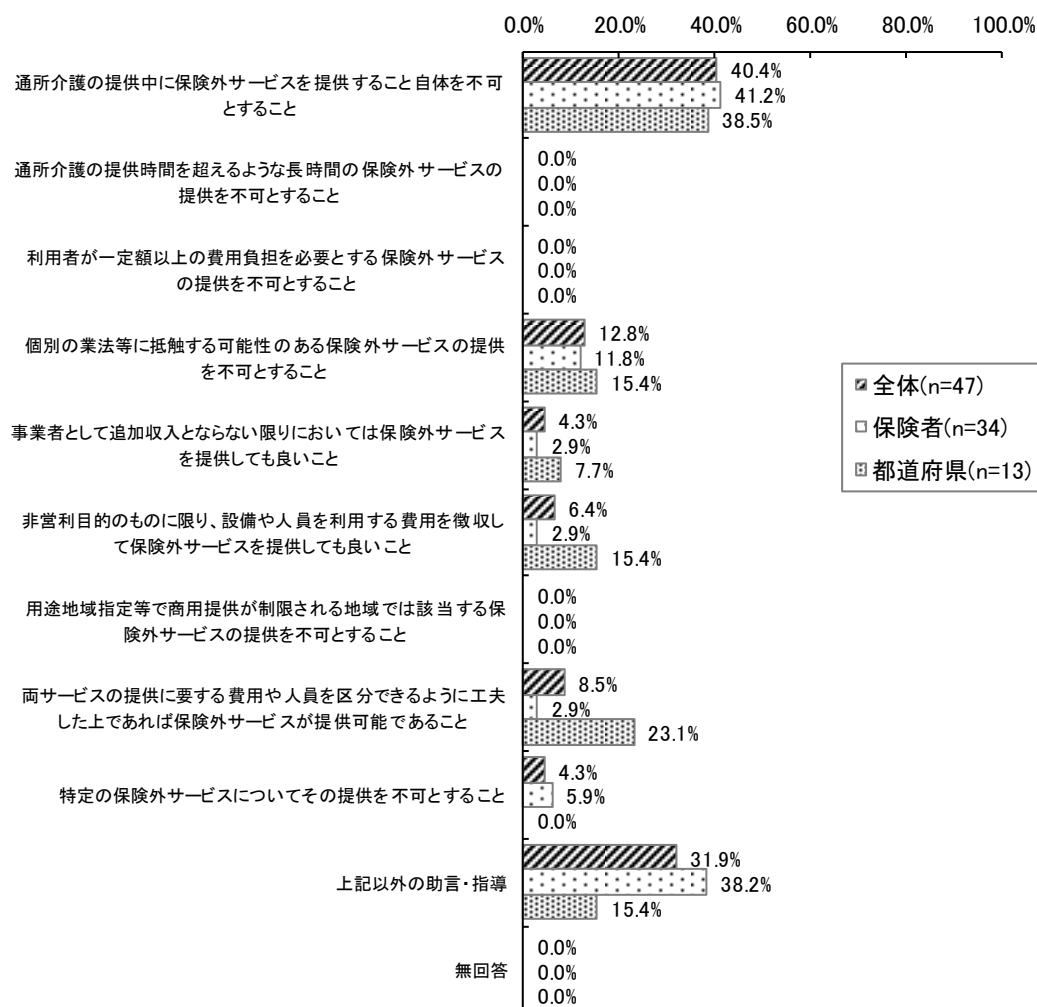
① 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 4-2)

図表35. 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 4-2-1)

図表36. 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



【上記以外の助言・指導】

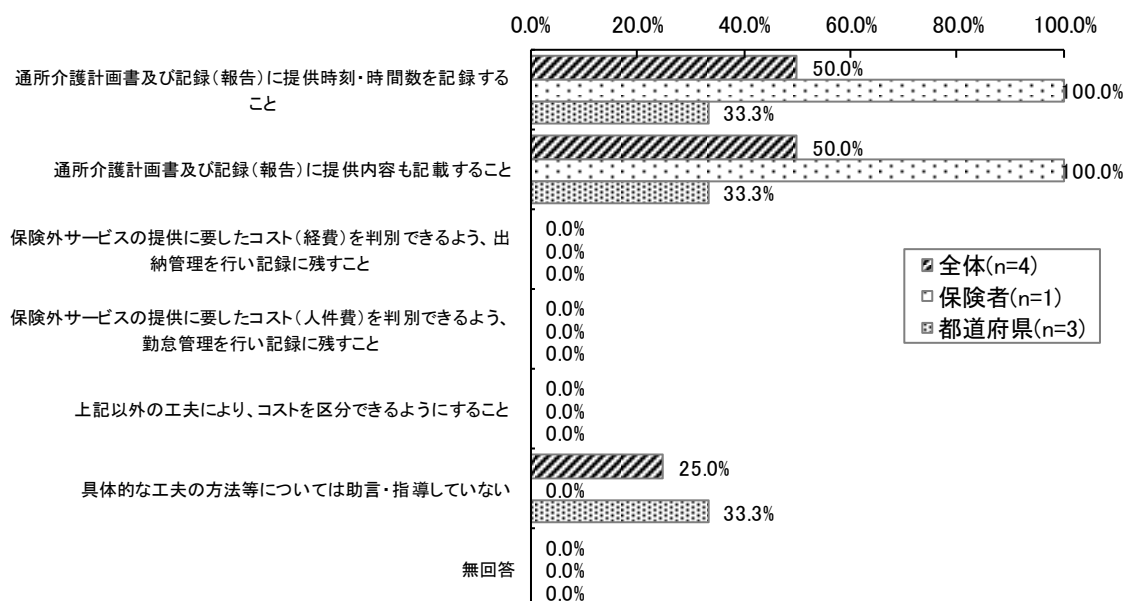
- ・ 理美容の利用は可。
- ・ デイサービス中の訪問理美容の実施については、デイサービスの提供プログラムに影響しない配慮が必要であり、それがクリアできれば問題ない。
- ・ 通所介護サービス費の請求から、訪問理美容の時間帯を除くこと。
- ・ サービス提供時間内において、営利目的の事業者の訪問販売を不可とした。(6件同一回答あり)
- ・ 「デイサービスの提供中に利用者個人に対して外部の自費サービス提供者がサービスを提供して良いか」との質問に対し、「利用者一人のために自費サービ

ス提供者が通所介護事業所に出向き、サービスを提供することはできない。デイサービスの場を自宅の代わりとして使用することはできないため。」と回答。

- ・ 都道府県にも確認しながら保険適用のデイサービスとは場所的に分離したうえでサービスを提供する必要があると指導した。
- ・ 通所介護利用中のモニタリングやサービス担当者会議の開催への助言
- ・ デイサービスへの移動販売・・・金銭トラブルや利用者の自立支援の阻害（買い物に出かけることのできる能力のある利用者の活動性低下等）につながる可能性もあるため、導入については十分検討するように助言した。
- ・ 保険外サービスか否かは、あくまで内容で判断するものであり、外部の人員の携わり如何によって、考え方が変わることはない。

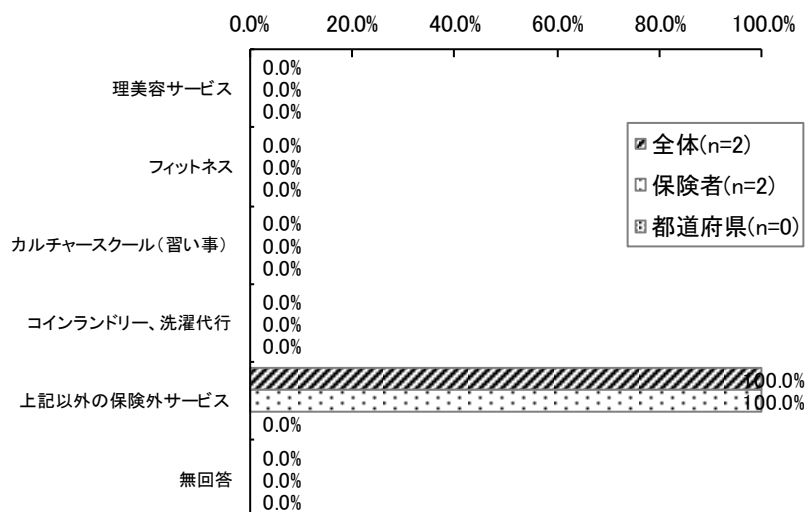
③ 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導（問 4-2-5）

図表37. 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導



④ 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」について事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容 (問 4-2-3)

図表38. 「通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること」について事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容



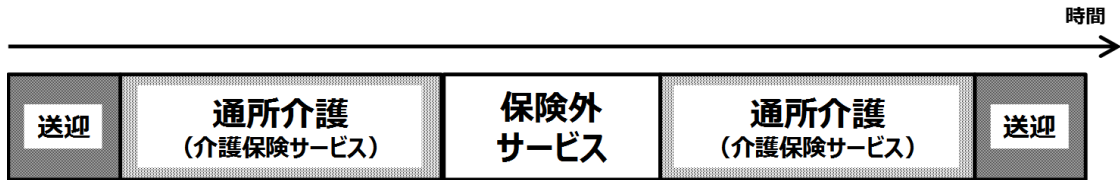
【上記以外の助言・指導】

- ・ 訪問販売、鍼灸、マッサージ。
- ・ 訪問診療等の医療保険のサービス。(地方厚生局にも判断を仰ぐよう伝えた。)

■ 通所介護の利用者に対し通所介護の提供時間中に保険外サービスを提供する場合

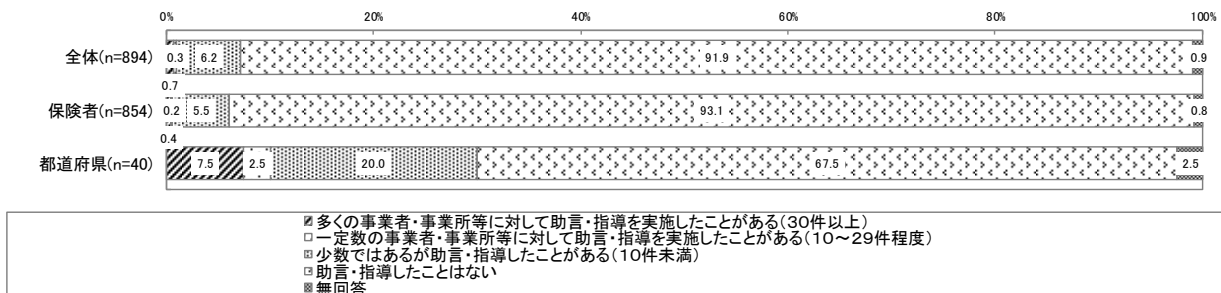
- 例えば、機能訓練として提供しない「スーパーへの買い物」のサポートを実施する場合である。

図表39. 通所介護の利用者に対し通所介護の提供時間中に保険外サービスを提供する場合のイメージ



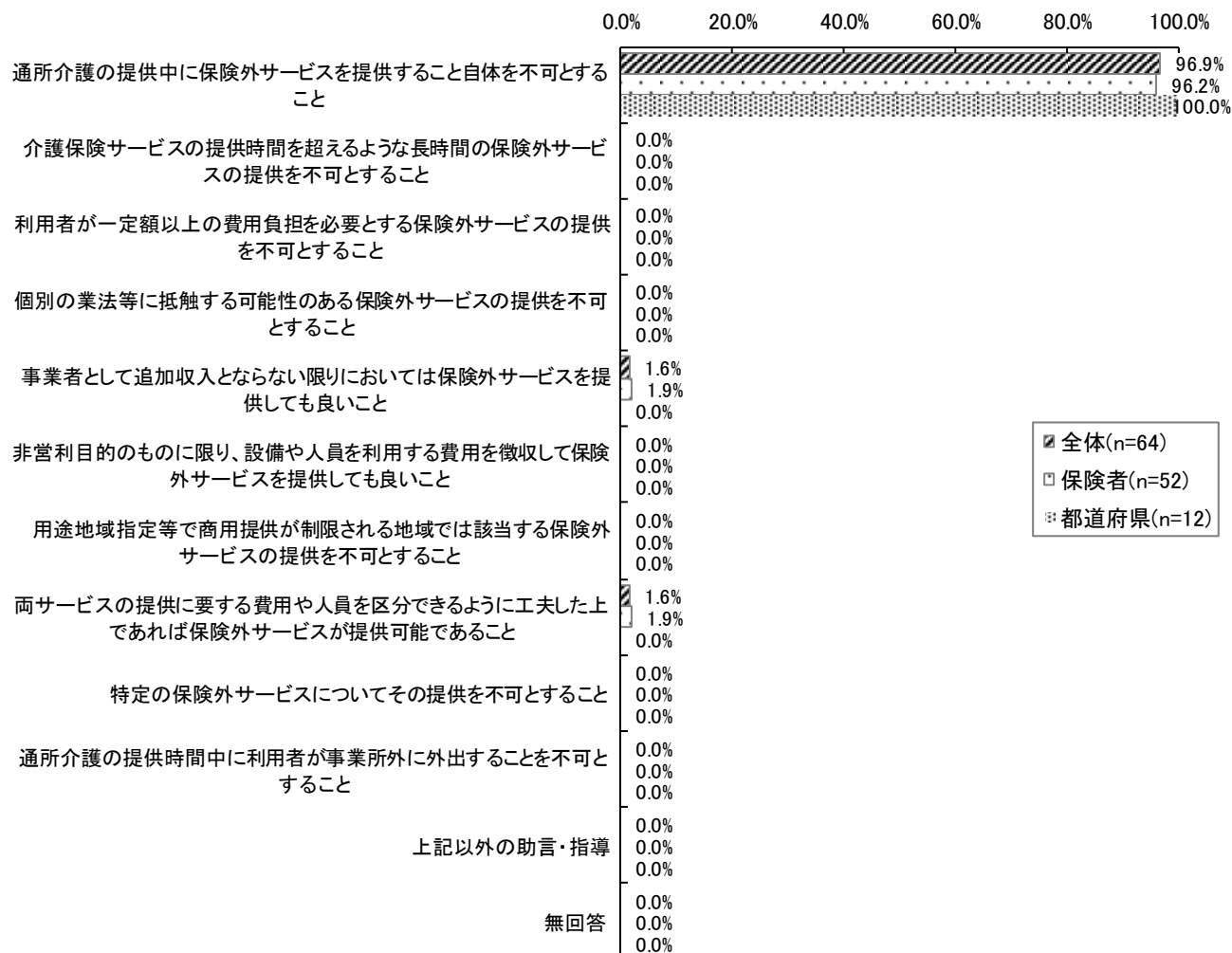
- ① 「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 4-3)

図表40. 「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



② 「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問 4-3-1)

図表41. 「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



③ 「事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと」について具体的な内容の助言・指導(問 4-3-5)

- ・ 送迎サービスの送り時に、施設と自宅の間にある医療機関にて途中下車、サービスは終了となる。その後自宅までの送りは無し。追加収入にならなければ認めている。

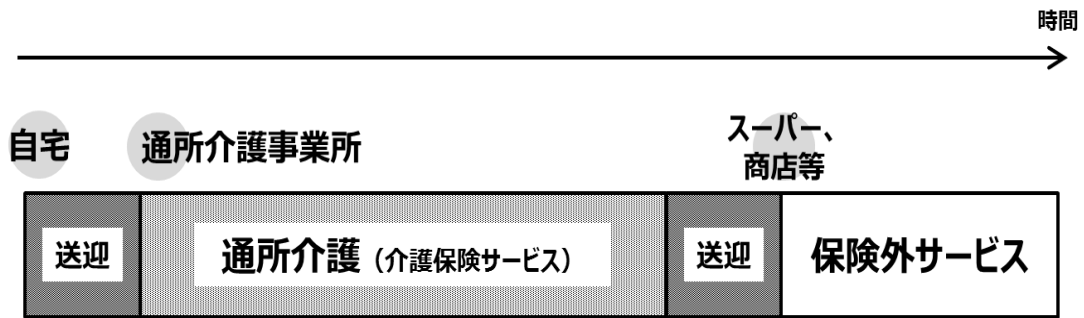
④ 「両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であること」について具体的な内容の助言・指導(問 4-3-5)

- ・ 通所介護事業所に移動販売車が来る事例があった。買い物をリハビリとして機能訓練に位置づけている人については、保険内サービスと同時の保険外サービスの提供としている。一方、機能訓練に位置づけられない人については、移動販売の利用時間を介護保険の算定から除く形で、保険外サービスを利用している。なお、移動販売車の利用に係るスタッフ等の人員は、通所介護の人員に数えないこと(そのスタッフを除いて人員基準を満たせるよう)を指導している。

■ 通所介護の送迎に併せて保険外サービスを提供する場合

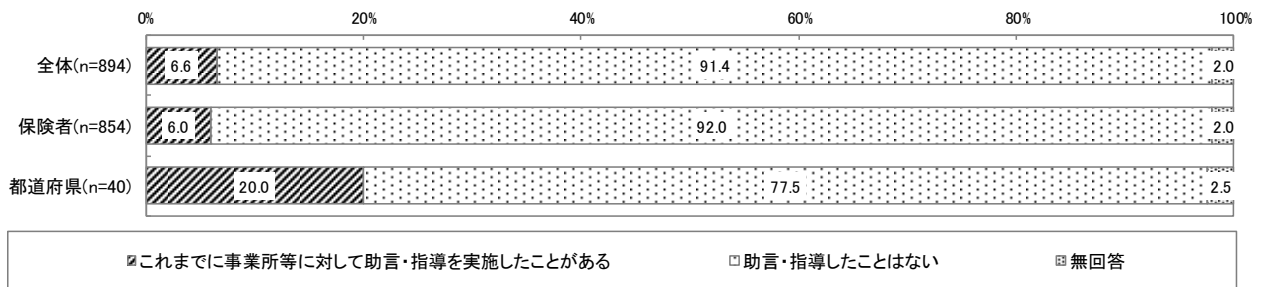
- 通所介護の送迎に併せて病院への立ち寄り、スーパー等での買い物等の支援を提供する場合である。

図表42. 通所介護の送迎に併せて保険外サービスを提供する場合のイメージ



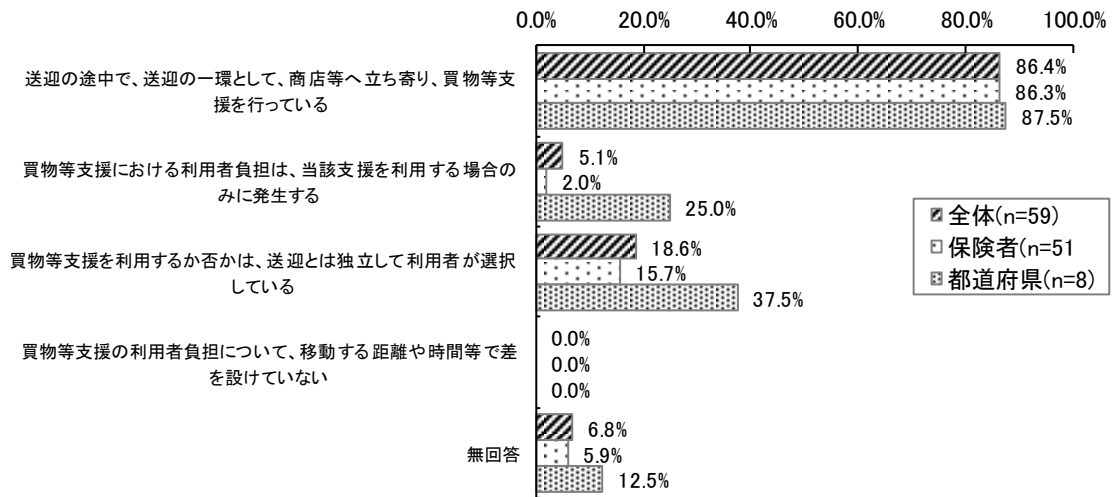
- ① 「通所介護の送迎に併せて、買い物等支援を実施している事例」についての指導・助言(問4-4)

図表43. 通所介護の送迎に併せて、買い物等支援を実施している事例」についての指導・助言



② 「通所介護の送迎に併せて、買い物等支援を実施している事例」について、事業者等に助言・指導された内容(問 4-4-1)

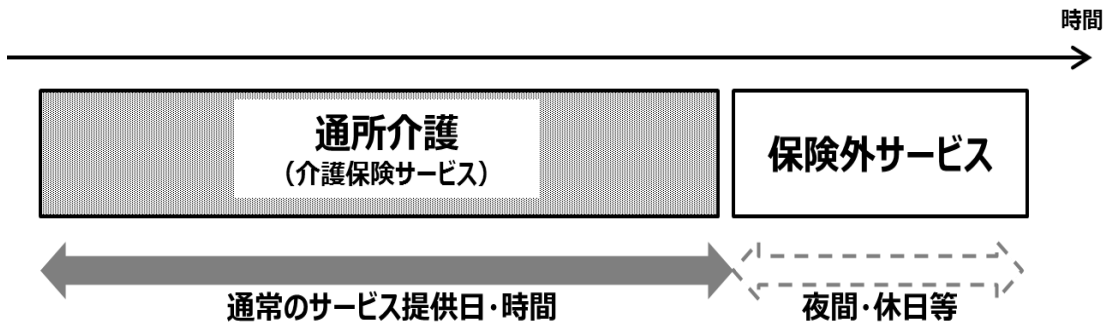
図表44. 「通所介護の送迎に併せて、買い物等支援を実施している事例」について、事業者等に助言・指導された内容



■ 介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に保険外サービスを提供する場合

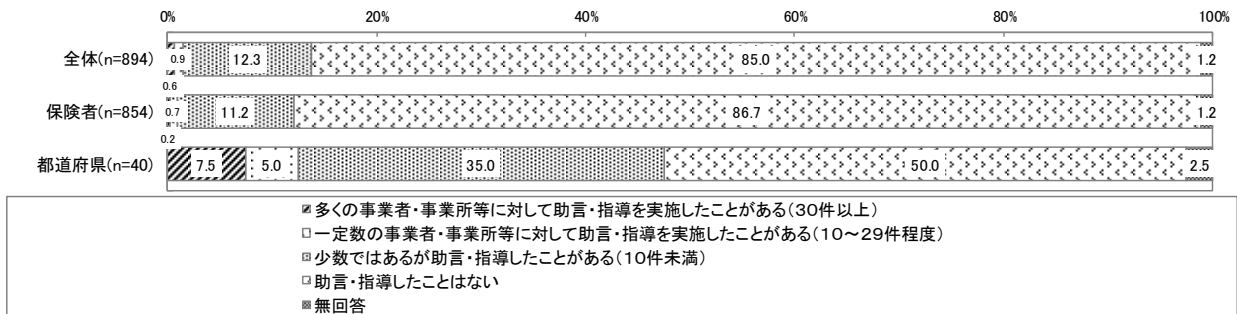
- 介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を利用して、保険外サービスを提供する場合である。

図表45. 介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に保険外サービスを提供する場合のイメージ



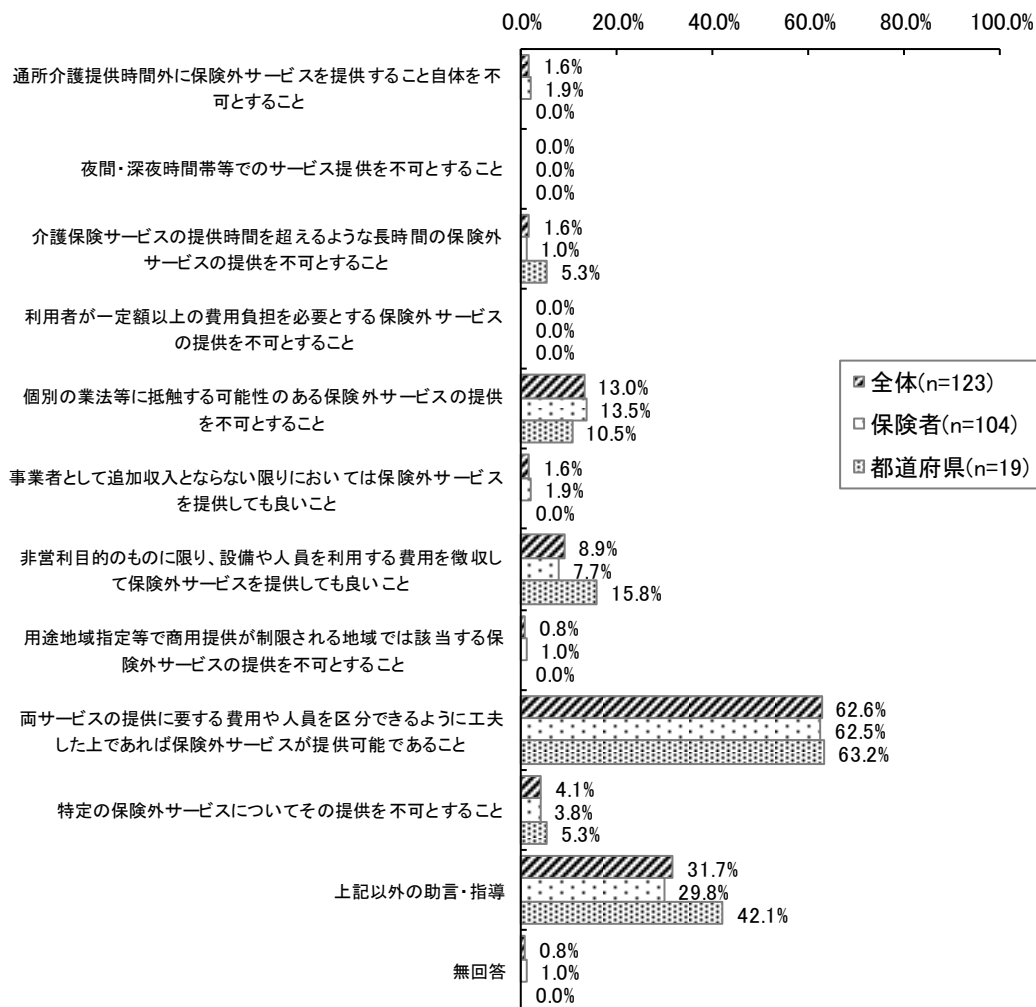
- ① 「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問 5-1)

図表46. 「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



②「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容(問5-1-1)

図表47. 「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容



【上記以外の助言・指導】

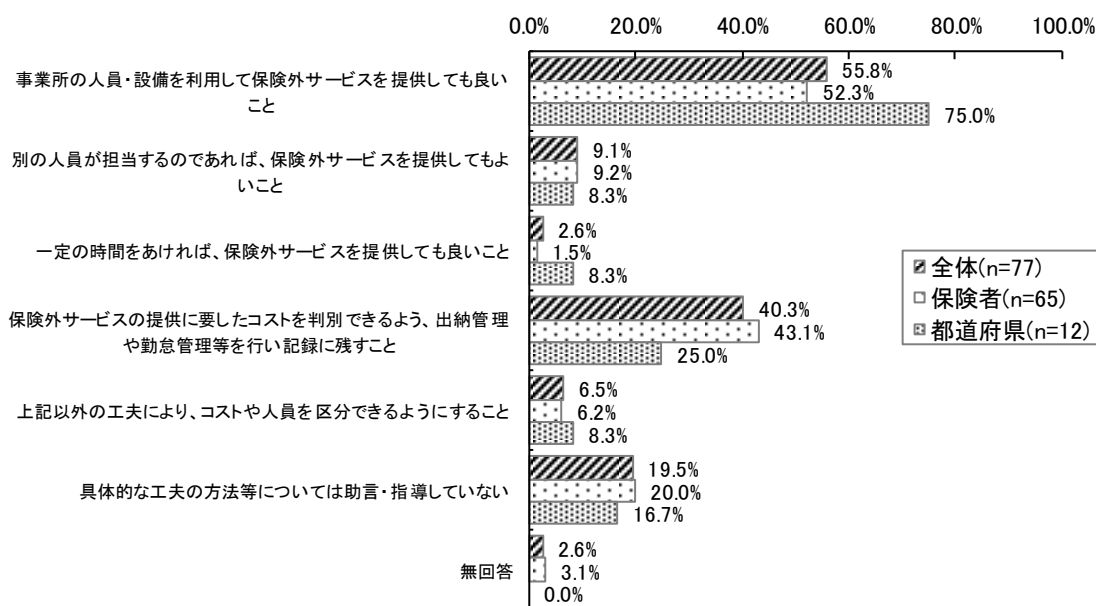
- ・ 宿泊サービスを行う場合には届出が必要な旨の指導。
- ・ 「お泊りデイ」を実施するための基準、届出について。
- ・ 要介護認定等を持たない高齢者に対し、自費サービスを提供したい申し出があり、給付のサービス提供時間が常勤換算の基準である週 32 時間を超えている場合であれば、給付サービスの提供時間以外に自費サービスを提供しても良いとした。

- ・ 継続（長期）的な宿泊サービス利用についての指導、設備基準についての指導。（スプリンクラー設置等）
- ・ 宿泊サービスを一人暮らしが難しい方の受け入れを施設のMSWから打診されたが、一ヵ月を超えての利用になると思うが、ガイドラインでは月1回は自宅に帰るようになっていたが、帰宅させるのは心配とのことで、生活保護のCWと相談するように言った。
- ・ 宿泊利用が常態化していた事業所に対し、緊急かつ短期的な利用に改善すること。
- ・ 宿泊サービスの人員、設備等について。
- ・ 地域密着型通所介護事業への実施指導の際に、いわゆる「お泊りデイ」を実施している事業所へ対して、国指導指針への適合を確認し、介護報酬の請求については、延長加算の請求要件について助言・指導した。また、実施事業所については、建築・消防部局と情報共有している。
- ・ 自費サービス提供日を介護保険サービス提供日より優先させないこと。（営業日と定める日のうち半日のみ自費サービスのみの提供と予定していた。）
- ・ 時間外の宿泊サービスを実施している（地域密着型）通所介護事業所に対し、一般的な実地指導を行っています。（人員、設備、計画等が宿泊サービス基準に沿っているかどうかの検査。）ただし、保険外サービスの可・不可について助言・指導したことはありません。
- ・ 提供時間外については、料金を徴収して保険外サービスを実施しても良い。ただし、事業実施に際して届出が必要な場合は、届出を行うこと。
- ・ 宿泊サービスを提供している指定通所介護事業所の実地指導で、宿泊サービスについて「当自治体における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を確認している。
- ・ 宿泊サービスについて、消防法の規定を遵守すること及び所轄の消防署への問い合わせを必要に応じて行うこと。
- ・ 宿泊サービスについて、定員に関する指導。（現在継続中）
- ・ お泊りサービスについて、定員の基準を遵守するよう指導した。
- ・ 人員配置についての問い合わせについて助言。
- ・ お泊りデイの提供に必要な人員、設備等に関すること。
- ・ お泊りデイサービスについては県指針があるため、それに従い運営するよう指導しています。
- ・ 宿泊サービスについて、所轄官庁に適切な届出を行っているか確認した。

- ・ 連続して宿泊サービスを提供する日数の上限は、原則 30 日とすること。要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないようにすること。
- ・ 宿泊サービスの業務に従事後、同じ職員が引き続きデイサービスの業務に従事することないよう勤務シフトを見直すこと。
- ・ 県介護保険課にも確認しながら利用料金が不当な割引にならないような適正な額である必要がある旨助言・指導した。
- ・ 通所介護事業の提供日以外で、通所介護事業所を利用した地域交流について相談があった。具体的な内容については未定であったが、提供日以外においては、実施する内容においても問題ない旨を口頭で伝えた。
- ・ 別途、介護保険外サービスに係る契約書等の整備。
- ・ 「お泊りデイ」を提供する場合には、指定権者への届出を行うこと。
- ・ 運営規程等の書類の記載について。
- ・ 宿泊サービスの届出。
- ・ 通所介護提供時間外に地域サロンを提供するのは差支えないこと。
- ・ 保険外サービスの運営規程の遵守。
- ・ 宿泊サービスを行う事業所に対して、国が示している指針に沿った運営を行うよう指導している。
- ・ 消防関係書類不備、事故未報告、変更未届、記録不備について。
- ・ 事業所からの個別の問い合わせに対して、それぞれ回答を行っている。
- ・ 宿泊サービスの長期間利用について、家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を引き続き検討すること。
- ・ 保険外サービス時の職員配置（人員配置）について。
- ・ 通所介護サービスの提供に支障のない範囲であれば可能である。
- ・ 国が示した指針に沿った事業運営に努めるよう助言。
- ・ 通所介護の事業に影響が出ないこと。他法令に抵触しないこと。利用料を別途、規程すること。
- ・ 宿泊サービスを提供する際に、消防設備を備えることを指導。

③「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導(問 5-1-5)

図表48. 「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫したうえであれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導

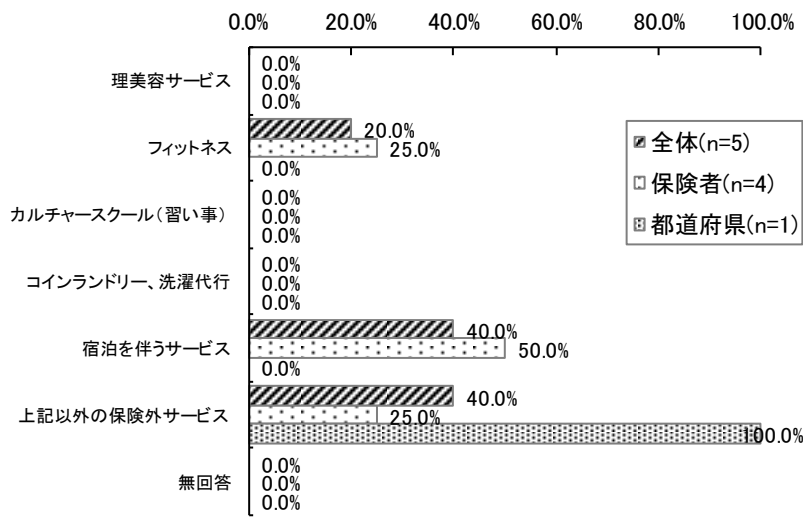


【上記以外の助言・指導】

- ・ 国の指針に従い、自治体で指針を策定している。(宿泊サービス)
- ・ 運営規程を介護保険サービスと別に定め、適正な料金を設定し明記すること。介護保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区別すること。介護保険サービスと保険外サービスに従事する職員を明確に区分するよう指導した。
- ・ 通所介護以外の目的で送迎を実施する場合、運送法の規定に抵触する可能性があるため、留意すること。
- ・ 宿泊サービスにおいて、定められている人員基準を確保するために、勤務表及び勤務記録を残すよう指導している。

④ 「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容（問 5-1-3）

図表49. 介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容



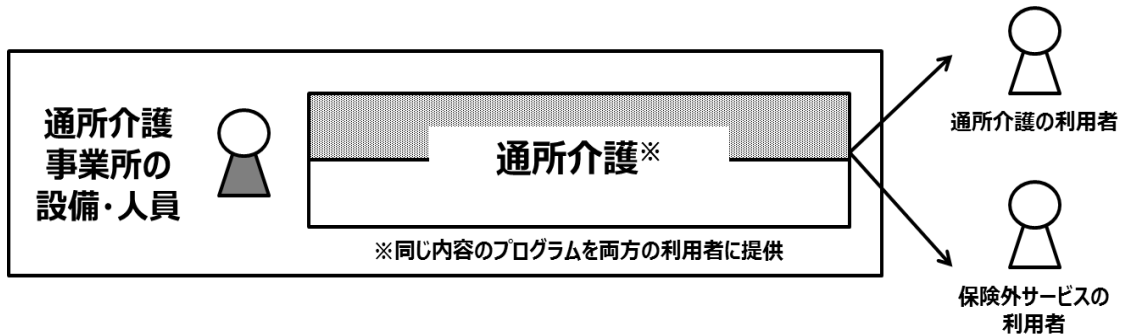
【上記以外で提供不可と助言・指導された保険外サービス】

- ・ 通所介護の厨房等を利用し飲食店を経営して良いか事業所から相談を受けたが、不特定多数の者が対象であり衛生面等のリスクがあることから不可と指導した。
- ・ 飲酒を伴う夜の居酒屋での宴会。

■ 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面

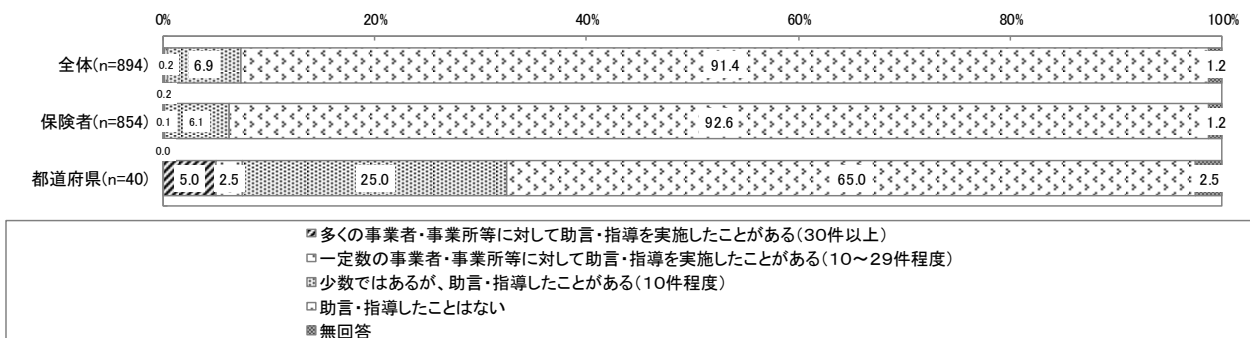
- 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している中で同じプログラムを提供し、通所介護の利用者に対しては介護保険サービスとして、保険外サービスの利用者には保険外サービスとしてそれぞれ提供するような場面である。

図表50. 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面のイメージ



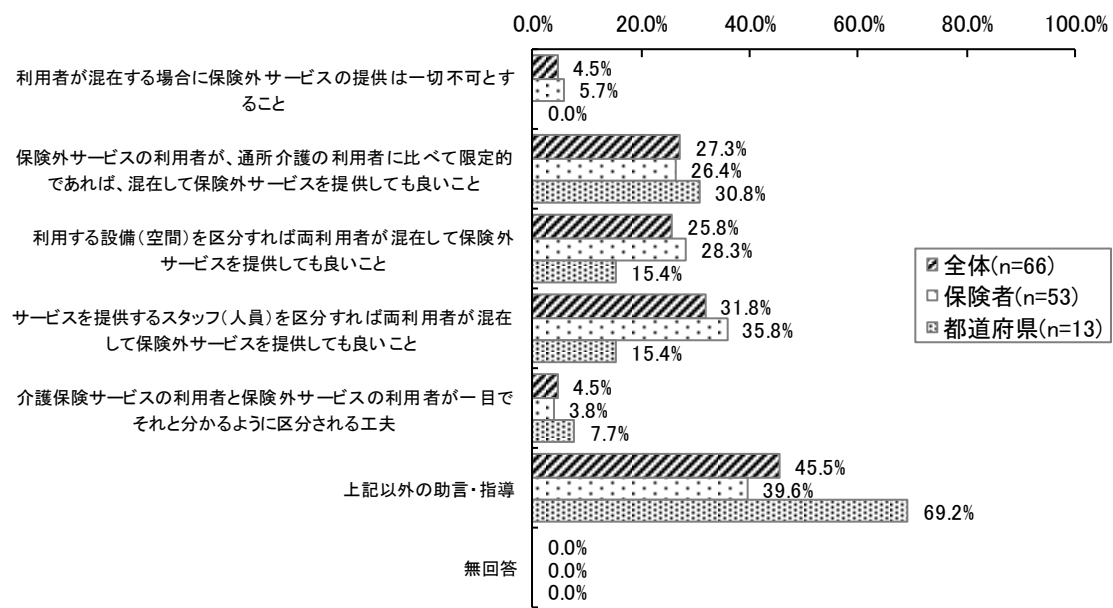
- ① 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」についての指導・助言(問 6-1)

図表51. 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」についての指導・助言



② 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」について、事業者等に助言・指導された内容(問 6-1-1)

図表52. 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」について、事業者等に助言・指導された内容



【上記以外の助言・指導】

- ・ 介護保険の定員数を超えないこと。介護保険利用者の利用に支障が出ないように配慮すること。事故発生時の対応。記録や会計等を分けること。
- ・ 地域住民を対象とした体操教室について、デイの利用定員内かつ無償を前提に可としたもの。
- ・ 保険外サービスの利用者を含めて、指定上の定員を超えないように助言している。
- ・ 介護保険サービスの利用者と、それ以外の自費利用者とは、明確に設備(空間)とスタッフを区分するように指導している。(契約や重要事項説明書、損害保険についても対応するように)
- ・ サービスを提供するスタッフ(人員)を区分し、かつ利用者に対する適切な設備・規模を確保すること。(推奨はしていない)
- ・ 保険外サービスの利用者を含めて通所介護の定員を超えないようにすること。
- ・ 都道府県介護保険課にも確認しながら、運営基準を遵守したうえで、事業所として余力がある場合に、サービス提供が可能である。保険外サービスの利用料

金が、介護保険サービスの不当な割引にならないような適正な額である必要がある旨を助言・指導した。

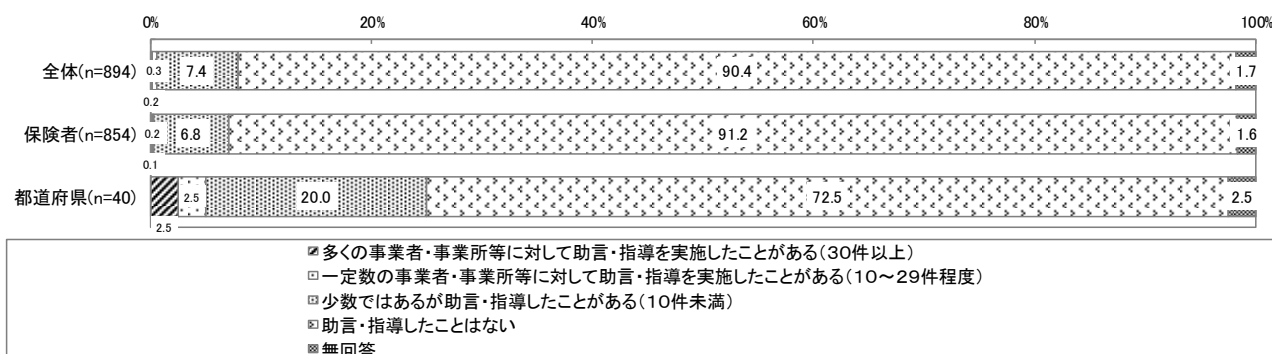
- ・ ケアプラン上、必要又は影響がないと認められる範囲内で、介護保険サービスの設備・人員基準を遵守できる体制が確保できる場合に、提供が可能であること。
- ・ 人員及び設備を区分すれば可能。
- ・ 保険外サービスを利用するにあたって契約書や重要事項説明書を整備し、交付すること。介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者の合計数に対応した人員配置と食堂及び機能訓練室の面積要件を満たすこと。
- ・ 通所介護の定員以内であれば、両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと。
- ・ 両利用者の人数が、事業所の利用定員を超えておらず、設備、人員基準ともに満たしていればサービスを提供しても良い。
- ・ 指定の定員内の人数を遵守すること。契約等は介護保険と別に定めること。
- ・ 保険外サービスの利用者を含めても、人員基準を満たすように職員を配置すること。
- ・ 保険外のサービスは、介護保険サービス提供時間外に行うこと。
- ・ 別途、介護保険外サービスに係る契約書等の整備。
- ・ 運営基準の「利用料等の受領」第2項の内容を指導。
- ・ ①通所介護事業の指定基準が遵守され、特に人員や機能訓練室面積の確保がされること。②保険内と保険外のサービスが明確に区分されること。③利用者に、当該事業が通所介護事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。④事業の目的、運営方針、利用料等が通所介護事業の運営規程とは別に定められていること。⑤通所介護事業の会計と別会計にすること。
- ・ 保険外サービスとしての利用者の受け入れにより、介護保険サービスとしての利用者との合計数が定員を超えないよう、運営すること。
- ・ 保険給付と保険外サービスの利用者が、利用料について不合理な差額とならないようにすること。
- ・ 併設する有料老人ホームにおいて、当該通所介護事業所と設備を共用する場合は、各サービス提供に支障がないようにすること。サロンの開催を考えている事業者に対し、以下2点を指導①サロンに参加したくない利用者が滞在できる空間を確保すること。②通所介護事業所として必要な広さを確保すること。専従が必要な職種に関しては、通所介護に従事した時間のみをカウントすること。

- ・ 自費利用を設ける場合は、別に自主事業として運営規程や金額を定め契約をすること、自費利用者がいることで介護保険利用者の利用が妨げられることは認められないこと、介護保険事業所としての人員設備基準を遵守すること、事故の際の損害賠償保険適用等を十分検討するよう指導。
- ・ 保険外サービスを提供する場合は、サービス提供時間を介護保険サービスと明確に区別し、介護保険サービスのサービス提供時間に含めないよう指導している。
- ・ 体験サービスの利用について、次の①と②を満たした場合に可とする指導①体験利用者を総利用者数に含めたうえでの基準要件充足。②保険外として利用料を徴収すること。
- ・ 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の合計人数について、事業所の利用定員以下とすべきである。また、国省令に基づき配置が必要な介護職員の勤務延時間数についても、その合計人数をもって算出すべきである。
- ・ 通所介護の利用者や職員に影響が出ないこと。別事業として規程を設けて、利用者に理解を得ること。
- ・ 定員、人員等については、介護保険の基準を満たすこと。(例：定員 20 名の事業所であれば、全額自費の利用者も含めて 20 名を上限とする) 自費利用者へのサービス提供により介護保険利用者のサービスが制限されることのないようにすること。(定員に余裕のある場合のみ自費利用者を受け入れ)
- ・ 利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにするよう指導。
- ・ 保険外利用者の受け入れにより介護保険利用者に利用のために必要な施設基準や人員基準の充足が損なわれないようにすること。

(3) 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制等

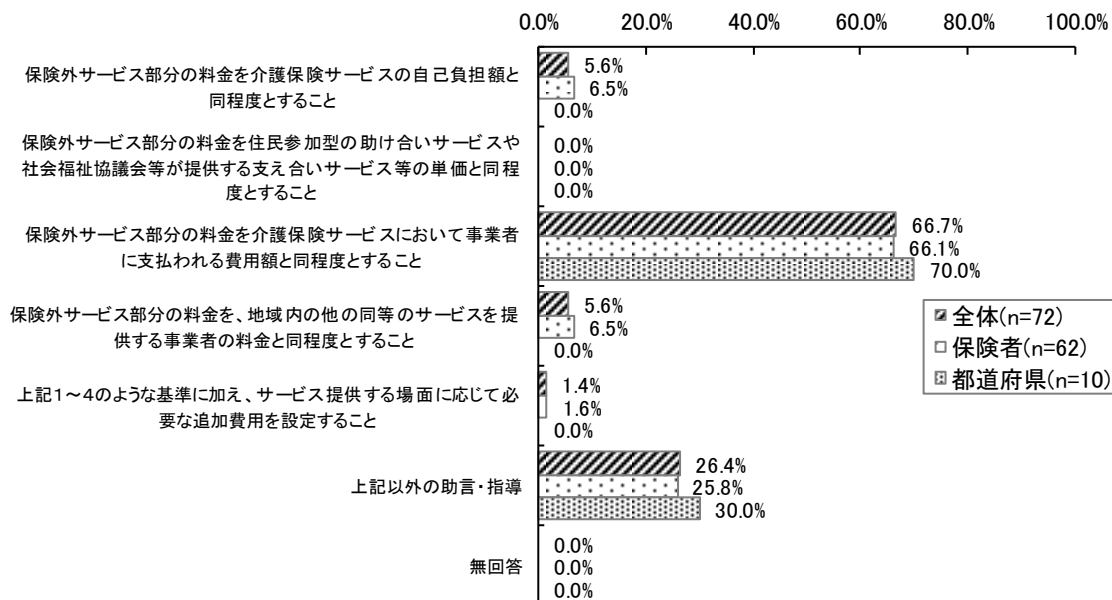
① 「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」についての指導・助言(問7-1)

図表53. 「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」についての指導・助言



② 「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容(問7-1-1)

図表54. 「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容



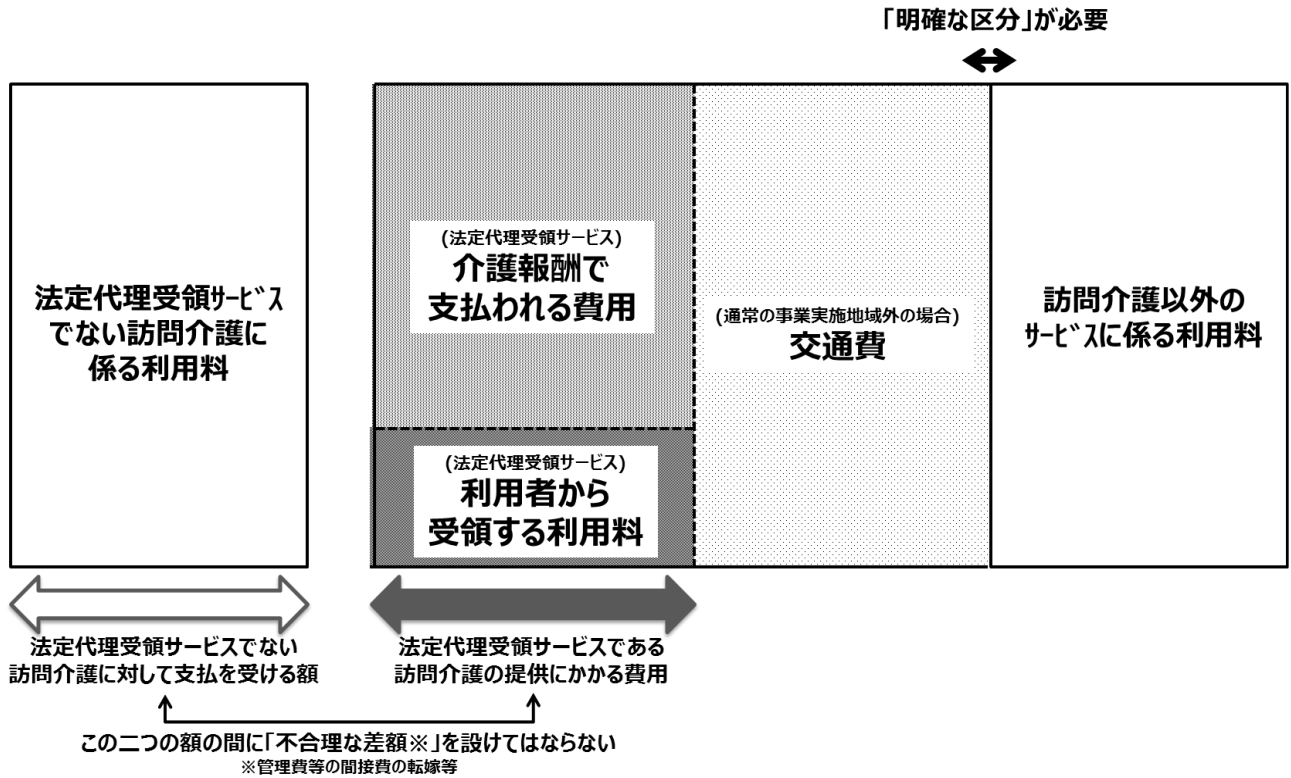
【上記以外の助言・指導】

- ・ 合理的な理由があり、(イ)保険外サービスであること(ロ)保険外サービスとして運営規程があること(ハ)会計を区分すること。(イ)～(ハ)を満たせば、別料金を設定しても良い。
- ・ 福祉用具貸与等地域加算の低いサービスから自費とするよう助言している。
- ・ 限度額を超過した部分については自費となるため、金額について保険者として意見は述べないが、自己負担額が高額になる場合には予め利用者に説明を行う事。
- ・ 介護保険サービス10割と同等の金額にすることが国の基本的な考え方であると認識しているが、法的に明文化されていないため、指導に至らない。自己負担額より安い、また他サービスより安い事業所は多数ある。ショートステイよりも宿泊デイサービスを選んでしまう要因となっている。
- ・ 保険外サービスとして明確な金額設定がなされていれば可能としている。
- ・ 短期入所サービスにおいて、介護保険サービスの利用者を優先すること、介護保険サービスの10割負担額と考えられるが、金額は事業所の設定となる。
- ・ 保険外サービスに係る重要事項説明書及び契約書を整備すると共に、利用予定者に対して十分な説明を行うこと。
- ・ 保険外サービス部分の料金を「介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額」と「地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金」の間で適正な額とすること。
- ・ 訪問介護の場合、基準第20条第2項において、「利用者から支払いを受ける利用料の額と介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように」とあるため、基本的にはサービスの10割を保険外の利用料とすることが適当だと思われるが、最終的には事業者が、他の事業所との差額等を考慮して決定して良い。
- ・ 限度額を超過した分については、事業所のサービスとして費用を徴収しないという対応をしていたことに対する指導を行った。
- ・ 自己負担での利用者への介護保険サービスを優先させることによって、他の当該介護保険サービスを必要とする利用者が当該介護保険サービスを適切に受けられなくなるようなことは避けること。
- ・ 公費ではないので、事業者と利用者の契約に基づいて金額等を決めるようになる。
- ・ 自己負担額や該当のサービス内容について、利用者及び利用者家族によく説明し、同意を得たうえで費用を請求するように指導している。

- 自己負担額＋保険請求額の合計額と大きな差がないような料金設定が望ましい。極端に安い額を設定しないようにすること。
- 利用者の経済状況を踏まえて、無理のない範囲での利用を説明すること
- 介護保険サービス、保険外サービスともに同程度とする。（保険外は10割自己負担）
- 法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないため、介護保険事業外の利用者が無料でサービス提供を受けることのないように、管理経費相当程度の料金は徴収すること。
- 介護保険サービスに影響が出ないこと。利用料の設定に留意すること。介護サービスとは明確に区分すること。
- 具体的な料金については、指導していないが、介護保険と介護保険外のサービスについて、不合理な差が生じないよう指導。

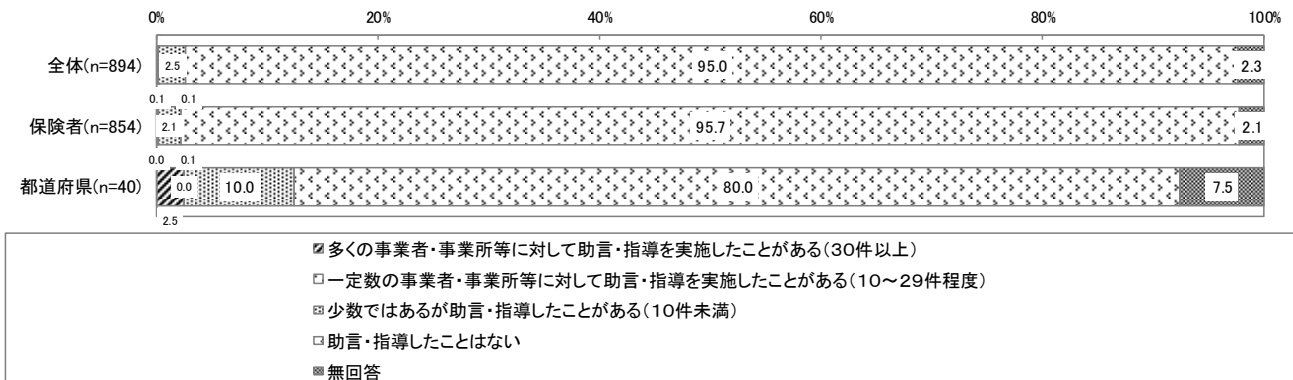
■ 訪問介護に関する利用料の分類と「不合理な差額」に関する規制

図表55. 訪問介護に関する利用料の分類と「不合理な差額」に関する規制のイメージ



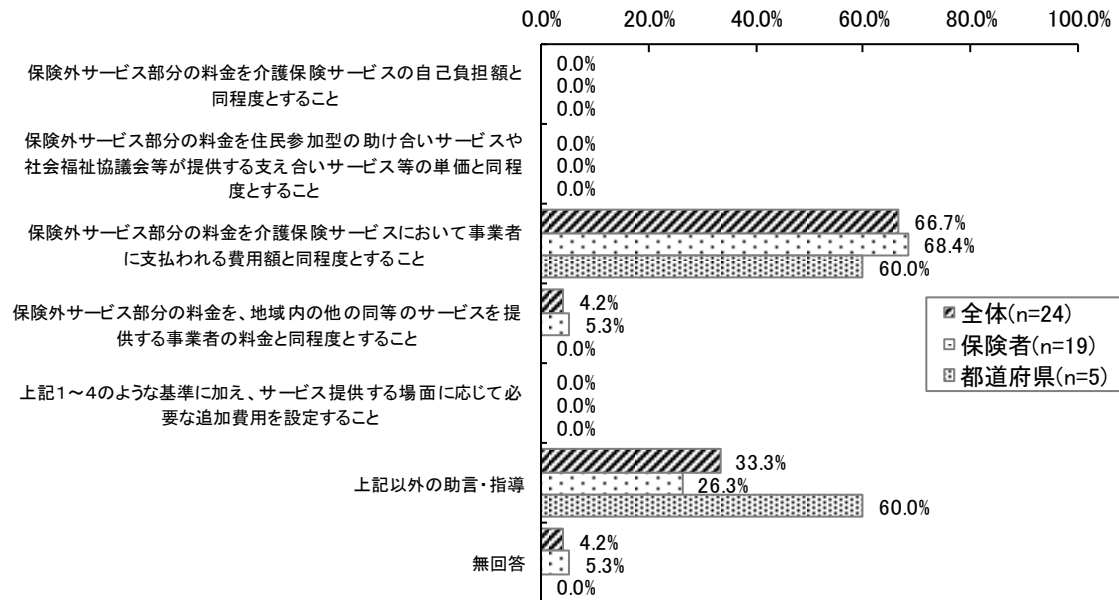
① 「限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること」についての指導・助言(問7-2)

図表56. 「限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること」についての指導・助言



② 「限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容(問7-2-1)

図表57. 「限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容



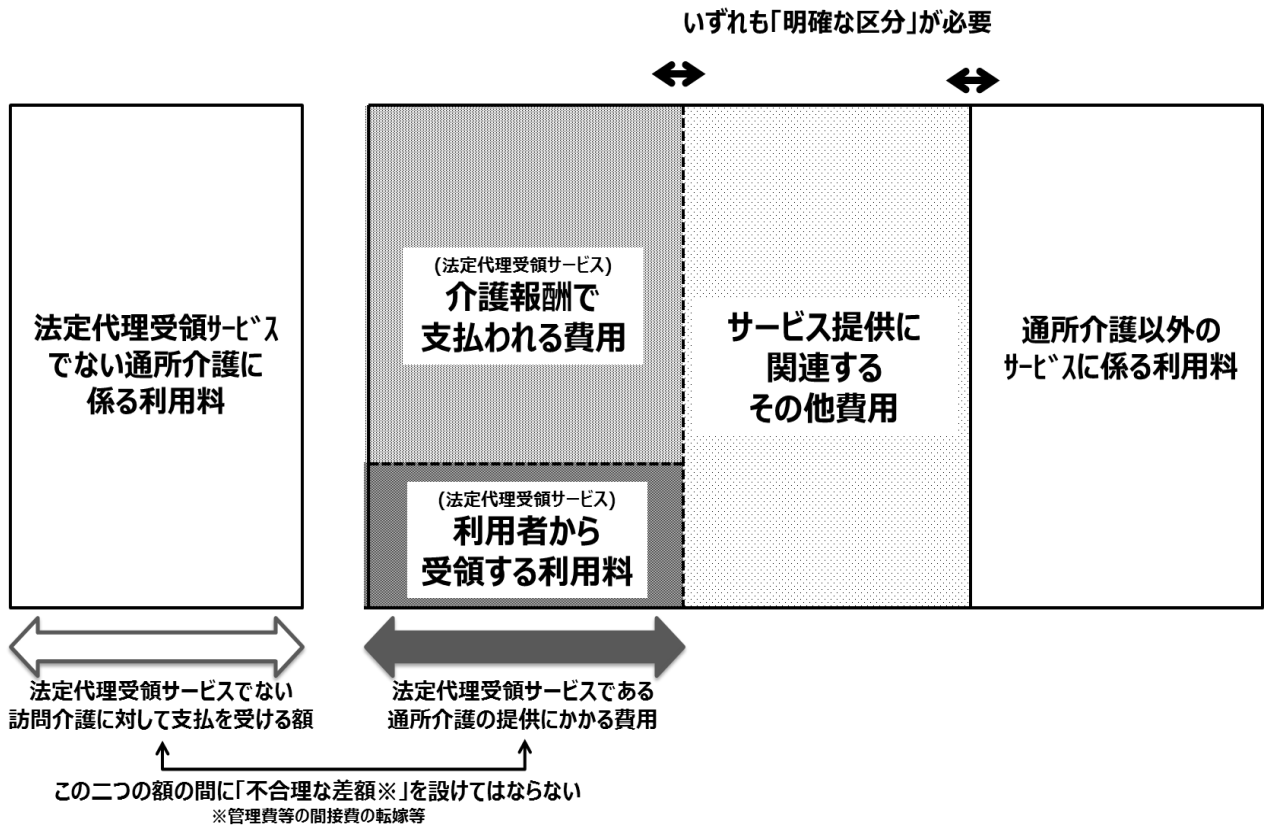
【上記以外の助言・指導】

- ・ 合理的な理由があり、(イ)保険外サービスであること(ロ)保険外サービスとして運営規程があること(ハ)会計を区分すること。(イ)～(ハ)を満たせば、別料金を設定しても良い。
- ・ 原則として、限度額を超過しない状態で保険外のサービス提供は認められない。
- ・ 自費契約については、料金の指導は行っていない。居宅サービス計画に位置づけるよう指導している。
- ・ 限度額を超えないように、保険内サービスと保険外サービスを月途中で切り変えるような不適切な取り扱いを行わないよう指導。
- ・ 基準第20条第2項において、「利用者から支払いを受ける利用料の額と介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように」とあるため、基本的にはサービスの10割を保険外の利用料とすることが適当だと思われるが、最終的には事業者が、他の事業所との差額等を考慮して決定して良い。
- ・ 介護保険で提供できないサービスについては、保険外サービスとして実施することについて。
- ・ ケアアセスメントにより、必要となった保険給付対象サービスは、保険給付と

- すること。
- ・ 勤務状況を明確に分けること。

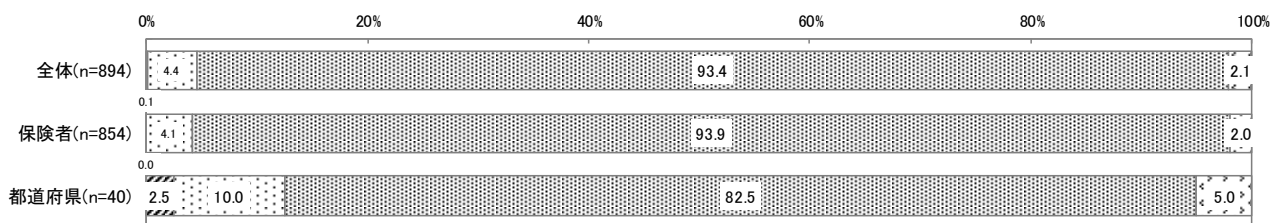
■ 通所介護に関する利用料の分類と「不合理な差額」に関する規制

図表58. 通所介護に関する利用料の分類と「不合理な差額」に関する規制のイメージ



① 「限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言(問7-3)

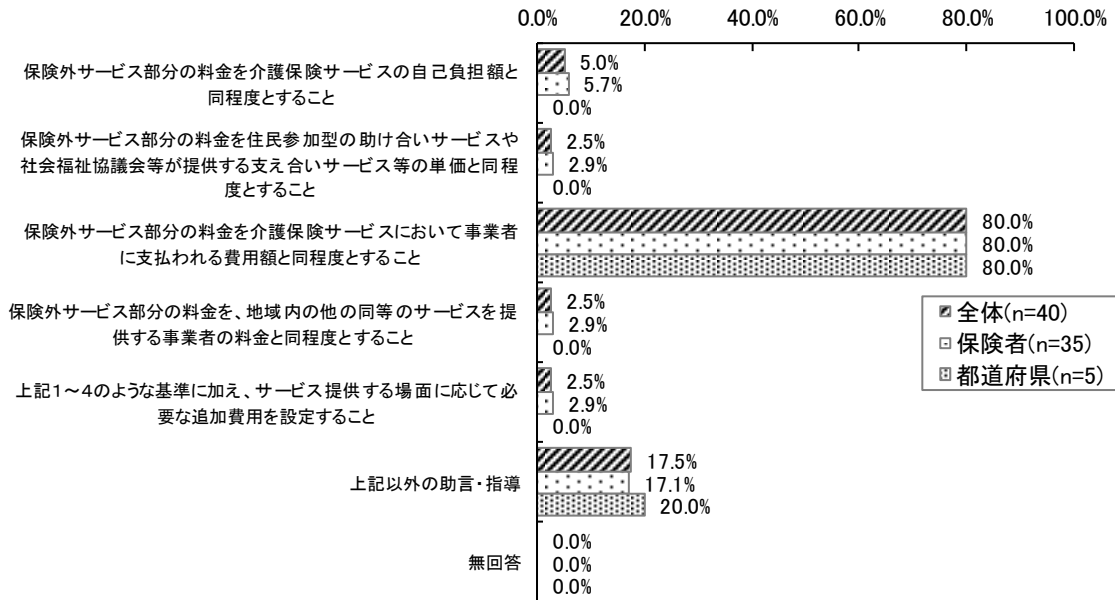
図表59. 「限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 助言・指導したことはない
- 無回答

② 「限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容(問 7-3-1)

図表60. 「限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容



【上記以外の助言・指導】

- ・ 合理的な理由があり、(イ)保険外サービスであること(ロ)保険外サービスとして運営規程があること(ハ)会計を区分すること。(イ)～(ハ)を満たせば、別料金を設定しても良い。
- ・ 原則として、限度額を超過しない状態で保険外のサービス提供は認められない。
- ・ 予防通所介護の利用者に対しては、週2回まで保険適用によりサービス提供を行うように指導。
- ・ 自主事業の契約書・重要事項説明書・運営規程を作成し、利用者及び家族に介護保険サービスとは異なる旨の内容を説明して、理解してから、提供すること。
- ・ 自己負担額や該当のサービス内容について、利用者及び利用者家族によく説明し、同意を得たうえで費用を請求するように指導している。
- ・ 自己負担額+保険請求額の合計額と大きな差がないような料金設定が望ましい。極端に安い額を設定しないようにすること。
- ・ 法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないため、介護保険事業外の利用者が無料でサービス提供を受けること

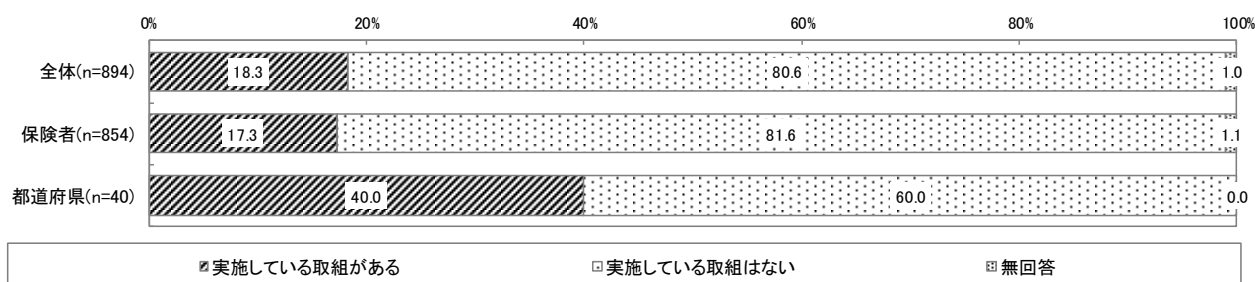
のないように、管理経費相当程度の料金は徴収すること。

(4) 保険者による工夫

■ 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せについて、一貫性・統一性のある対応・回答のための取り組み

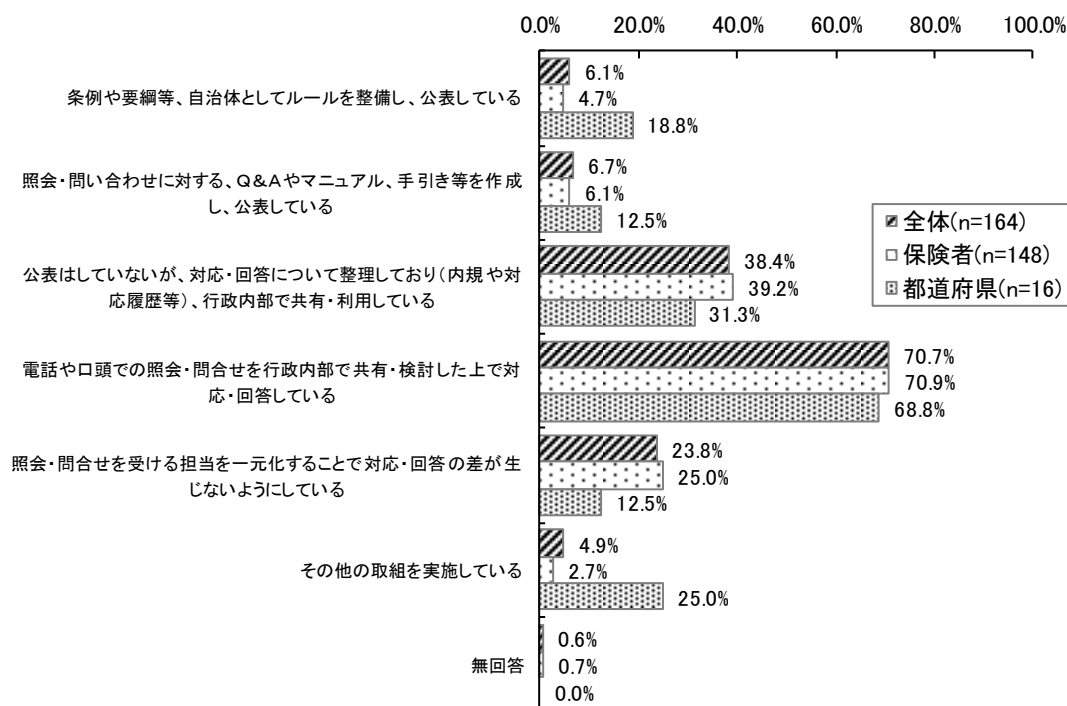
① 「介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せに」について、一貫性・統一性のある対応・回答のための取り組み(問2-2)

図表61. 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せについて、一貫性・統一性のある対応・回答のための取り組み



② 「介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せ」について、一貫性・統一性のある対応・回答をするために実施されている内容(問2-2-1)

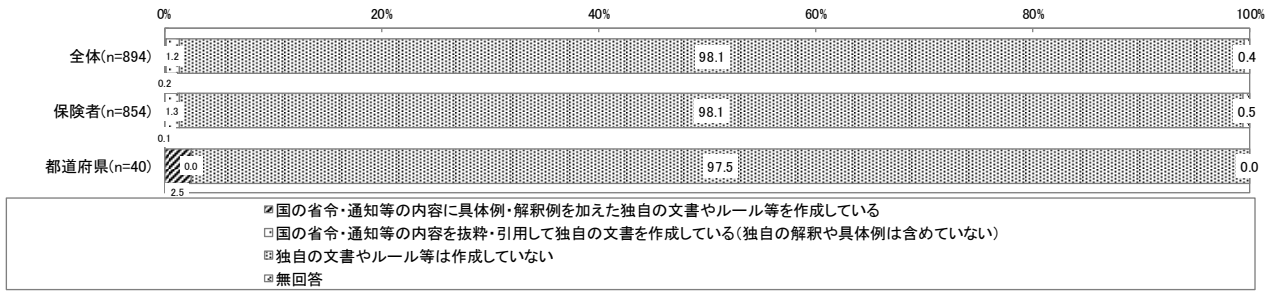
図表62. 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せについて、一貫性・統一性のある対応・回答をするために実施されている内容



■ 事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成

① 「訪問介護と保険外サービスの連続的な提供における「明確な区分」」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成(問 2-3)

図表63. 訪問介護と保険外サービスの連続的な提供における「明確な区分」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成

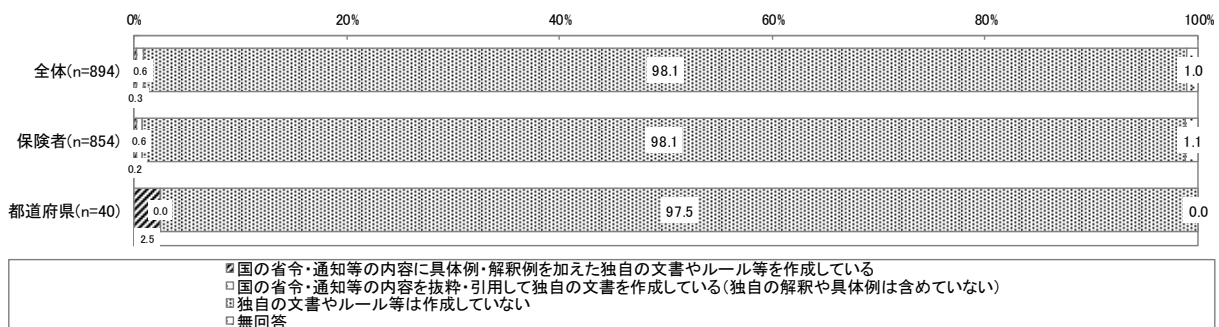


【上記以外の助言・指導】

- ・ 自費サービス（介護保険外サービス）の提供を行う場合の取り扱いについて。

② 「通所介護を提供中の利用者に対する保険外サービスの提供」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成(問 2-4)

図表64. 通所介護を提供中の利用者に対する保険外サービスの提供について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成

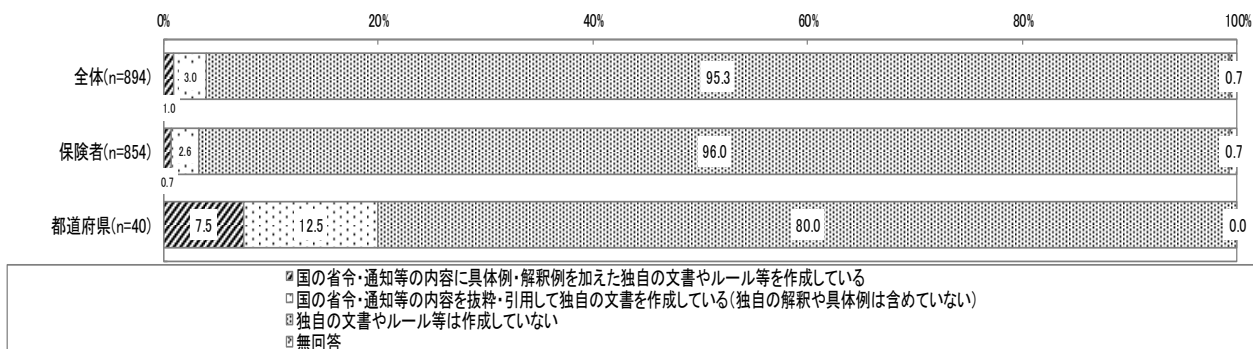


【上記以外の助言・指導】

- ・ 指定通所介護事業所等における体験利用について。
- ・ 通所サービス提供中の利用者が別サービス等利用することについて、どのように取り扱うのか。
- ・ サービス提供中の別サービス利用について。

③ 「通所介護を提供していない時間帯における通所介護事業所の設備・人員を利用した保険外サービスの提供」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成(問2-5)

図表65. 通所介護を提供していない時間帯における通所介護事業所の設備・人員を利用した保険外サービスの提供について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成

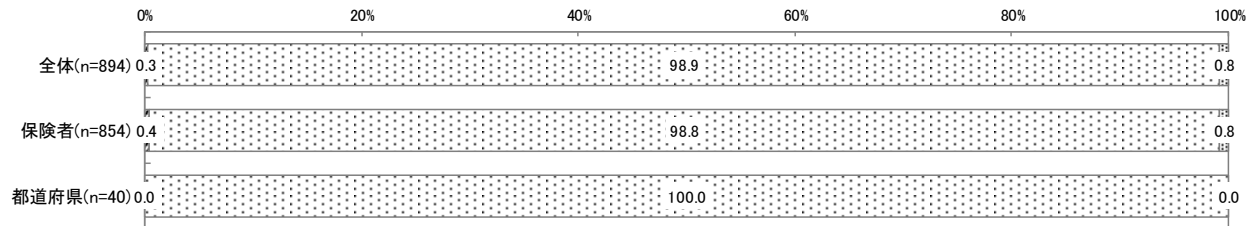


【上記以外の助言・指導】

- ・ ナイトデイサービスの規則制定。
- ・ 自治体指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準。
- ・ 都道府県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針。
- ・ 指定通所介護事業所等における設備の利用について。
- ・ 宿泊サービス・・・届出対象設備を専用区画内に止まらず、同一建物に拡大。
- ・ 下記1と2に該当する事業所について、届出。1. 通所介護事業所と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。以下同じ。）を利用し宿泊サービスを提供する事業所。2. 通所介護事業所と同一敷地内又は近隣地の別の建物にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等を利用し宿泊サービスを提供する事業所。

④ 「訪問介護あるいは通所介護における、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等の保険外サービスを提供する場合の価格規制」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成(問 2-6)

図表66. 訪問介護あるいは通所介護における、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等の保険外サービスを提供する場合の価格規制について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等の作成

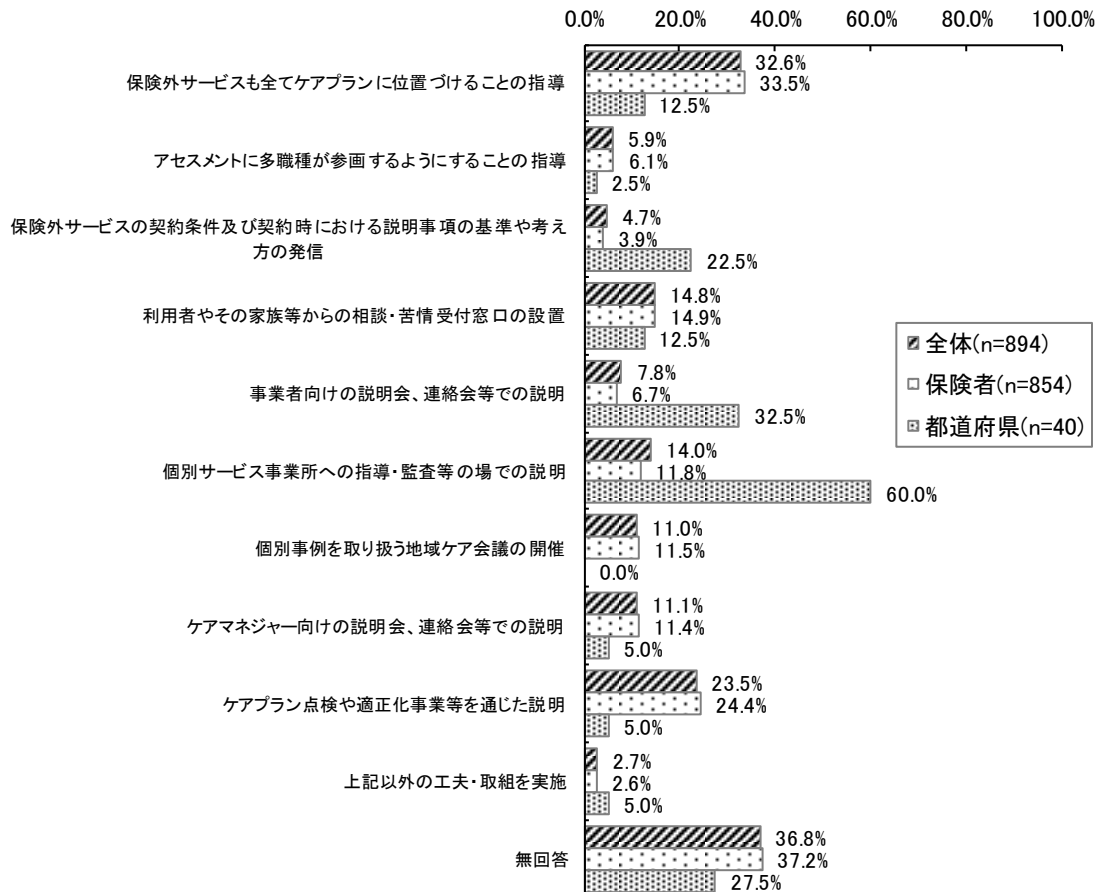


- 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
- 独自の文書やルール等は作成していない
- 無回答

■ 適正な介護保険事業運営及び利用者保護の観点からの工夫・取り組み

① 「訪問介護と保険外サービスの連続的提供」について、適正な介護保険事業運営を担保するための工夫・取り組み(問3-7)

図表67. 訪問介護と保険外サービスの連続的提供について、適正な介護保険事業運営を担保するための工夫・取り組み



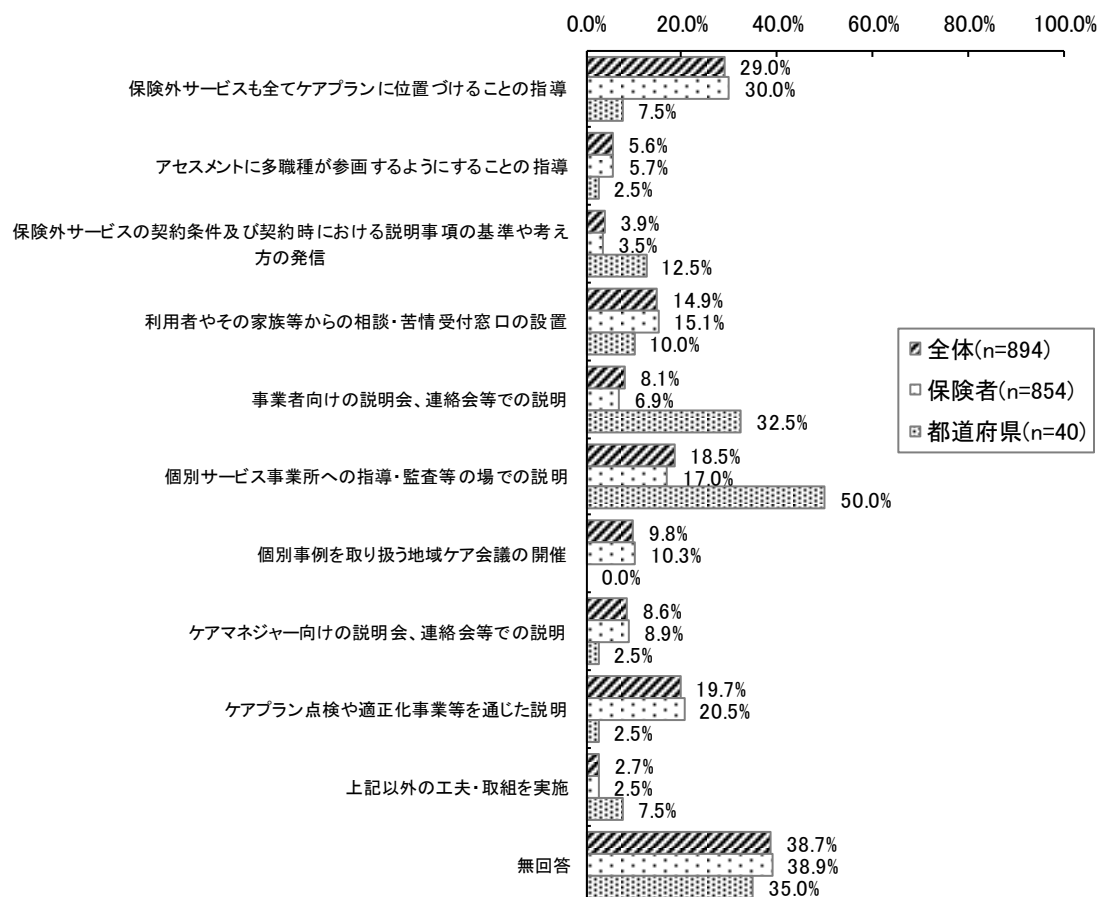
【上記以外の工夫・取り組みの内容】

- ・ 介護保険と介護保険外サービスについて、書類・会計等を明確に分けていただくよう伝えている。
- ・ ケアマネジャー、事業所からの問い合わせに対する回答。
- ・ 給付管理の質問として受けた場合には、介護保険サービスと保険外サービスが適切にプランに位置づけられるよう助言している。
- ・ 相談があった場合は、訪問介護に限らずインフォーマル・フォーマルサービスを検討し、必要な場合はサービスに取り入れるように話をします。

- 区分を明確にするよう指導。
- 運営規程を介護保険サービスと別に定め、適正な料金を設定し明記すること。介護保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区別すること。介護保険サービスと保険外サービスに従事する職員を明確に区分することを指導するようにしている。
- 介護支援専門員とともに確認検証する。保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認をする。改善すべき事項の伝達。
- 地域包括支援センターを活用し、資源の情報提供をする。
- 個別サービス事業所の問合せに対し、回答している。
- 介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分するようこの指導はしているが、「連続的提供」に特化した取り組みはしていない。
- 介護保険サービス提供時間外で無償での利用者支援を実施しているが、保険外サービスとしての提供がないため、実施はありません。
- 恒常的な取り組みはできていない。問い合わせや相談があった際に、その都度、助言や指導を行う。

②「通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供」に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取り組み(問5-4)

図表68. 通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取り組み



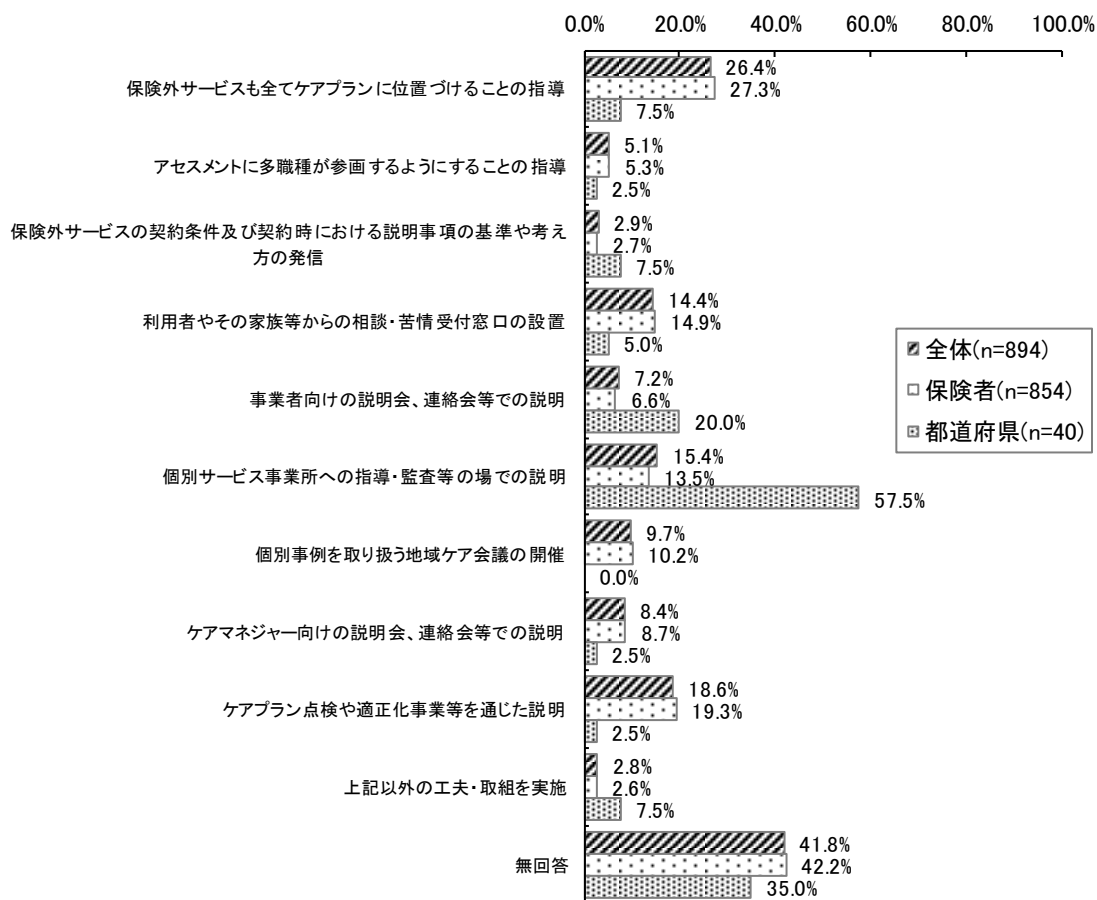
【上記以外の工夫・取り組みの内容】

- ・ 事業の届出について通知。
- ・ 介護保険と介護保険外サービスについて、書類・会計等を明確に分けていただくよう伝えている。
- ・ ケアマネジャー、事業所からの問い合わせに対する回答。
- ・ 利用者及びその家族への十分な説明を行いその同意を得ること。
- ・ 相談があった場合は、通所介護に限らずインフォーマル・フォーマルサービスを検討し、必要な場合はサービスに取り入れるように話をします。
- ・ 区分を明確にするよう指導。

- 運営規程を介護保険サービスと別に定め、適切な料金を設定し明記すること。介護保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区別すること。介護保険サービスと保険外サービスに従事する職員を明確に区分することを指導するようにしている。
- 地域密着型通所介護事業所については、運営推進会議の議題にするよう助言。
- 事業所からの個別の問い合わせに対して、それぞれ回答を行っている。
- 国省令に基づく届出の前に、県へ相談を求めている。通所介護事業所の設備を利用しない宿泊（例えば、別棟の空き部屋への宿泊等）や、通所介護の利用者以外の者を宿泊させる場合は、国省令に定める「宿泊サービス」に該当せず、他法令に基づく許可等を要する可能性があるため、予め事業者を確認している。（上記については、県HPに掲載している。）
- 「都道府県」における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」作成。

③ 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取り組み(問6-2)

図表69. 通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取り組み



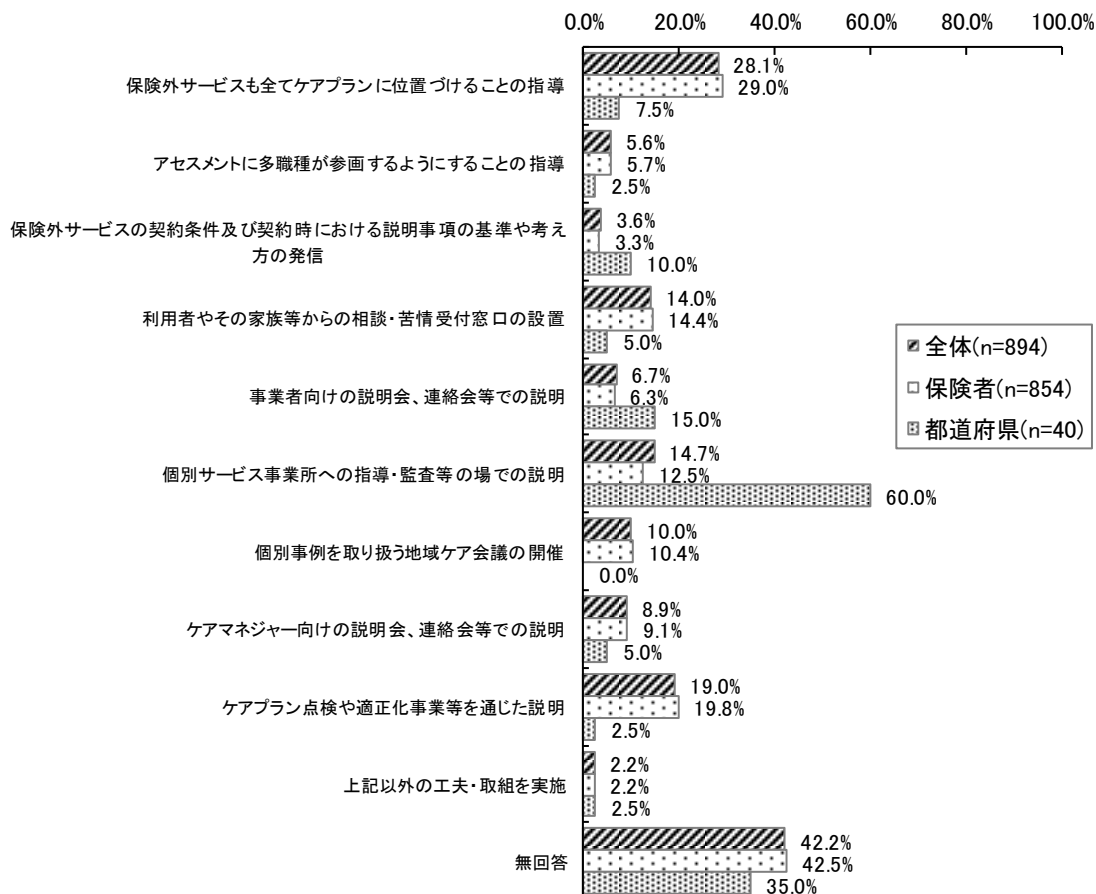
【上記以外の工夫・取り組みの内容】

- ・ 地域密着型サービスにおいては、運営推進会議の場も活用して、説明している場合がある。
- ・ 事業所から問合せがあった場合、適宜対応している。
- ・ 介護保険の定員数を超えないこと。介護保険利用者の利用に支障が出ないように配慮すること。事故発生時の対応。記録や会計等を分けること。
- ・ ケアマネジャー、事業所からの問い合わせに対する回答。

- ・ 混在事例なし。
- ・ 介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在することを想定していない。
- ・ 区分を明確にすること。
- ・ 運営規程を介護保険サービスと別に定め、適正な料金を設定し明記すること。介護保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区別すること。介護保険サービスと保険外サービスに従事する職員を明確に区分することを指導するようにしている。
- ・ 介護保険サービスと保険外サービスを混在させて提供することは、基準違反であり、介護給付費を算定できない。そのような事例があれば、誤った算定について、自主的に返還するよう指導することになる。
- ・ 事業所からの問い合わせに対して個別に助言を行っている。
- ・ 事故等の際の損害賠償に備えるよう助言している。

④「利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合」に実施している工夫・取り組み(問7-4)

図表70. 利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合に実施している工夫・取り組み



【上記以外の工夫・取り組みの内容】

- ・ 居宅介護支援事業所の実地指導において、介護保険外サービスについても、居宅サービス計画に位置づけるよう指導している。
- ・ 事業所から問合せがあった場合、適宜対応している。
- ・ 自費による体験利用以外で、保険外サービスの提供が想定されないほか、保険外サービスの提供の相談事例がないため、助言・指導の工夫・取り組みはない。
- ・ 介護保険と介護保険外サービスについて、書類・会計等を明確に分けていただくよう伝えている。
- ・ ケアマネジャー、事業所からの問い合わせに対する回答。
- ・ 恒常的な取り組みはできていない。問い合わせや相談のあった際に、その都度、

助言や指導を行う。

- 相談があった場合は、インフォーマル・フォーマルサービスを検討し、必要な場合はサービスに取り入れるように話をします。
- 保険外サービスについては、基本的に必要に応じての対応という形式で対応している。料金については、介護保険の自己負担分より低価で提供することは避けてもらいたい旨を伝えている。また、重要事項説明書等において位置づけを行なっているかの確認と契約書を別途取り交わすようにと指導している。食費等発生する場合も、著しく高額にならない限りは事業所と利用者の契約を優先している。
- 区分を明確にすること。
- 運営規程を介護保険サービスと別に定めたいうえで、適正な料金を設定し明記すること。介護保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区別すること。介護保険サービスと保険外サービスに従事する職員を明確に区分することを指導するようにしている。
- 重要事項説明書の記載内容の点検。(実地指導、指定更新時等)

参考資料2 保険者(自治体)アンケート調査票

1. 都道府県向けアンケート調査票

1.地域の状況について			
問1-1. 貴都道府県名についてご記入ください。(記述回答)			
<input style="width: 100%; height: 100%;" type="text"/>			
問1-2. 貴都道府県の人口及び高齢者数、要介護認定者数について伺います。2017年4月1日現在の値と2025年度の推計値についてご記入ください。(数値記入)			
<small>※不明な場合、把握困難な場合等は空欄としてください。 ※要介護認定者数は要支援を含めた総数をご記入ください。</small>			
人口	2017年4月1日現在		人
	2025年推計値		人
高齢者数 (65歳以上人口)	2017年4月1日現在		人
	2025年推計値		人
要介護認定者数	2017年4月1日現在		人
	2025年推計値		人
介護保険サービス利用者数	2017年4月1日現在		人
	2025年推計値		人
問1-3. 貴都道府県に所在する介護保険サービスの提供事業所数を伺います。2017年4月1日現在の値についてご記入ください。(数値記入)			
<small>※詳細が不明な場合等は概算でご記入ください。 ※介護予防サービス、総合事業サービス事業所は含めない値をご記入ください。</small>			
訪問介護事業所数		事業所	
通所介護事業所数		事業所	
本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。			

2.介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせた提供に関連するルールや書類の作成状況等について

問2-1. 介護保険サービス(介護給付に基づいて提供される居宅サービス)と保険外サービス(※)を組み合わせた提供に関して、平成29年1月～12月の期間に保険者や事業者等から照会・問い合わせはどの程度ありましたか。以下の選択肢から、最も近いものに「○」を入力してください。なお、「照会・問い合わせ」は、対面、書面、電話等を含めたものとしてご回答ください。(単一選択)

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。なお、訪問介護に関しては、要介護者の同居家族向けのサービスも含むこととします。 ※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 100件以上の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 5. 10～19件程度の照会・問い合わせがあった |
| <input type="checkbox"/> | 2. 60～99件程度の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 6. 1～9件程度の照会・問い合わせがあった |
| <input type="checkbox"/> | 3. 40～59件程度の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 7. 照会・問い合わせはなかった |
| <input type="checkbox"/> | 4. 20～39件程度の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 8. 集計・カウントしていないため件数は不明 |

問2-2. 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する保険者や事業者等からの照会・問合せについて、一貫性・統一性のある対応・回答を行うために貴都道府県で実施している取組はありますか。以下のうち、あてはまるものに「○」を入力してください。(単一選択)

- ※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。
- | | | |
|--------------------------|----------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 実施している取組がある | →問2-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 実施している取組はない | →問2-3.へ |

問2-2で「1.実施していることがある」を選択された場合にご回答ください。

問2-2-1. 実施されている内容について、あてはまるものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 条例や要綱等、都道府県としてルールを整備し、公表している | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 照会・問い合わせに対する、Q&Aやマニュアル、手引き等を作成し、公表している | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 公表はしていないが、対応・回答について整理しており(内規や対応履歴等)、行政内部で共有・利用している | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 電話や口頭での照会・問合せを行政内部で共有・検討した上で対応・回答している | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 照会・問合せを受ける担当を一元化することで対応・回答の差が生じないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> | 6. その他の取組を実施している | →問2-2-2.へ |

問2-2-1で「6.その他の取組を実施している」を選択された場合にご回答ください。

問2-2-2. 実施されている内容について以下の枠内に具体的に記入ください。(記述回答)

問2-3. 訪問介護と保険外サービスの連続的な提供における「明確な区分」について、保険者や事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまるものに「○」を入力してください。(単一選択)

注)平成12年11月16日老振第76号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」において、介護保険サービスと「明確に区分」することで保険外サービスを提供することが可能とされていますが、明確な区分の方法等について明示されておらず、都道府県や自治体ごとに具体的方法を定めている状況にあります。本設問では、明確な区分について各都道府県・自治体がどのように方法を定められているのかについてその実態を把握するために明確な区分に関する独自の文書やルールを作成しているか否か、その内容について伺います。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している | →問2-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 独自の文書やルール等は作成していない | |

問2-3で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-3-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-4. 通所介護を提供中の利用者に対する保険外サービスの提供について、保険者や事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している | →問2-4-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 独自の文書やルール等は作成していない | |

問2-4で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-4-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-5. 通所介護を提供していない時間帯における通所介護事業所の設備・人員を利用した保険外サービスの提供について、
保険者や事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

→問2-5-1.へ

問2-5で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-5-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-6. 訪問介護あるいは通所介護における、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等の保険外サービスを提供する場合の価格規制について、
保険者や事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

→問2-6-1.へ

問2-6で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-6-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いします。

3. 訪問介護における同一事業者による介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせたサービス提供への対応等について

問3-1. 貴都道府県では、平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導(※)を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の前後に連続して、自宅内で保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスの提供後に、介護保険サービスで提供できない生活援助を保険外サービス(自費サービス)で連続して提供すること)

※ここで「助言・指導」とは対面・口頭、書面、電話等での対応全般のこととし、疑義照会・問い合わせへの対応、ケア会議等での指摘等も含めてご回答ください(以下同様)。
 ※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。
 したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。なお、訪問介護に関しては、要介護者の同居家族向けのサービスも含むこととします。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問3-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問3-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問3-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問3-2へ |

問3-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|---------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護と保険外サービスを連続して提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護と保険外サービスについて、それぞれを提供するスタッフを別とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること | →問3-1-3へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 | →問3-1-2へ |

問3-1-1で「4. 上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-1-1で「3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書として時間の記録を残し区分を確認できるように手順をとること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の区分の方法で対応すること | →問3-1-4へ |
| <input type="checkbox"/> | 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない | |

問3-1-3で「6. 上記以外の区分・区切りの方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-4. 助言・指導された区分・区切りの方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-2. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして自宅で掃除介助等を提供している間に、保険外サービスとして介護保険サービスを受給していない同居家族分の部屋掃除や洗濯のサービスを提供すること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問3-2-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問3-2-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問3-2-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問3-3へ |

問3-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護の提供時間中に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること | →問3-2-3へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 | →問3-2-2へ |

問3-2-1で「4. 上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-2-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。
(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-2-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない |

問3-2-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-3. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして調理介助のサービスを提供する際、同時に介護保険サービスを受給していない同居家族分の食事を作ること
(同じメニューのものを、介護保険サービス利用者の方の分だけではなく、同居家族分も同時に作ること))

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない →問3-4.へ |

問3-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること →問3-3-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 →問3-3-2.へ |

問3-3-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-3-1で「3.訪問介護と保険外の区分が明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-3-3. 区分の方法について助言・指導したことがある場合、その内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

※具体的な方法の助言・指導がない場合は空欄としてください。

問3-4. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること】

(例:通常立ち回る行き先からの帰り道に、保険外サービスとして通常立ち回る場所以外の場所(スーパー、商店等での買い物)に立ち寄る支援を行うこと)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-4-1へ
2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-4-1へ
3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-4-1へ
4. 助言・指導したことはない →問3-5へ

問3-4で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-4-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
2. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること
3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること →問3-4-3へ
4. 上記以外の助言・指導 →問3-4-2へ

問3-4-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-4-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-3. 両サービスの区分・区切りの方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
5. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること
6. 上記以外の区分・区切りの方法で対応すること →問3-4-4へ
7. 具体的な区分方法については助言・指導していない

問3-4-3で「6.上記以外の区分・区切りの方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-4. 助言・指導された区分・区切りの方法について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-5. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること】

(例:自宅での介護保険サービス提供後に保険外サービスで外出付き添いを行うこと)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-5-1へ
2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-5-1へ
3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-5-1へ
4. 助言・指導したことはない →問3-6へ

問3-5で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-5-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
2. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること
3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること →問3-5-3へ
4. 上記以外の助言・指導 →問3-5-2へ

問3-5-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-5-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
5. 文書として時間の記録を残し区分を確認できるような手順をとること
6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-5-4へ
7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない

問3-5-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-6. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして通院等乗降介助を提供する合間に、院内で保険外サービスとして付き添い介助サービスを提供すること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度)
3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
4. 助言・指導したことはない

→問3-6-1.へ

→問3-6-1.へ

→問3-6-1.へ

→問3-7.へ

問3-6で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-6-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 通院等乗降介助の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
2. 通院等乗降介助の提供時間中に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること
3. 通院等乗降介助と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること
4. 上記以外の助言・指導

→問3-6-3.へ

→問3-6-2.へ

問3-6-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-6-1で「3.通院等乗降介助と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6.を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 服装を変える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
2. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
3. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
4. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること
5. 上記以外の区分の方法で対応すること
6. 具体的な区分の方法については助言・指導していない

→問3-6-4.へ

問3-6-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-7. 訪問介護と保険外サービスの連続的提供について、適正な介護保険事業運営を担保するためにどのような工夫・取組を行われていますか。以下のうち、あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 保険者に対する、保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
2. 保険者に対する、アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
7. 保険者が実施する個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催への支援
8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
9. 保険者が実施するケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明への支援
10. 上記以外の工夫・取組を実施

→問3-7-1.へ

問3-7で「10.上記以外の工夫・取組を実施」を選択された場合にご回答ください。

問3-7-1. 実施されている工夫・取組について、以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

4. 通所介護の提供中における保険外サービス提供への対応等について

問4-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること】

(例: マッサージ、カルチャースクール等 (注: 厚生労働省のQ&Aで提供可とされている理美容と緊急時の医療機関受診を除く))

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。
したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問4-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問4-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問4-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問4-2へ |

問4-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護の提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと(例: 無償で場所を貸与すること等) | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 非営利目的のもの(例: ホランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問4-1-5へ |
| <input type="checkbox"/> | 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問4-1-3へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の助言・指導 | →問4-1-2へ |

問4-1-1で「10. 上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-1-1で「9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- | | | |
|--------------------------|-------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. フィットネス | |
| <input type="checkbox"/> | 2. カルチャースクール(習い事) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. コインランドリー、洗濯代行 | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の保険外サービス | →問4-1-4へ |

問4-1-3で「5. 上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-4. 問4-1-3で選択された以外で「提供不可」であると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下にご記入ください。(記述回答)

問4-1-1で「8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること | →問4-1-6へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない | |

問4-1-5で「5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-2. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護を利用中の高齢者に対する保険外サービス利用に関するについて、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること】

(例: デイサービスへの訪問販売、洗濯代行の取次等)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度)
3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
4. 助言・指導したことはない

→問4-2-1へ
→問4-2-1へ
→問4-2-1へ

問4-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
2. 通所介護の提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること
3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること
4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること
5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと
6. 非営利目的のもの(例: ホランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと
7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること
8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること
9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること
10. 上記以外の助言・指導

→問4-2-5へ

→問4-2-2へ

問4-2-1で「10. 上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-2-1で「9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 理美容サービス
2. フィットネス
3. カルチャースクール(習い事)
4. コインランドリー、洗濯代行
5. 上記以外の保険外サービス

→問4-2-4へ

問4-2-3で「5. 上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-4. 問4-2-3で選択された以外で「提供不可」であると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下のご記入ください。(記述回答)

問4-2-1で「8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること
2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること
3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと
4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと
5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること
6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない

→問4-2-6へ

問4-2-5で「5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-3. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護サービス利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護の利用者に対し、通所介護の提供時間中に保険外サービスを提供すること】

(例: 機能(ADLやIADL等)の維持・回復のためという位置付けでの公園の散歩や買い物サポート、お花見の実施の取次等)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度)
3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
4. 助言・指導したことはない

→問4-3-1へ
→問4-3-1へ
→問4-3-1へ

問4-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 非営利目的のもの(例:ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問4-3-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問4-3-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 通所介護の提供時間中に利用者が事業所外に外出することを不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 11. 上記以外の助言・指導 | →問4-3-2.へ |

問4-3-1で「11. 上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-3-1で「9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-3. 提供不可と助言・指導されたことのある保険外サービスの具体例について以下のご記入ください。(記述回答)

問4-3-1で「8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-4. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストや人員を区分できるようにすること | →問4-3-5.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない | |

問4-3-4で「5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-5. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-4. 通所介護の送迎に併せて、病院への立ち寄り、スーパー等での買い物等の支援(以下、買い物等支援)を実施している事例について、これまでに事業者に対して助言・指導を実施されていますか。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

※過去に照会・問い合わせ等があったか否か、あった場合はそれに対して実施した助言・指導等の状況を確認する設問であり、立ち寄りや買い物支援が実施可能であるという解釈を示す設問ではありませんのでご留意願います。

- | | | |
|--------------------------|---------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. これまでに事業所等に対して助言・指導を実施したことがある | →問4-4-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 助言・指導したことはない | |

問4-4で「1. これまでに事業者等に対して助言・指導を実施したことがある」を選択された場合にご回答ください。

問4-4-1. 事業者等に助言・指導したことある場合のその事例の内容についてご回答ください。以下のうち、該当するものに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1. 送迎の途中で、送迎の一環として、商店等へ立ち寄り、買物等支援を行っている
(商店等へ立ち寄らない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる) | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 買物等支援における利用者負担は、当該支援を利用する場合のみに発生する | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 買物等支援を利用するか否かは、送迎とは独立して利用者が選択している | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 買物等支援の利用者負担について、移動する距離や時間等で差を設けていない | |

問4-5. 貴都道府県において、通所介護利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険者に対する、保険外サービスを全てケアプランに位置づけることの指導 | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 保険者に対する、アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 保険者が実施する個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催への支援 | |
| <input type="checkbox"/> | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| <input type="checkbox"/> | 9. 保険者が実施するケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明への支援 | |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 | →問4-5-1.へ |

.....→ 問4-5で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-5-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

--

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

5.通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供への対応について

問5-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関する以下の場合について、保険者や事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること】

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問5-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問5-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問5-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問5-2.へ |

問5-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問5-1-1. 保険者や事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護提供時間外に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 夜間・深夜時間帯でのサービス提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと(例:無償で場所を貸与すること等) | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 非営利目的のもの(例:ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 9. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問5-1-5.へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問5-1-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 11. 上記以外の助言・指導 | →問5-1-2.へ |

問5-1-1で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問5-1-1で「10.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-3. 保険者や事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 理美容サービス | |
| <input type="checkbox"/> | 2. フィットネス | |
| <input type="checkbox"/> | 3. カルチャースクール(習い事) | |
| <input type="checkbox"/> | 4. コインランドリー、洗濯代行 | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 宿泊を伴うサービス | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の保険外サービス | →問5-1-4.へ |

問5-1-3で「6.上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-4. 問5-1-3で選択された以外で「提供不可」であると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下にご記入ください。(記述回答)

問5-1-1で「9.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | | |
|--------------------------|---------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 事業所の人員・設備を利用して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 別の人員が担当するのであれば、保険外サービスを提供してもよいこと | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 一定の時間(例:1時間等)をあければ、保険外サービスを提供してもよいこと | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコストを判別できるよう、出納管理や勤怠管理等を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストや人員を区分できるようにすること | →問5-1-6.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない | |

問5-1-5で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問5-2. 指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下、「宿泊サービス」という。)を提供している事業所の貴都道府県への届出件数(平成29年11月末現在)をご回答ください。

※問1-3と、ご回答頂く基準となる時点が異なりますので、ご注意ください。

※届出が無い場合は「0」(ゼロ)とご記入ください。不明な場合、把握困難な場合は空欄としてください。

宿泊サービス届出件数		事業所
------------	--	-----

問5-3. 宿泊サービスについて、保険者や事業者等に提示可能な**独自の文書やルール等**を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

→問5-3-1へ

問5-3で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問5-3-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問5-4. 貴都道府県において、通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 保険者に対する、保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
2. 保険者に対する、アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
7. 保険者が実施する個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催への支援
8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
9. 保険者が実施するケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明への支援
10. 上記以外の工夫・取組を実施

→問5-4-1へ

問5-4で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問5-4-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いします。

6.介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面における保険外サービス提供について

問6-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面における、そのほかの保険外サービス提供に関して、保険者や事業者に対して助言・指導を実施されていますか。(単一選択)

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|--------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 多くの保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問6-1-1.へ |
| | 2. 一定数の保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問6-1-1.へ |
| | 3. 少数ではあるが、助言・指導したことがある(10件程度) | →問6-1-1.へ |
| | 4. 助言・指導したことはない | |

問6-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問6-1-1. 助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 利用者が混在する場合に保険外サービスの提供は一切不可とすること | |
| | 2. 保険外サービスの利用者が、通所介護の利用者に比べて限定的であれば、混在して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 3. 利用する設備(空間)を区分すれば両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 4. サービスを提供するスタッフ(人員)を区分すれば両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 5. 介護保険サービスの利用者や保険外サービスの利用者が一目でそれと分かるように区分される工夫(例:名札を付ける等)をすれば保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 6. 上記以外の助言・指導 | →問6-1-2.へ |

問6-1-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問6-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問6-2. 通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|----------------------------------------|-----------|
| | 1. 保険者に対する、保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 | |
| | 2. 保険者に対する、アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 | |
| | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 | |
| | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 | |
| | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 | |
| | 7. 保険者が実施する個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催への支援 | |
| | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| | 9. 保険者が実施するケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明への支援 | |
| | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 | →問6-2-1.へ |

問6-2で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問6-2-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いします。

7.介護保険と同等のサービスを自費サービスとして提供する場合の価格規制について

問7-1. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること】

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|--------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 多くの保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問7-1-1.へ |
| | 2. 一定数の保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問7-1-1.へ |
| | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問7-1-1.へ |
| | 4. 助言・指導したことはない | →問7-2.へ |

問7-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-1-1. 助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること | |
| | 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること | |
| | 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること | |
| | 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること | |
| | 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること | |
| | 6. 上記以外の助言・指導 | →問7-1-2.へ |

問7-1-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-2. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること】

※本枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|--------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 多くの保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問7-2-1.へ |
| | 2. 一定数の保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問7-2-1.へ |
| | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問7-2-1.へ |
| | 4. 助言・指導したことはない | →問7-3.へ |

問7-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-2-1. 助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること | |
| | 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること | |
| | 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること | |
| | 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること | |
| | 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること | |
| | 6. 上記以外の助言・指導 | →問7-2-2.へ |

問7-2-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-3. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること】

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問7-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の保険者や事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問7-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問7-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | |

問7-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-3-1. 助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の助言・指導 | →問7-3-2.へ |

問7-3-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-4. 利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合において、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険者に対する、保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 保険者に対する、アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 保険者が実施する個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催への支援 | |
| <input type="checkbox"/> | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| <input type="checkbox"/> | 9. 保険者が実施するケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明への支援 | |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 | →問7-4-1.へ |

問7-4で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-4-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

アンケート調査は以上となります。お手数をおかけしますが、本ファイルをメールにてご送付願います。ご多用の折、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

2. 保険者向けアンケート調査票

1.自治体の状況について						
問1-1. 貴自治体名についてご記入ください。(記述回答)						
問1-2. 貴自治体の人口及び高齢者数、要介護認定者数について伺います。2017年4月1日現在の値と2025年度の推計値についてご記入ください。(数値記入)						
<small>※不明な場合、把握困難な場合等は空欄としてください。 ※要介護認定者数は要支援を含めた総数をご記入ください。</small>						
人口	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">2017年4月1日現在</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>2025年推計値</td><td></td></tr> </table>	2017年4月1日現在		2025年推計値		人
2017年4月1日現在						
2025年推計値						
		人				
高齢者数 (65歳以上人口)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2017年4月1日現在</td><td></td></tr> <tr><td>2025年推計値</td><td></td></tr> </table>	2017年4月1日現在		2025年推計値		人
2017年4月1日現在						
2025年推計値						
		人				
要介護認定者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2017年4月1日現在</td><td></td></tr> <tr><td>2025年推計値</td><td></td></tr> </table>	2017年4月1日現在		2025年推計値		人
2017年4月1日現在						
2025年推計値						
		人				
介護保険サービス利用者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2017年4月1日現在</td><td></td></tr> <tr><td>2025年推計値</td><td></td></tr> </table>	2017年4月1日現在		2025年推計値		人
2017年4月1日現在						
2025年推計値						
		人				
問1-3. 貴自治体に所在する介護保険サービスの提供事業所数を伺います。2017年4月1日現在の値についてご記入ください。(数値記入)						
<small>※詳細が不明な場合等は概算でご記入ください。 ※介護予防サービス、総合事業サービス事業所は含めない値をご記入ください。</small>						
訪問介護事業所数		事業所				
通所介護事業所数		事業所				
<b style="color: blue;">本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。						

2.介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせた提供に関連するルールや書類の作成状況等について

問2-1. 貴自治体では、介護保険サービス(介護給付に基づいて提供される居宅サービス)と保険外サービス(※)を組み合わせた提供に関して、平成29年1月～12月の期間に事業者等から照会・問い合わせはどの程度ありましたか。以下の選択肢から、最も近いものに「○」を入力してください。なお、「照会・問い合わせ」は、対面、書面、電話等を含めたものとしてご回答ください。(単一選択)

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。なお、訪問介護に関しては、要介護者の同居家族向けのサービスも含むこととします。
※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 100件以上の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 5. 10～19件程度の照会・問い合わせがあった |
| <input type="checkbox"/> | 2. 60～99件程度の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 6. 1～9件程度の照会・問い合わせがあった |
| <input type="checkbox"/> | 3. 40～59件程度の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 7. 照会・問い合わせはなかった |
| <input type="checkbox"/> | 4. 20～39件程度の照会・問い合わせがあった | <input type="checkbox"/> | 8. 集計・カウントしていないため件数は不明 |

問2-2. 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せについて、一貫性・統一性のある対応・回答を行うために貴自治体で実施している取組はありますか。以下のうち、あてはまるものに「○」を入力してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>	1. 実施している取組がある	→問2-2-1.へ
<input type="checkbox"/>	2. 実施している取組はない	→問2-3.へ

問2-2で「1.実施していることがある」を選択された場合にご回答ください。

問2-2-1. 実施されている内容について、あてはまるものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 条例や要綱等、自治体としてルールを整備し、公表している | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 照会・問い合わせに対する、Q&Aやマニュアル、手引き等を作成し、公表している | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 公表していないが、対応・回答について整理しており(内規や対応履歴等)、行政内部で共有・利用している | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 電話や口頭での照会・問合せを行政内部で共有・検討した上で対応・回答している | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 照会・問合せを受ける担当を一元化することで対応・回答の差が生じないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> | 6. その他の取組を実施している | →問2-2-2.へ |

問2-2-1で「6.その他の取組を実施している」を選択された場合にご回答ください。

問2-2-2. 実施されている内容について以下の枠内に具体的に記入ください。(記述回答)

問2-3. 訪問介護と保険外サービスの連続的な提供における「明確な区分」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまるものに「○」を入力してください。(単一選択)

注)平成12年11月16日老振第76号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」において、介護保険サービスと「明確に区分」することで保険外サービスを提供することが可能とされていますが、明確な区分の方法等について明示されてはならず、自治体ごとに具体的な方法に状況にあります。本設問では、明確な区分について各自自治体がどのように方法を定められているのかについてその実態を把握するために明確な区分に関する独自の文書やルールを作成しているか否か、その内容について伺います。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している | →問2-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 独自の文書やルール等は作成していない | |

問2-3で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-3-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-4. 通所介護を提供中の利用者に対する保険外サービスの提供について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している | →問2-4-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 独自の文書やルール等は作成していない | |

問2-4で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-4-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-5. 通所介護を提供していない時間帯における通所介護事業所の設備・人員を利用した保険外サービスの提供について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

→問2-5-1.へ

問2-5で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-5-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-6. 訪問介護あるいは通所介護における、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等の保険外サービスを提供する場合の価格規制について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

→問2-6-1.へ

問2-6で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-6-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いします。

3. 訪問介護における同一事業者による介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせたサービス提供への対応等について

問3-1. 貴自治体では、平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、

事業者に対して助言・指導(※)を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の前後に連続して、自宅内で保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスの提供後に、介護保険サービスで提供できない生活援助を保険外サービス(自費サービス)で連続して提供すること)

※ここでの「助言・指導」とは対面・口頭、書面、電話等での対応全般のこととし、疑義照会・問い合わせへの対応、ケア会議等での指摘等も含めてご回答ください(以下同様)。

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。

したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。なお、訪問介護に関しては、要介護者の同居家族向けのサービスも含むこととします。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問3-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問3-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問3-1-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問3-2へ |

問3-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|---------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護と保険外サービスを連続して提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護と保険外サービスについて、それぞれを提供するスタッフを別とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること | →問3-1-3へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 | →問3-1-2へ |

問3-1-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-1-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書として時間の記録を残し区分を確認できるような手順をとること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の区分の方法で対応すること | →問3-1-4へ |
| <input type="checkbox"/> | 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない | |

問3-1-3で「6.上記以外の区分・区切りの方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-4. 助言・指導された区分・区切りの方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-2. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして自宅で掃除介助等を提供している間に、保険外サービスとして介護保険サービスを受給していない同居家族分の部屋掃除や洗濯のサービスを提供すること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問3-2-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問3-2-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問3-2-1へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問3-3へ |

問3-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護の提供時間中に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること | →問3-2-3へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 | →問3-2-2へ |

問3-2-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-2-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。
(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. エプロンを付け替える等、見目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-2-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない |

問3-2-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-3. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして調理介助のサービスを提供する際、同時に介護保険サービスを受給していない同居家族分の食事を作ること
(同じメニューのものを、介護保険サービス利用者の方の分だけではなく、同居家族分も同時に作ること))

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない →問3-4.へ |

問3-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること →問3-3-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 →問3-3-2.へ |

問3-3-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-3-1で「3.訪問介護と保険外の区分が明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-3-3. 区分の方法について助言・指導したことがある場合、その内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

※具体的な方法の助言・指導がない場合は空欄としてください。

問3-4. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること】

(例:通常立ち回る行き先からの帰り道に、保険外サービスとして通常立ち回る場所以外の場所(スーパー、商店等での買い物)に立ち寄る支援を行うこと)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-4-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-4-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-4-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない →問3-5.へ |

問3-4で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-4-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること →問3-4-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 →問3-4-2.へ |

問3-4-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-4-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-3. 両サービスの区分・区切りの方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。
(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の区分・区切りの方法で対応すること →問3-4-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 7. 具体的な区分方法については助言・指導していない |

問3-4-3で「6.上記以外の区分・区切りの方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-4. 助言・指導された区分・区切りの方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-5. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること】

(例: 自宅での介護保険サービス提供後に保険外サービスで外出付き添いを行うこと)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-5-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-5-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-5-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない →問3-6.へ |

問3-5で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-5-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること →問3-5-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 →問3-5-2.へ |

問3-5-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-5-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書として時間の記録を残し区分を確認できるような手順をとること |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-5-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない |

問3-5-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-6. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること】

(例: 介護保険サービスとして通院等乗降介助を提供する合間に、院内で保険外サービスとして付き添い介助サービスを提供すること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-6-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-6-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-6-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない →問3-7.へ |

問3-6で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-6-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通院等乗降介助の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通院等乗降介助の提供時間中に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 通院等乗降介助と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること →問3-6-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の助言・指導 →問3-6-2.へ |

問3-6-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-6-1で「3.通院等乗降介助と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。
(複数選択可。ただし、6.を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 服装を変える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること |
| <input type="checkbox"/> | 4. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-6-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な区分の方法については助言・指導していない |

問3-6-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-7. 訪問介護と保険外サービスの連続的提供について、適正な介護保険事業運営を担保するためにどのような工夫・取組が行われていますか。以下のうち、あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 |
| <input type="checkbox"/> | 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催 |
| <input type="checkbox"/> | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明 |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 →問3-7-1.へ |

問3-7で「10.上記以外の工夫・取組を実施」を選択された場合にご回答ください。

問3-7-1. 実施されている工夫・取組について、以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

4. 通所介護の提供中における保険外サービス提供への対応等について

問4-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること】

(例: マッサージ、カルチャースクール等 (注: 厚生労働省のQ&Aで提供可とされている理美容と緊急時の医療機関受診を除く))

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問4-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問4-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問4-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問4-2.へ |

問4-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護の提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと(例: 無償で場所を貸与すること等) | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 非営利目的のもの(例: ホランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問4-1-5.へ |
| <input type="checkbox"/> | 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問4-1-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の助言・指導 | →問4-1-2.へ |

問4-1-1で「10. 上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-1-1で「9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. フィットネス | |
| <input type="checkbox"/> | 2. カルチャースクール(習い事) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. コインランドリー、洗濯代行 | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 上記以外の保険外サービス | →問4-1-4.へ |

問4-1-3で「5. 上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-4. 問4-1-3で選択された以外で「提供不可」とであると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下のご記入ください。(記述回答)

問4-1-1で「8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること | →問4-1-6.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない | |

問4-1-5で「5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-2. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護を利用中の高齢者に対する保険外サービス利用に関するについて、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること】

(例: デイサービスへの訪問販売、洗濯代行の取次等)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問4-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問4-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問4-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問4-3.へ |

問4-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護の提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 非営利目的のもの(例:ホランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問4-2-5.へ |
| <input type="checkbox"/> | 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問4-2-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の助言・指導 | →問4-2-2.へ |

問4-2-1で「10.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-2-1で「9.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-3. 事業者等に提供不可助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 理美容サービス | |
| <input type="checkbox"/> | 2. フィットネス | |
| <input type="checkbox"/> | 3. カルチャースクール(習い事) | |
| <input type="checkbox"/> | 4. コインランドリー、洗濯代行 | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の保険外サービス | →問4-2-4.へ |

問4-2-3で「5.上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-4. 問4-2-3で選択された以外で「提供不可」であると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下のご記入ください。(記述回答)

問4-2-1で「8.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること | →問4-2-6.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない | |

問4-2-5で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-3. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護サービス利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護の利用者に対し、通所介護の提供時間中に保険外サービスを提供すること】

(例:機能(ADLやIADL等)の維持・回復のためという位置付けでの公園の散歩や買い物サポート、お花見の実施の取次等)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問4-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問4-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問4-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | |

問4-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 非営利目的のもの(例:ホランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問4-3-4.へ |
| <input type="checkbox"/> | 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問4-3-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 通所介護の提供時間中に利用者が事業所外に外出することを不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 11. 上記以外の助言・指導 | →問4-3-2.へ |

問4-3-1で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-3-1で「9.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-3. 提供不可と助言・指導されたことのある保険外サービスの具体例について以下のご記入ください。(記述回答)

問4-3-1で「8.面サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-4. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること |
| <input type="checkbox"/> | 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストや人員を区分できるようにすること →問4-3-5.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない |

問4-3-4で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-5. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-4. 通所介護の送迎に併せて、病院への立ち寄り、スーパー等での買い物等の支援(以下、買い物等支援)を実施している事例について、これまでに事業者に対して助言・指導を実施されていますか。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。
※過去に照会・問い合わせ等があったか否か、あった場合はそれに対して実施した助言・指導等の状況を確認する設問であり、立ち寄りや買い物支援が実施可能であるという解釈を示す設問ではありませんのでご留意願います。

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. これまでに事業所等に対して助言・指導を実施したことがある |
| <input type="checkbox"/> | 2. 助言・指導したことはない |

→問4-4-1.へ

問4-4で「1.これまでに事業者等に対して助言・指導を実施したことがある」を選択された場合にご回答ください。

問4-4-1. 事業者等に助言・指導したことある場合のその事例の内容についてご回答ください。以下のうち、該当するものに「○」を入力してください。(複数選択可)

- ※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。
- | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 送迎の途中で、送迎の一環として、商店等へ立ち寄り、買物等支援を行っている
(商店等へ立ち寄らない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる) |
| <input type="checkbox"/> | 2. 買物等支援における利用者負担は、当該支援を利用する場合のみに発生する |
| <input type="checkbox"/> | 3. 買物等支援を利用するか否かは、送迎とは独立して利用者が選択している |
| <input type="checkbox"/> | 4. 買物等支援の利用者負担について、移動する距離や時間等で差を設けていない |

問4-5. 貴自治体において、通所介護利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 |
| <input type="checkbox"/> | 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催 |
| <input type="checkbox"/> | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明 |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 →問4-5-1.へ |

問4-5で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-5-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの間隔は以上です。次のシートのご回答をお願いします。

5.通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供への対応について

問5-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること】

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問5-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問5-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問5-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問5-2.へ |

問5-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問5-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 通所介護提供時間外に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 夜間・深夜時間帯等でのサービス提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと(例:無償で場所を貸与すること等) | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 非営利目的のもの(例:ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 9. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること | →問5-1-5.へ |
| <input type="checkbox"/> | 10. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること | →問5-1-3.へ |
| <input type="checkbox"/> | 11. 上記以外の助言・指導 | →問5-1-2.へ |

問5-1-1で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問5-1-1で「10.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 理美容サービス | |
| <input type="checkbox"/> | 2. フィットネス | |
| <input type="checkbox"/> | 3. カルチャースクール(習い事) | |
| <input type="checkbox"/> | 4. コインランドリー、洗濯代行 | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 宿泊を伴うサービス | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の保険外サービス | →問5-1-4.へ |

問5-1-3で「6.上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-4. 問5-1-3で選択された以外で「提供不可」とであると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下にご記入ください。(記述回答)

問5-1-1で「9.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- | | | |
|--------------------------|---------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 事業所の人員・設備を利用して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 別の人員が担当するのであれば、保険外サービスを提供してもよいこと | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 一定の時間(例:1時間等)をあければ、保険外サービスを提供してもよいこと | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービスの提供に要したコストを判別できるよう、出納管理や勤怠管理等を行い記録に残すこと | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記以外の工夫により、コストや人員を区分できるようにすること | →問5-1-6.へ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない | |

問5-1-5で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問5-2. 指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下、「宿泊サービス」という。)を提供している事業所の貴自治体への届出件数(平成29年11月末現在)をご回答ください。

※問1-3と、ご回答頂く基準となる時点が異なりますので、ご注意ください。

※届出が無い場合は「0」(ゼロ)とご記入ください。不明な場合、把握困難な場合は空欄としてください。

宿泊サービス届出件数		事業所
------------	--	-----

問5-3. 宿泊サービスについて、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

[→問5-3-1へ](#)

問5-3で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問5-3-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問5-4. 貴自治体において、通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催
8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明
10. 上記以外の工夫・取組を実施

[→問5-4-1へ](#)

問5-4で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問5-4-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

6.介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面における保険外サービス提供について

問6-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、事業者に対して助言・指導を実施されていますか。(単一選択)

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|----------------------------------------------|-----------|
| | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問6-1-1.へ |
| | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問6-1-1.へ |
| | 3. 少数ではあるが、助言・指導したことがある(10件程度) | →問6-1-1.へ |
| | 4. 助言・指導したことはない | |

問6-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問6-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| | 1. 利用者が混在する場合に保険外サービスの提供は一切不可とすること | |
| | 2. 保険外サービスの利用者が、通所介護の利用者に比べて限定的であれば、混在して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 3. 利用する設備(空間)を区分すれば両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 4. サービスを提供するスタッフ(人員)を区分すれば両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 5. 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が一目でそれと分かるように区分される工夫(例:名札を付ける等)をすれば保険外サービスを提供しても良いこと | |
| | 6. 上記以外の助言・指導 | →問6-1-2.へ |

問6-1-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問6-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問6-2. 貴自治体において、通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--|----------------------------------------|-----------|
| | 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 | |
| | 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 | |
| | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 | |
| | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 | |
| | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 | |
| | 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催 | |
| | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 | |
| | 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明 | |
| | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 | →問6-2-1.へ |

問6-2で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問6-2-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

7.介護保険と同等のサービスを自費サービスとして提供する場合の価格規制について

問7-1. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること】

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問7-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問7-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問7-1-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問7-2.へ |

問7-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の助言・指導 | →問7-1-2.へ |

問7-1-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-2. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること】

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問7-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問7-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問7-2-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | →問7-3.へ |

問7-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の助言・指導 | →問7-2-2.へ |

問7-2-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-3. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること】

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) | →問7-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) | →問7-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) | →問7-3-1.へ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 助言・指導したことはない | |

問7-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること | |
| <input type="checkbox"/> | 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 上記以外の助言・指導 | →問7-3-2.へ |

問7-3-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-4. 貴自治体において、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合において、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※左枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 |
| <input type="checkbox"/> | 2. アセスメントに多職種が参画するようにするための指導 |
| <input type="checkbox"/> | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 |
| <input type="checkbox"/> | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催 |
| <input type="checkbox"/> | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 |
| <input type="checkbox"/> | 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明 |
| <input type="checkbox"/> | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 →問7-4-1.へ |

問7-4で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-4-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

アンケート調査は以上となります。お手数をおかけしますが、本ファイルをメールにてご送付願います。
ご多用の折、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

※本調査研究は、平成 29 年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成 29 年度厚生労働省老人健康増進等補助事業
介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する
調査研究事業報告書

平成 30 年 3 月
株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング
TEL : 03-6833-5204 FAX : 03-6833-9479